千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事

図面番号	図面名称	縮尺（Ａ１）	図面番号	図面名称	縮尺（Ａ１）
Ａ－０	図面リスト	―	Ｓ－01	構造関係特記仕様書（１）	―
Ａ－01	解体工事特記仕様書（１）	―	Ｓ－02	構造関係特記仕様書（２）	―
Ａ－02	建築工事特記仕様書（１）	―	Ｓ－03	構造関係特記仕様書（３）	―
Ａ－03	建築工事特記仕様書（７）	―	Ｓ－04	構造関係共通事項（その１）	―
Ａ－04	案内図，配置図	S=1:6000,1:1200	Ｓ－05	構造関係共通事項（その２）	―
Ａ－05	平面図，屋根伏図（撤去図）	S=1:100	Ｓ－06	構造関係共通事項（その３）	―
Ａ－06	断面詳細図（撤去図）	S=1:20	Ｓ－07	構造関係共通事項（その４）	―
Ａ－07	平面図・屋根伏図・立面図（新設図）	S=1:100	Ｓ－08	基礎伏図・小屋伏図・軸組図（新設図）	S=1:100
Ａ－08	断面詳細図（新設図）	S=1:20	Ｓ－09	断面詳細図	S=1:20
Ａ－09	仮設計画図（参考図）	S=1:3000	Ｅ－01	電気設備工事特記仕様書（１）	―
			Ｅ－02	電気設備工事特記仕様書（２）	―
			Ｅ－03	単線結線図・手元開閉器盤	S=1:100
			Ｅ－04	電気設備平面図（撤去・改修図）	S=1:100
			Ｍ－01	機械設備工事特記仕様書（１）	―
			Ｍ－02	機械設備工事特記仕様書（２）	―
			Ｍ－03	機械設備工事特記仕様書（３）	―
			Ｍ－04	凡例・標準図・掘削範囲図	S=1:100
			Ｍ－05	給排水・消火設備平面図	S=1:100

工事名称：千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事

フレックス工期契約制度

○ 適用する（工事の着手期限日 令和　年　月　日 、工事の終期日 令和　年　月　日）、● 適用しない

留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

猛暑による作業不能日数

●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ）作業不能日数：０日間（工期の始期は令和８年１０月６日で算定）
ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））
がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ.工事概要

1.工事場所　千葉県浦安市海楽２－３６－２
2.敷地面積　44,007.15㎡
3.主要用途　高等学校
4.建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(m²)	延べ面積(m²)	備考
渡り廊下	S	1	79.97	0	

5.工作物、外構等

Ⅱ.解体工事仕様

1.共通仕様
1)　図面及び本特記仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
・建築物解体工事共通仕様書　（令和4年版）　以下、「解体共仕」という）
2)　解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
・公共建築標準仕様書（建築工事編）　（令和7年版）　以下、「標仕」という）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（令和7年版）　以下、「改修標仕」という）
・公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年版）　以下、「木造標仕」という）

2.提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、「県発注・営繕工事関連提出書類等一覧」(下記URL)によるほか、監督職員の指示による。　https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3.特記仕様
1) 項目は、●のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●のついたものを適用する。（ ●印が付かない場合は⊗印の付いたものを適用する。）
3) 特記事項に記載のく　＞内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	● 1.適用基準等	● 営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ● デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国営建技14号　令和5年3月1日） ○ （　　）
	● 2.工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。〈1.1.4〉 1)　工事受注時　契約締結後10日以内 2)　登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)　工事完成時　工事完成後10日以内
	● 3.電気保安技術者	● 自家用電気工作物、　○ 一般電気工作物　〈1.3.3〉 ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　学校長　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	● 4.工事電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条第３項により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。〈1.3.4〉
	● 5.施工条件	工事用車両の駐車場　● 図示　、○（　　）　〈1.3.5〉 資機材の置場所　● 図示　、○（　　） ・ ・
	○ 6.発生材の処理	○ 引渡しを要するもの　〈1.3.10〉 名称 ｜ 仕様等 ｜ 備考 ○ 工事現場において再利用及び再資源化を図るもの 名称 ｜ 仕様等 ｜ 備考
	● 7.ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)　受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)　受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	● 8.安全対策	・受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 ・発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	● 9.過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 10.環境対策	・受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること。 ・建設機械は、排ガス対策車及び、低騒音型を使用すること。 ・特定砂じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。 ・本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 ・受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	● 11.工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	○ 12.石綿含有建材の調査	〈1.4.1〉 ・事前調査　： 調査範囲　⊗ 施工範囲内　○ 図示 既存の設計図書　○ 有　○ 無 石綿含有建材の調査報告書の貸与　○ 有　○ 無 分析による石綿含有建材の調査　○ 有　○ 無 分析対象　アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト 分析方法 材料名 ｜ 定性分析方法 JIS A 1481-1 ｜ 定性分析方法 JIS A 1481-2 ｜ 定量分析方法 JIS A 1481-3 ｜ 定量分析方法 JIS A 1481-4 ○　箇所　箇所　箇所　箇所 ○　箇所　箇所　箇所　箇所 ○　箇所　箇所　箇所　箇所 サンプル数　1 箇所あたり3 サンプル 採取箇所　○　図示、○（　　）
	○ 13.技能士	一級技能士又は単一等級の資格を有する者の配置　〈1.6.2〉 ○適用する（ 職種：とび　、作業の種別：仮設工事と作業　） ○適用しない
	○ 14.施工数量調査	〈1.5.2〉 調査範囲　⊗ 図示、○（　　） 調査方法　⊗ 図示、○（　　）
	○ 15.中間検査	・回数　：（　　）回 ・実施時期：（　　完了時）
	○ 16.中間検査の指定対象工事	本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	● 17.創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項につて、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	● 18.完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書 ｜ 仕様 ｜ 部数 ● 図面 ｜ 解体後の残存物及び設備引込み位置が分かる図面 ｜ ● 1 部 ○ 部 ● 工事関係図書 ｜ 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ｜ ● 1 部 ○ 部 ● 電子成果品 ｜ CD-RまたはDVD-R ｜ ● 2 部 ○ 部
2 仮設工事	○ 1.騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策：　〈2.2.1〉 ○ 防音パネル　○ 防音シート　○ 養生シート 設置の範囲： ⊗ 図示　○（　　）
	○ 2.足場等	〈2.2.2〉 枠組足場の設置に当たっては、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省　令和5年 12月）により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等の作業に関する基準」の2(1)手すり据置き方式、又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。手すり先送り方式は不可とする。 また、別紙2「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させること。
	○ 3.監督職員事務所	〈2.3.1〉 ・監督職員用のスペース　： 規模(㎡)：　○10程度、○20程度、 ○ 35程度、○65程度、○ 100程度、　○（　　）程度 ・備品等の種類及び数量 ○　書棚、○　図面架、 ○ 見本棚、○ 机及びいす、 ○　更衣ロッカー（　）、 ○　ゴム長靴（　）、 ○ 雨合羽（　）、 ○ヘルメット（　）、○　墜落制止用器具（　）
	● 4.工事用水	構内既存の施設　⊗ 利用できない、● 利用できる（● 有償、　○ 無償）
	● 5.工事用電力	構内既存の施設　● 利用できない、 ○ 利用できる（⊗ 有償、　○ 無償）
	● 6.仮囲い等	仮囲い　⊗ 成型鋼板（H=　m、L=　m） ● ガードフェンス　(H= 1.8 m、L= 88.2 m) 出入口　○ シートゲート　(W=　m、H=　m) ● キャスターゲート（W= 4.0 m、H= 1.8 m） ○（　　）
	○ 7.仮設通路	○ 鋼板敷き（長さ6.0m、幅1.5m、厚さ22mm、　枚） ○（　　）
	● 8.交通誘導員	配置人数　：（ 10 ）人 配置期間　：（ 大型重機搬入時　） 配置場所　：（ 正門付近、陶芸教室横キャスターゲート前）

章	項目	特記事項
3 解体施工	○ 1.事前措置	浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等　〈3.2.1〉 ・事前回収、洗浄、消毒等の措置 ○ 実施済　○ 未実施（工事にて実施） ｵｲﾙﾀﾝｸ、ｵｲﾙｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ及び配管内 ・事前回収、洗浄等の措置 ○ 実施済　○ 未実施（工事にて実施）
	○ 2.杭	〈3.9.2〉 ・杭の解体工法　： ○ 引抜き工法（引抜いた杭の処理　⊗ 図示、○　　） ○ 破砕による解体 ・撤去孔埋戻し工法　： ⊗ 図示、 ○（　　）
	○ 3.樹木等	〈3.11.1〉 ・樹木の伐採抜根及び移植の範囲　： ⊗ 図示 ○（　　）
	● 4.地下埋設物及び埋設配管	〈3.12.1〉 ・地下埋設物及び埋設配管の解体の範囲　： ⊗ 図示 ●（基礎工事を目的とした土間コンクリート解体時に配管等が存在した場合、監督員と協議のこと）
	○ 5.設備機器等	〈3.2.1〉 ・解体事前処理（油類タンク）　： ○ 機械設備図による。 ○ 解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油が無いことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ○ 燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 ・解体事前処理（冷媒）　： 冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器 ○ 機械設備図による。 ○（　　） 冷媒を回収した後撤去を行う機器 ○ 機械設備図による。 ○（　　）
	○ 6.さく、照明設備等の付属物	〈3.10.1〉 ・さくの撤去範囲　： ⊗ 図示 ○（　　） ・電柱の撤去範囲　： ⊗ 図示 ○（　　） ・外灯の撤去範囲　： ⊗ 図示 ○（　　）
	○ 7.解体後の整地	〈3.13.1〉(22.9.2) ・解体後の埋戻し及び盛土　： 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 整地高さ ○ 現状GL　、○ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ○ 山砂の類、 ○ 他現場の建設発生土の中の良質土、 ○ 再生コンクリート砂 ・表層の砂利敷き　： ○ B種　、○（　　）

章	項目	特記事項
4 建設廃棄物処理	● 1.共通事項	1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、施工計画書に含め、各 1部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム登録証明書」を同システムにより作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1 年間保存しておくこと。 ・作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基き、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約書を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、 1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3)建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D票及び E票を提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 4)以下の項目の数量については、積算のための参考数量を示す。
	○ 2.路盤廃材	数量 ｜ 搬出先 ｜ 片道運搬距離 ｜ 処分方法 ｜ 備考 ○ 路盤廃材　t　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場
	● 3.再資源化等	〈4.4.1〉 数量 ｜ 搬出先 ｜ 片道運搬距離 ｜ 処分方法 ｜ 備考 ● 路盤廃材　19 t　郡市 市川市本行徳地先　5.2 km　● 中間処理場 ○ 最終処分場　高俊興業想定 ● コンクリート塊（有筋）　27.9 t　郡市 市川市本行徳地先　5.2 km　● 中間処理場 ○ 最終処分場　高俊興業想定 ● アスファルト塊　14.1 t　郡市 市川市本行徳地先　5.2 km　● 中間処理場 ○ 最終処分場　高俊興業想定 ○ 木材　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 金属類　m³　郡市　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 小型二次電池(指定再資源化製品)　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ (指定再利用促進製品)　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 蛍光ランプ ＨＩＤランプ　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管・継手　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ ガラス　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 廃石膏ボード　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 混合廃棄物　1.7m³　郡市 市川市本行徳地先　5.2 km　● 中間処理場 ○ 最終処分場　高俊興業想定 ○ 建設汚泥　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● カッター汚泥　0.5 m³　郡市 市川市本行徳地先　5.2 km　● 中間処理場 ○ 最終処分場　DHS想定 ○ ○ ● スクラップ控除（鉄）　2.5 t　km　● 有価物処理 ● スクラップ控除（銅線）　0.34 t　km　● 有価物処理 ● スクラップ控除（ナゲット処理）　0.45 t　km　● 有価物処理
	○ 4.産業廃棄物広域認定制度	○ 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 〈4.4.2〉 規格等 ｜ 備考 ○ 鉛蓄電池 ○ アルカリ蓄電池 ○
	○ 5.処理に注意を要する建設廃棄物	〈4.5.1〉 数量 ｜ 搬出先 ｜ 片道運搬距離 ｜ 処分方法 ｜ 備考 ○ 石綿含有石膏ボード　m³　郡市 町地先　km　○ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ○ ひ素,カドニウム含有石膏ボード　m³　郡市 町地先　km　○ 中間処理場 ⊗ 最終処分場 ○ CCA処理木材　m³　郡市 町地先　km　⊗ 中間処理場 ○ 最終処分場

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	
図　名	解体工事特記仕様書（1）　R7.11　製図 年 月 日　・・	01 A 千葉県

工事名称：千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事

フレックス工期契約制度

○ 適用する（工事の着手期限日 令和　年　月　日 、工事の終期日 令和　年　月　日）、● 適用しない

留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

猛暑による作業不能日数

●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ）作業不能日数：０日間（工期の始期は令和８年１０月６日で算定）
ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ．工事概要

1. 工事場所　千葉県浦安市海楽２－３６－２
2. 敷地面積　44,007.15㎡
3. 主要用途　高等学校
4. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	備考
渡り廊下	S	1	79.97	0	

5. 工作物、外構等

Ⅱ．建築工事仕様

1. 共通仕様

図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標仕」という。）

2. 提出様式

本工事で用いる提出書類の様式は、「県発注・営繕工事関連提出書類一覧」（下記URL）によるほか、監督職員の指示による。　https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3. 特記仕様

1）項目は、●のついたものを適用する。
2）特記事項は、●のついたものを適用する。（●印が付かない場合は⊗印の付いたものを適用する）
3）特記事項に記載の（　　）内表示番号は標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第100 号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準を満たすものを示す。
5）建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）一般社団法人　公共建築協会」による。

章	項目	特記事項
1 各章共通事項	● 1.適用基準等	● 建築工事標準詳細図　（令和4年版） ● 営繕工事写真撮影要領　（令和5年版） ● 建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ● 建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ● 千葉県福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル　（平成30年） ● 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　（令和7年度版） ● 建築物解体工事共通仕様書　（令和4年版） ● 公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年版） ● デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国営建技第14号　令和5年3月1日） ○（　　）
	● 2.工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金（消費税込）が、500万以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。　(1.1.4) 1）工事受注時　　契約締結後10日以内 2）登録内容の変更時　　契約事項の確定日から10日以内 3）工事完成時　　工事完成後10日以内
	● 3.電気保安技術者	● 事業用電気工作物（自家用電気工作物）、　○ 一般電気工作物　(1.3.3) ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　学校長　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	● 4.工事電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条第３項により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。　(1.3.4)
	● 5.保険	本工事の完成引渡まで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に附すること。 1）被保険者　　発注者、受注者及びその全下請負人 2）保険金額　　請負代金全額 3）保険期間　　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに監督職員に提出する。
	● 6.設計GL	⊗ 図示、●　設計GL = 現状GL
	○ 7.施工条件	(1.3.5) ・ ・ ・ ・
	● 8.環境への配慮	(1.4.1) (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の 1）から 4）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4）1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 1）又は 2）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3）又は4）に該当する材料を指す。 1）建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2）建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3）建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4）建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	● 9.材料の品質等	(1.4.2) (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、錆鉄製ふた
	○ 10.技能士	現場常駐報告書を提出すること。　(1.5.2) 適用工事種別 ／ 技能検定作業 ○ 仮設工事 ／ ○ とび作業 ○ 鉄筋工事 ／ ○ 鉄筋組立作業 ○ コンクリート工事 ／ ○ 型枠施工　　○ コンクリート圧送工事作業 ○ 鉄骨工事 ／ ○ 構造物鉄工事作業　　○ とび作業 ○ コンクリートブロック、ALCパネル、押出成形セメント板工事 ／ ○ コンクリートブロック工事作業 ○ ALCパネル工事作業 ○ 防水工事 ／ ○ アスファルト防水工事作業 ○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ セメント系防水工事作業 ○ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○ FRP防水工事作業　　○ シーリング防水工事作業 ○ 石工事 ／ ○ 石張り作業 ○ タイル工事 ／ ○ タイル張り作業 ○ 木工事 ／ ○ 大工工事作業 ○ 屋根及びとい工事 ／ ○ 内外装板金作業 ○ 金属工事 ／ ○ 鋼製下地工事作業　　○ 内外装板金作業 ○ 左官工事 ／ ○ 左官作業 ○ 建具工事 ／ ○ ビル用サッシ施工作業　　○ ガラス工事作業 ○ 自動ドア施工作業 ○ カーテンウォール工事 ／ ○ 金属製カーテンウォール工事作業 ○ ビル用サッシ施工作業　　○ ガラス工事作業 ○ 塗装工事 ／ ○ 建築塗装作業 ○ 内装工事 ／ ○ カーペット系床仕上作業 ○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業　　○ 壁装作業 ○ 排水工事 ／ ○ 建築配管作業 ○ 舗装工事 ／ ○ 溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ○ 加熱ペイントハンドマーカー工事作業 ○ 植栽工事 ／ ○ 造園工事作業
	● 11.総合試運転調整	○ 行う（適用箇所：　○ 火災報知設備と連動する防火設備等、　○　　）(1.5.7) ● 行わない 総合試運転調整を行う場合は、関連工事等に協力すること。
	○ 12.化学物質の濃度測定	・施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。　(1.5.9) ⊗ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○ 行わない、　○ 行う 測定対象室　○図示、　○（　　） 測定箇所数　○図示、　○（　　） 測定数値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	● 13.ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2）受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	● 14.材料試験	コンクリート圧縮試験及び鉄筋の引張等試験については、公益財団法人千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
	● 15.発生材の処理	別記-1による。　(1.3.11)
	● 16.設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記-2（工事区分表）による。
	● 17.安全対策	・受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 ・発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	● 18.過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1）積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2）さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5）建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
1 一般共通事項	● 19.環境対策	・受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること。 ・建設機械は、排ガス対策車及び、低騒音型を使用すること。 ・特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。 ・本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 ・受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	● 20.工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 21.施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○ 22.中間検査	・回数　：（　　）回 ・実施時期：（　　完了時）
	○ 23.中間検査の指定対象工事	本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1）調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2）中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	● 24.創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	● 25.設計図CADデータ	・設計図CADデータ　：●　貸与する、○　貸与しない
	● 26.電子納品	(1) 本工事は、電子納品の対象工事である。 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用しては電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 (2) ~~工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を、携行すること。~~ (3) ~~工事完成検査後は、速やかに、電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。またその後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。~~なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 (4) 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	● 27.完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。　(1.8.1～3) 提出図書 ／ 仕様 ／ 部数 ● 完成図面 ／ ○ 図面（A1版）折りたたみ製本　● 図面（A3版）見開き製本 ／ サイズ　● A4 版　○　版 ／ ● 1 部　○　部 ● 工事関係図書 ／ 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ／ ● 1 部　○　部 ○ 完成写真 ／ ○ キャビネ判　○ ／ 撮影箇所　○ 2 箇所　○　箇所 ／ ○ 1 部　○　部 ● 保全に関する資料 ／ ○ 建築物等の利用に関する説明書　○ 機器取扱い説明書　○ 機器性能試験成績書　● 官公署届出書類　○ 総合試運転調整報告書　建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。 ／ ● 1 部　○ 部 ● 電子成果品 ／ 電子納品による ／ ● 2 部　○ 部
	● 28.施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、1年目及び2年目に関係者（教育施設課、施設管理者、受注者）による施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、当課からの依頼により施設点検に立会い協力するものとする。
2 仮設工事	○ 1.監督職員事務所	(2.3.1) ・監督職員用のスペース　： 規模(㎡)：　○10程度、○20程度、○ 35程度、○65程度、○ 100程度、　○（　　）程度 ・備品等の種類及び数量 ○　書棚、○　図面架、○ 見本棚、○ 机及びいす、○　更衣ロッカー（　）、 ○　ゴム長靴（　）、　○ 雨合羽（　）、○ヘルメット（　）、○ 塗落制止用器具（　）
	● 2.工事用水	構内既存の施設　⊗ 利用できない、● 利用できる（● 有償、　○ 無償）
	● 3.工事用電力	構内既存の施設　● 利用できない、○ 利用できる（⊗ 有償、　○ 無償）
	● 4.仮囲い等	仮囲い　⊗ 成型鋼板（H=　　m、L=　　m） ● ガードフェンス　（H= 1.8 m、L= 88.2 m ） 出入口　○ シートゲート　（W=　　m、H=　　m） ● キャスターゲート（W= 4.0 m、H= 1.8 m　） ○（　　）
	○ 5.仮設通路	○ 鋼板敷き（　　） ○（　　）
	● 6.交通誘導員	配置人数　：（　10　）人 配置期間　：（　大型重機搬入時　） 配置場所　：（　正門付近、陶芸教室横キャスターゲート前　）
	○ 7.仮設足場	(2.2.4) 枠組足場の設置に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年 12月）により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2(1)手すり据置き方式、又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。手すり先送り方式は不可とする。 また、別紙2「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させること。
3 土工事	● 1.埋め戻し及び盛り土	(3.2.3)(表3.2.1) ・材料及び工法　： ●　標準仕様書表3.2.1による ○ A 種　適用場所（　　） ● B 種　適用場所（　　） ○ C 種　適用場所（　　）、土質（　　）、受渡場所（　　） ○ D 種　適用場所（　　） ○ 材料（　　）、工法（　　）
	● 2.建設発生土の処理	(3.2.5) ●　構内指示の場所に堆積、○　構内指示の場所に敷き均し、○（　　） ○　構外搬出適切処理（別記-1による）
4～7		「４　地業工事」、「５　鉄筋工事」、「６　コンクリート工事」、「７　鉄骨工事」は、構造関係特記仕様書による。
8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	○ 1.補強コンクリートブロック造	(8.2.2,3,5,7/8) ・ブロックの種類　： 断面形状及び圧縮強さによる区分 ／ 正味厚さ(mm) ／ モデュール呼び寸法(mm) 長さ 高さ ／ 化粧の有無 ／ 適用箇所 ／ 備考 ○ ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ○ ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ・モルタルの調合（容積比）　： ⊗　標準仕様書表8.2.1による　○ セメント（　　）：砂（　　） ・各部の配筋　：⊗　図示、○（　　） ・目地仕上げ　：○　押し目地仕上げ、　○ 化粧目地仕上げ ・まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する ・範囲　：　⊗ 図示、○（　　）
	○ 2.コンクリートブロック帳壁及び塀	(8.3.2～4) ・ブロックの種類　： 断面形状及び圧縮強さによる区分 ／ 正味厚さ(mm) ／ モデュール呼び寸法(mm) 長さ 高さ ／ 化粧の有無 ／ 表8.3.1以外の適用箇所 ／ 備考 ⊗空洞ブロックC(16) ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ○ 型枠状ブロック 20 ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ○ ／ ／ ／ ／ ○ 無、○有 ／ ／ ／ ・モルタルの調合（容積比）　： ⊗　標準仕様書表8.2.1による、　○ セメント（　　）：砂（　　） ・塀の厚さ(mm)　： 壁の高さが2m以下　⊗120、○（　　） 壁の高さが2m超え　⊗150、○（　　） ・壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊗ 図示、○（　　） ・各部の配筋　：⊗　図示、　○(　　)
	○ 3.ALCパネル	(8.4.2～5) ・ALCパネルの区分等　： 区分 ／ 単位荷重(N/㎡) 正荷重 負荷重 ／ 厚さ(mm) ／ 幅及び長さ ／ 耐火性能(時間) ／ 構法の種別 ○ 外壁用 ／ ○ 一般　○ コーナー ／ ○ 平　○ 意匠 ／ ／ ／ ／ 図示による ／ ○ なし　○ 1 ／ ○ A種　○ B種 ○ 間仕切壁用 ／ ○ 一般　○ コーナー ／ ○ 平　○ 意匠 ／ － ／ － ／ ／ 図示による ／ ○ なし　○ 1 ／ ○ C種　○ D種　○ E種 ○ 屋根用 ／ － ／ － ／ ／ ／ ／ 図示による ／ 0.5 ／ ⊗ F種 ○ 床用 ／ － ／ － ／ ／ ／ ／ 図示による ／ ○ 1　○ 2 ・パネルの相互の接合部に充填する耐火目地材　：○（　　） ・外壁、屋根パネルの構法における耐風圧性能　： 建築基準法に基づき定まる風圧力の（○ 1、○1.15、○ 1.3）倍の耐風圧性能 ・外壁パネル、間仕切りパネルにおける耐震性能　： 地震力に対する安全性 設計用震度 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 設計用水平震度（K_{H1}）⊗ 1.0 ○ 設計用鉛直震度（K_V）⊗ 0.5 ○ ／ 設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。 構造体の層間変形に対する追従性 層間変形角 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 ○ 1/100　○ 1/200 ／ 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと ・パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合：　⊗ 図示、○（　　） ・パネル短辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅(mm)　：　⊗ 10～20、○（　　） ・外壁、間仕切壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填　：○　適用する、○　適用しない
	○ 4.押出成形セメント板(ECP)	(8.5.2～5) ・ECPの種類等　： パネルの種類 ／ 形状 ／ 厚さ(mm) ／ 幅(mm) ／ 工法の種別 ／ 備考 ○ 外壁パネル ／ ○ F ／ ○ 50、○ 60、○ ／ ⊗ 600 ○ ／ ○ A種　○ B種 ○ D ／ ○ 50、○ 60 ○ T ／ 60 ○ 間仕切壁パネル ／ ○ F ／ ○ 50、○ 60、○ ／ ⊗ 600 ○ ／ ○ B種　○ C種 ○/D ／ ○ 50、○ 60 ○ T ／ 60 形状　F：フラットパネル、D：デザインパネル、T：タイルベースパネル ・外壁パネルの工法における耐風圧性能　： 建築基準法に基づき定まる風圧力の（○ 1、○1.15、○ 1.3）倍の耐風圧性能 ・外壁パネル、間仕切りパネルにおける耐震性能　： 地震力に対する安全性 設計用震度 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 設計用水平震度（K_{H1}）⊗ 1.0 ○ 設計用鉛直震度（K_V）⊗ 0.5 ○ ／ 設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。 構造体の層間変形に対する追従性 層間変形角 ／ 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 ○ 1/100　○ 1/200 ／ 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと ・パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合：　⊗ 図示、○（　　） ・パネル相互の目地幅（mm）：　⊗長辺（　　mm）、⊗ 短辺（　　mm） パネル幅 ／ 900mm以下の場合 ／ 900mmを超える場合 長辺の目地幅 ／ ⊗ 10mm以上、○（　　） ／ ⊗ 15mm以上、○（　　） 短辺の目地幅 ／ ⊗ 15mm以上、○（　　） ／ ⊗ 15mm以上、○（　　） ・出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm)：　⊗ 15mm程度、○（　　） ・耐火構造以外の目地及び隙間の処理　：　⊗ パネル製造所の仕様、○（　　） やむを得ず食き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する。 孔あけ及び欠き込みの大きさ ／ 切断後のパネルの残り部分の幅 パネルに孔あけを設ける場合 ／ 短辺 ／ パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下 ／ 150mm以下 長辺 ／ 500mm以下 ／ 300mm以下 パネルに欠き込みを設ける場合 ／ 短辺 ／ パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下 ／ 300mm以下 長辺 ／ 500mm以下 ／ 300mm以下

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

章	項目	特記事項

20 ユニット及びその他の工事

○ 23.流し台ユニット

ユニット分類	寸法(mm) W	寸法(mm) D	寸法(mm) H	備考
○ 流し台	○ 1,200 ○ 1,500 ○ 1,800 ○	○ 550 ○ 600 ○ 650 ○	○ 800 ○ 850 ○	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○ コンロ台	○ 600 ○	○ 550 ○ 600 ○ 650 ○	○ 620 ○ 670 ○	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○ つり戸棚	○ 1,200 ○ 900 ○	○ 450 ○	○ 500 ○ 700 ○	市販品
○ 水切り	○ 1,200 ○ 900 ○ 600 ○	—	—	市販品 ステンレス製 ○ 1段式、○

・品質・性能　：　JIS A 4420による
・形状　　：⊠　図示、○(　　)

○ 24.旗竿

材種	形式	高さ(mm)	操作方法	固定方法	備考
○ アルミニウム合金製 ○	○ テーパー式 ○ 同一断面式		○ ハンド式 ○ ロープ式	○ 埋込式 ○ ベース式 ○ バンド式	

○ 25.旗竿受金物

・材種　:○ ステンレス製 (SUS 304) 、○ (　　)

○ 26.車止め支柱

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)
○ 上下式鎖内蔵式	○ 標準品 ○ スプリング式	○ ステンレス製 ○		
○				

○ 27.フェンス

フェンスの種類	○ ビニル被覆エキスパンドフェンス、○　樹脂塗装メッシュフェンス ○ 鋼管フェンス、○ アルミフェンス、　○ (　　)
高さ	○ 図示、○

○ 28.プレキャストコンクリート　(20.3.3、4)

・コンクリートの設計基準強度　：
⊠　水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m³を満足する調合強度
○　図示
・配筋　：
⊠　配筋を定めた計算書を監督職員に提出する、○　図示
・取付け方法　：
⊠　図示、○(　　)

○ 29.間知石及びコンクリート間知ブロック積み　(20.4.2、3)

材種		種類	質量区分	備考
○ 間知石	○ 花こう岩 ○ 凝灰岩	—	—	
○ コンクリート間知ブロック	—		○ A ○ B	

・積み方　：⊠ 谷積み、○ 布積み
・目塗り　：○ 図示　、○ (　　)
・伸縮調整目地　：　材種 ○ 図示、○ (　　)
　　厚さ ○ 図示、○ (　　)

○ 30.鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	JISによる種類
○ 鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	○ 1種、 ○ 2種、 ○ 3種
○ 鋼製物品棚		○ 4種、 ○ 5種、 ○ 6種、 ○
○		

○ 31.屋内掲示板

・枠の材質　：⊠　アルミニウム製　、○(　　)
・表面の材質　：⊠　塩ビ発泡シート張り、○(　　)

○ 32.洗面カウンター

・材種　：○　メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）、○　人工大理石
・奥行き(mm)　：○　約 450、○ 約 600

○ 33.防煙垂れ壁

・固定式　：

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
⊠ 網入り磨板ガラス ○ 線入り磨板ガラス	⊠ 6.8 ○	⊠ 500 ○	アルミ製枠付き

・可動式　：

種類	材質	高さ(mm)	備考
○ 垂直降下式（巻取り型）	不燃布（不燃認定品）	⊠ 500 ○ 800 ○	ガイドレール ⊠ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○ 回転降下式	鋼板製又はアルミ製	⊠ 500 ○ 800 ○	表面仕上げ ⊠ 天井材張り ○

降下機構　　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○ 34.屋外掲示板

・照明器具　：⊠　有り、 ○ 無し
・施錠　　：⊠　有り、 ○ 無し

○ 35.収納家具

・材質、形状、寸法　：
⊠　図示、 ○(　　)
・合板類、MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量　：
⊠　F☆☆☆☆、 ○(　　)
・壁等に固定する家具　：⊠ 固定方法、寸法は家具表による　○下表による

家具名称	設置場所	固定方法	備考
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	

軽量鉄骨壁下地等への補強 ⊠ 図示、○ (　　)
収納物の散乱防止措置（ラッチ機構、ロック機構等）　講ずる
地震力に対する安全性

設計用震度	性能
設計用水平震度（K_H） ⊠ 1.0 ○ 設計用鉛直震度（K_V） ⊠ 0.5 ○	設計用震度の地震による引抜き力に対して、固定金具に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないものとする。 ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。 なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。

21 排水工事

● 1.屋外雨水排水　(21.2.1、2)(表 21.2.1、2)

・排水管用材料　：

材種	管の種類	形状	呼び径	備考
○ 遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管（1種）	○ B形管 ○	⊠ 図示、○	
● 硬質ポリ塩化ビニル管	○ RF-VP [G]		⊠ 図示、○	
	○ RS-VU [G]		⊠ 図示、○	
	○ VP		⊠ 図示、○	
	● VU		● 図示、○	

・基床の厚さ及び種類　：○ 図示、○ (　　)
・硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　：⊠　接着剤、○ ゴム輪
・側塊の形状及び寸法　：○ 図示、○ (　　)
・排水桝、ふたの種類　：○ 図示、○ (　　)
・砂地業に用いる材料 (6.4.2(2))　：
○　シルト、 ○ 山砂、 ○ 川砂、 ○ 砕砂
・砂利地業に用いる材料 (6.4.2(1))　：
○　再生クラッシャラン [G]、 ○ 切込砂利、 ○ 切込砕石
・現場打ちの場合のコンクリート　：
種類　　⊠ 普通コンクリート、○ (　　)
設計基準強度 ⊠ 18N/mm²、○(　　)
スランプ　　⊠ 15cm又は18cm、○ (　　)
・現場打ちの場合の鉄筋　：
種類の記号　⊠ SD295A、 ○(　　)
・排水桝が現場打ちの場合の足掛け金物　：
材料　　○ ステンレス製（幅400mm、径22mm）
　　○ 防錆処理を行った鋼製（径22mm）
　　○ 合成樹脂被覆加工されたもの（径19mm）
・凍上抑制層の厚さ　：○ 図示、 ○ (　　)
・凍上抑制層に用いる材料　：○ (　　)
（砂を用いる場合の砂の粒度試験　○行う、 ○　行わない）

○ 2.鋳鉄製ふた　(21.2.1)

・鋳鉄製マンホールふた　：

種類	適用荷重	鍵	備考
○ 水封形 ○ 簡易密閉形（パッキン式） ○ 密閉形（テーパ・パッキン式） ○ 中ふた付き密閉形（テーパ・パッキン式） ○	○ T-2 用 ○ T-6 用 ○ T-20用 ○	○ 有り ○ 無し	左記以外の品質等は（公社）空気調和衛生工学会 SHASE-S209による

○ 3.グレーチング　(21.2.1)

・鋼製　：

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
○ 受枠付き、ボルト固定 ○	○ 溝ふた（横断用） ○ 溝ふた（側溝用） ○ 桝ふた用 ○ U 字溝用	○ 歩行用 ○	○ 細目 ○		○ 凹凸形 ○
		○ T- 2用 ○ T- 6用 ○ T-14用 ○ T-20用	○ 普通目 ○ 細目		○ 平形 ○

・ステンレス製　：

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
○ 受枠付き、ボルト固定 ○	○ 溝ふた（横断用） ○ 溝ふた（側溝用） ○ 桝ふた用 ○ U 字溝用	○ 歩行用 ○	—	—	○ 凹凸形 ○
		○ T- 2用 ○ T- 6用 ○ T-14用 ○ T-20用	—	—	○ 平形 ○

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

○ 4.街きょ、縁石、側溝　(21.3.1、2)(表21.3.1)

・街きょ、縁石、側溝　：

種類	形状、寸法
○ 縁石	⊠ 図示、○
○ L 形側溝	⊠ 図示、○
○ U 形側溝	⊠ 図示、○
○ U 形側溝ふた	⊠ 図示、○
○	⊠ 図示、○

・砂地業の材料　：
○　シルト、 ○ 山砂、 ○ 川砂、 ○ 砕砂
・砂利地業に用いる材料　：
○　再生クラッシャラン [G]、 ○ 切込砂利、 ○ 切込砕石
・砂利地業の厚さ　：
⊠　100 (mm) 、 ○ 図示
・現場打ちの場合のコンクリート　：
種類　　⊠ 普通コンクリート、○ (　　)
設計基準強度 ⊠ 18N/mm²、○(　　)
スランプ　　⊠ 15cm又は18cm、○ (　　)
・現場打ちの場合の鉄筋　：
種類の記号　⊠ SD295A、 ○(　　)
・凍上抑制層の厚さ　：○ 図示、 ○ (　　)
・凍上抑制層に用いる材料　：○ (　　)
（砂を用いる場合の砂の粒度試験　○行う、 ○　行わない）

● 5.埋戻し土　(21.2.1)

・埋戻し土　：● B種、○ (　　)

22 舗装工事

● 1.路床　(22.2.2、3、5)(表22.2.1)

・路床の材料　：

種別	材料	厚さ(mm)
● 盛土	○ A種、 ● B種、 ○ C種、 ○　D種 ○ 建設汚泥から再生した処理土 [G]	● 図示 ○
○ 凍上抑制層	○ 再生クラッシャラン [G]、 ○　クラッシャラン ○ 切込み砂利 ○ 砂（標準仕様書表21.2.2による） ○	○ 図示 ○
○ フィルター層	○ 砂（標準仕様書表22.2.3(3)による） ○	○ 図示 ○

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
・行う
・行わない
・路床安定処理　：
安定処理の方法　○　置き換え工法、○ 安定処理工法
路床安定化処理用添加材料
　種類　○ 普通ポルトランドセメント、 ○　高炉セメントB種 [G]
　　○ フライアッシュセメントB種
　　○ 生石灰 (○ 特号、 ○ 1号) 、○ 消石灰 (○ 特号、 ○ 1号)
　　○ 固化剤 (○ セメント系、 ○ 石灰系)
　添加量　　(　　kg/m³ (目標CBR ○ 3以上、 ○　　))
安定処理工法に関する試験
　安定処理土のCBR試験（配合試験含む）　○ 行う、 ● 行わない
　（安定処理のCBR試験、配合試験は「舗装調査・試験法便覧」（安定処理土のCBR試験方法（JGS 0811準拠））、「舗装施工便覧」 (5-1-4(1))による）
　六価クロム溶出試験　　○ 行う、 ● 行わない
・路床置換処理　：
　置換厚　　⊠ 図示、○ (　　)
　置換材料の種類、品質　⊠ 図示、○ (　　)
・不織布（ジオテキスタイル）　：
　単位面積質量　○　60g/m²以上　　、○ (　　)
　厚さ(mm)　　○　0.5～1.0　　、○ (　　)
　引張強さ　　○　98N/(5cm (10kgf/5cm) 以上、○ (　　)
　透水係数　　○　1.5×10⁻¹cm/sec以上　、○ (　　)
・試験　：
　路床土の支持力比（CBR）試験 ○ 行う (　　箇所)　、● 行わない
　現場CBR試験（現場密度）　○ 行う (　　箇所)　、● 行わない
　路床締固め度の試験　　○ 行う (　　箇所)　、● 行わない

● 2.路盤　(22.3.2、3、5)(表 22.3.1)

・路盤の構成及び厚さ　：⊠ 図示、○ (　　)
・路盤材料の種類（標準仕様書22.3.1による種別）　：

砕石	○ クラッシャラン ○ 粒度調整砕石
再生材	● 再生クラッシャラン [G] ○ 再生粒度調整砕石 [G]
鉄鋼スラグ	クラッシャラン鉄鋼スラグ [G] ○ 粒度調整鉄鋼スラグ [G] ○ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ [G]

○ 3.アスファルト舗装　(22.4.2～6)(表22.4.4)

・アスファルト舗装の構成及び厚さ　：⊠ 図示、○ (　　)
・舗装の平たん性　：⊠ 通行の支障となる水たまりを生じない程度、○ (　　)
・材料　：
　アスファルト ○　再生アスファルト [G]
　　(標準仕様書表22.4.1による種類 ○ 60～80、 ○ 80～100)
　　○　ストレートアスファルト
　骨材　　○　道路用砕石
　　○　アスファルトコンクリート再生骨材 [G]
・加熱アスファルト混合物等の種類（配合は標準仕様書表22.4.4による）　：
　○　密粒度アスファルト混合物(13)
　○　細粒度アスファルト混合物(13)
　○　密粒度アスファルト混合物(13F)
・試験　：
　アスファルト混合物等の抽出試験　○ 行う、 ○　行わない

○ 4.コンクリート舗装　(22.5.2～4、6)(表22.5.1、3)

・コンクリート舗装の構成及び厚さ　：

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	○ 車路、駐車場	⊠ 図示、○	⊠ 図示　○
	○ 歩行者用通路	⊠ 図示、○	⊠　70、 ○ 150

・舗装の平たん性　：⊠ 通行の支障となる水たまりを生じない程度、○ (　　)
・材料　：
　コンクリート ⊠ 普通コンクリートで標準仕様書22.5.1による
　　○　以下による
　　コンクリートの種類　(　　)
　　設計基準強度(N/mm²)　(　　)
　　所定スランプ(cm)　　⊠ 8、○ (　　)
　　粗骨材の最大寸法(mm) (　　)
　早強ポルトランドセメント　○　使用する、　○使用しない
　注入目地材料　　⊠　低弾性タイプ、　○高弾性タイプ
　アスファルト乳剤　　プライムコート(1.5L/m²)
　目地　　⊠　標準仕様書 表22.5.3及び図22.5.1による
　　○　以下による
　　種類　(　　)
　　間隔　(　　m程度ごと)
　　構造　○ 図示による、○ (　　)

○ 5.カラー舗装　(22.6.2～4)

○　加熱系カラー舗装
　構成及び厚さ　　⊠ 図示、○ (　　)
　加熱系混合物結合材　○ アスファルト混合物
　　○ 石油樹脂系混合物（顔料添加量　　%）
　添加材
　　着色骨材　(　　)
　　自然石　(　　)
○　常温系カラー舗装
　工法　　○　ニート工法、　○ 塗布工法
　着色部の下部　　○　アスファルト舗装、○ コンクリート舗装
・舗装の平たん性　：⊠通行の支障となる水たまりを生じない程度、○ (　　)

○ 6.透水性アスファルト舗装　(22.7.2、3、6)

・舗装の構成　　：⊠　図示、○ (　　)
・舗装の平たん性　：⊠　著しい不陸がないもの、○ (　　)
・材料　：　骨材　　○　道路用砕石
　　○　アスファルトコンクリート再生骨材 [G]
　　(標準仕様書表22.4.1による種類 ○ 60～80、○ 80～100)
・試験　：　開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○ 行う、○ 行わない
　　砂の粒度試験　　○ 行う、○ 行わない
○　透水性コンクリート舗装　：　(22.5.2～4,6)
　コンクリート舗装に対する基準値

項目	基準値
最大粒径　(mm)	13
空隙率　(%)	20以上
透水係数　(cm/s)	0.01以上
目地の間隔	版厚の20倍程度

　構成、厚さはコンクリート舗装による
　不織布（ジオテキスタイル）
　　敷設位置　⊠　フィルター層と路床の間に敷設、 ○ 図示
　透水性コンクリート平板舗装舗装　(22.8.2、3)
　　透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による
　透水性インターロッキングブロック舗装　(22.8.2、3)
　　透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による

○ 7.半たわみ性舗装

区分	種類	厚さ(mm)
表層	半たわみ性舗装用アスファルト混合物Ⅰ型(13)	40
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)	40

・試験　：
　半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の抽出試験　○ 行う、 ○行わない
・材料　：
　浸透用セメントミルクの標準的な性状

項目	性状	試験方法
フロー値（Pロート）砂	10　～　14	舗装調査・試験法便覧（C041）
圧縮強度（7日養生）MPa	9.8　～　29.4	JIS R 5201
曲げ強度（7日養生）MPa	2.0以上	舗装調査・試験法便覧（C042）

・配合　：
　半たわみ性舗装用アスファルト混合物の標準配合

ふるいの呼び名	ふるいの通過質量百分率（%）
19　mm	100
13.2　mm	95　～　100
4.75　mm	10　～　35
2.36　mm	5　～　22
600　μm	4　～　15
300　μm	3　～　12
75　μm	1　～　6
アスファルト量（%）	3.0 ～　4.5

　半たわみ性舗装用アスファルト混合物のマーシャル安定度試験に対する基準値

項目	基準値
密度　(g/cm3)	1.90以上
安定度　(kN)	2.94以上
フロー値　(1/100cm)	20～40
空隙率 (%)	20～28
突き固め回数　(回)	50

・施工　：
　アスファルト混合物等の施工は、標準仕様書22.4.5による。
　浸透用セメントミルクの施工は、(1) から (5) による。
　(1) 浸透用セメントミルクの製造は、一般に移動式ミキサによって行うが、工事規模が大きい場合には専用の移動式や固定式の混合プラントを用いることもある。
　(2) 浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が50℃程度以下になってから行う。その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認する。浸透作業は、一般に振動ローラー等により行う。
　(3) セメントミルクが舗装表面に残っていると、路面のすべり抵抗値を低下させることがあるので、舗装表面の骨材の凹凸が現れる程度にセメントミルクをゴムレーキ等で除去する。特にすべり止め対策を必要とするところは、硅砂の使用及び余剰セメントミルクのよりいっそうの除去等、材料や施工法等で対処するか、場合によっては施工後ショットブラスト等で表面を粗くすることが必要である。
　(4) 交通開放までの一般的な養生期間は、下記に示すとおりである。

セメントミルクの種類	養生期間
普通タイプ	約3日
早強タイプ	約1日
超速硬タイプ	約3時間

　(5) 浸透用セメントミルクを注入する前に交通開放すると、骨材の剥奪や飛散、またはごみ、泥等による汚れが生じることがあるので、基本的に注入前に交通解放は行わないようにする。

締固め度	標準仕様書22.4.2(2)による
舗装厚さの許容差	標準仕様書22.4.2(3)による
舗装の平たん性	通行の支障となる水たまりを生じない程度

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事		
図名	建築工事特記仕様書（7）　R7.11	製図 年月日	・・

03 A 千葉県

改修場所：千葉県浦安市海楽２－３６－２

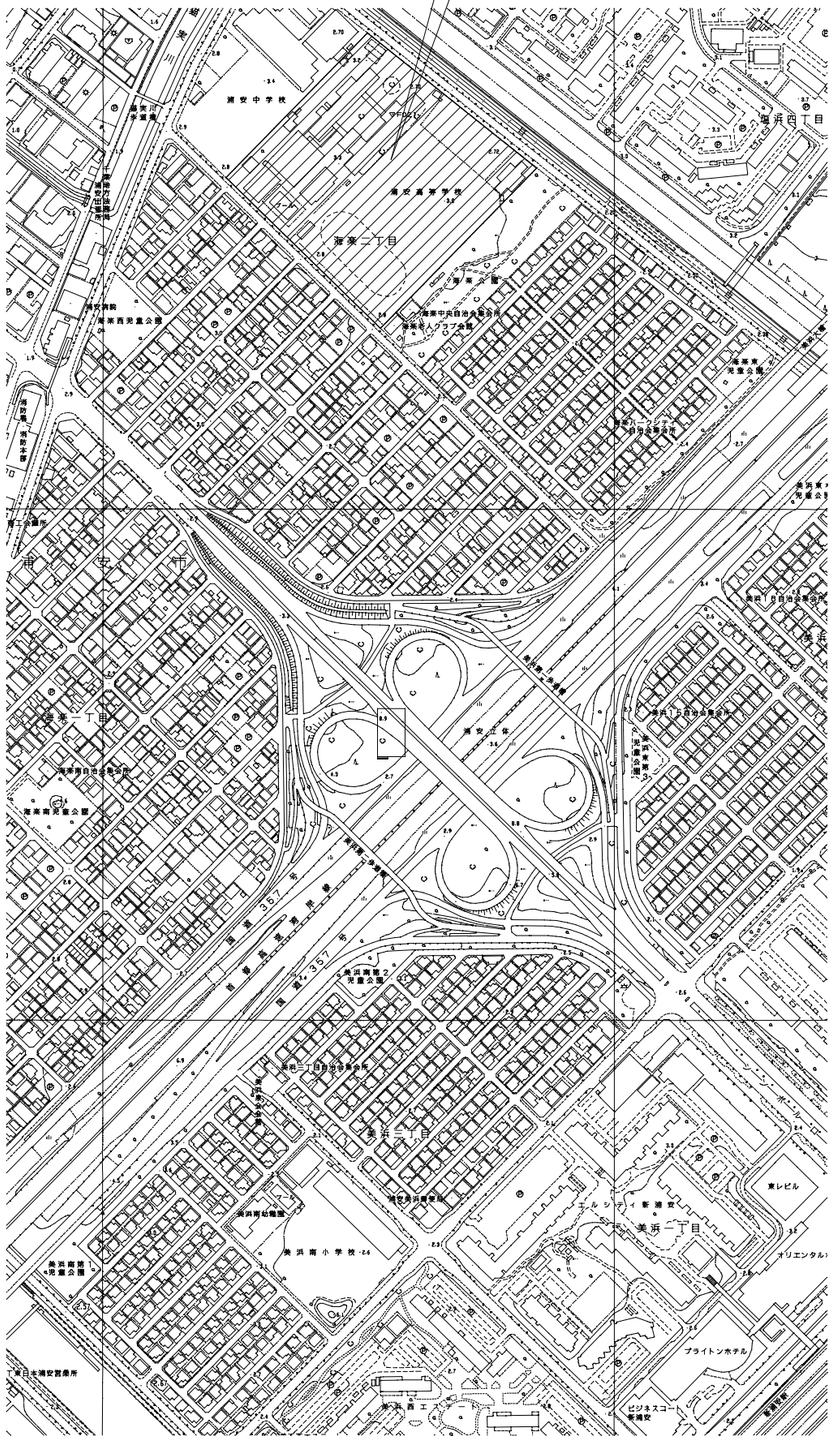

案内図　S＝1/6000

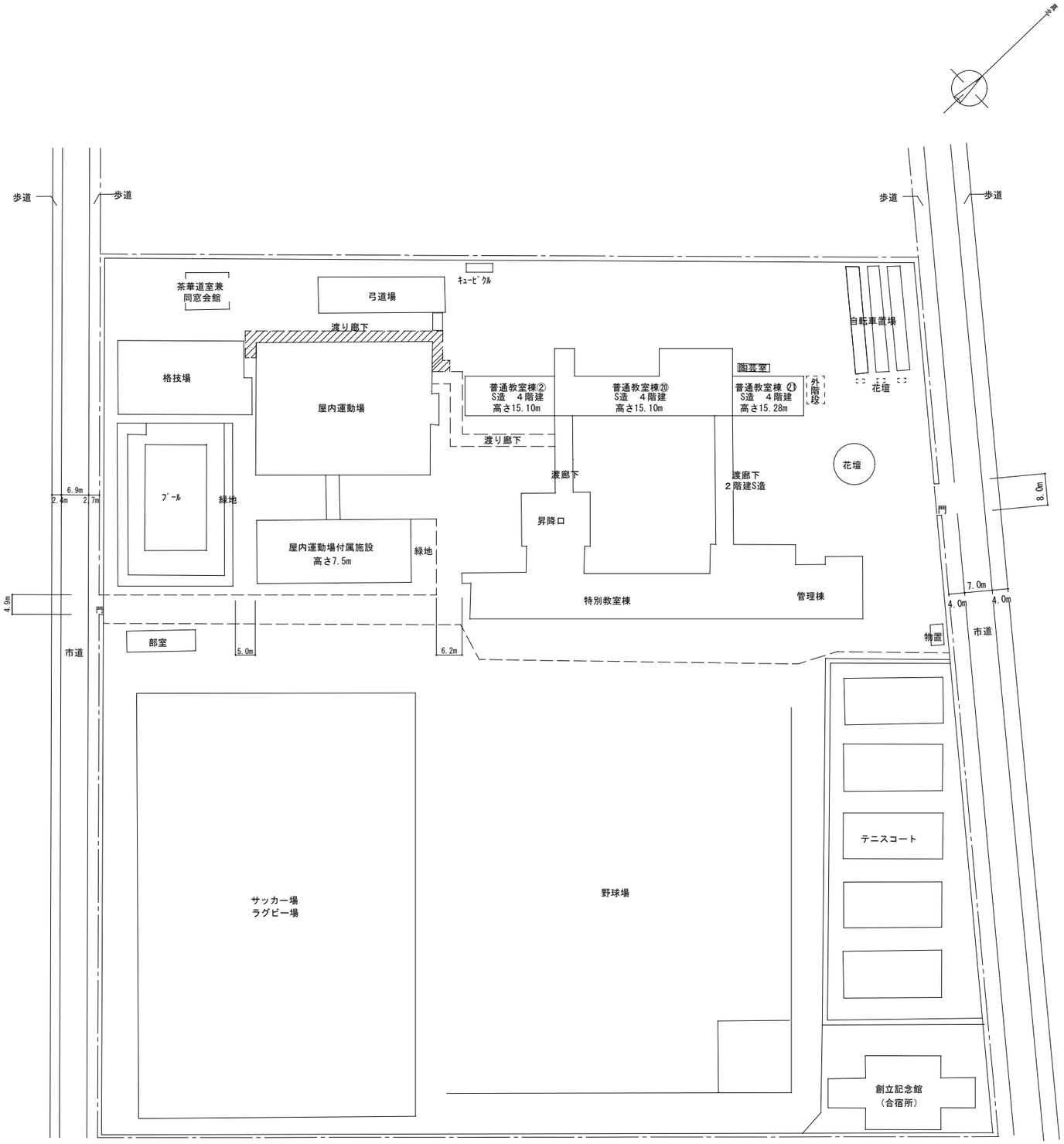

工事エリア

配置図　S＝1/1200

株式会社イデア建築設計事務所 一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号 管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹	工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	S=1:6000 S=1:1200	No.	A-04
	図面名	案内図，配置図		2025.1		

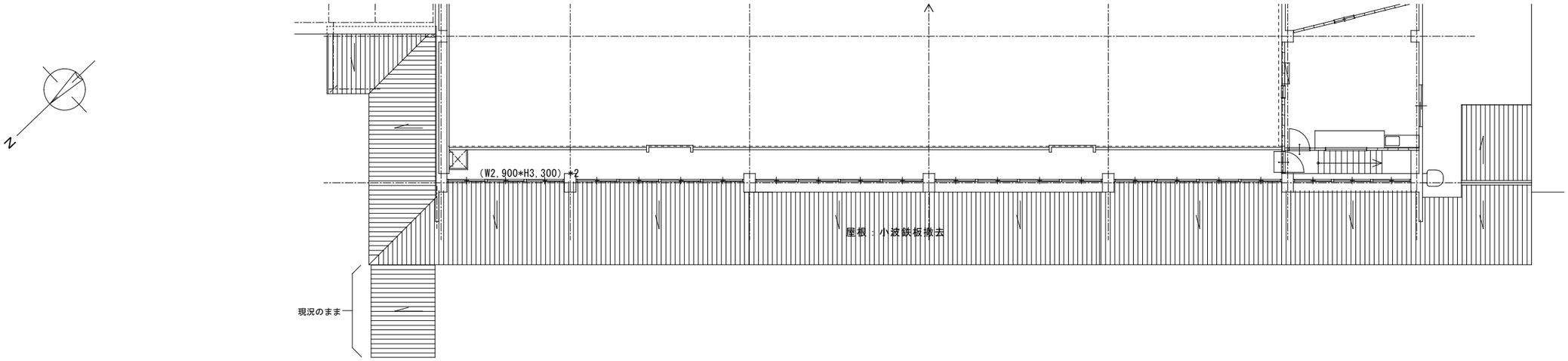

屋 根 伏 図	A1:1/100 A3:1/200

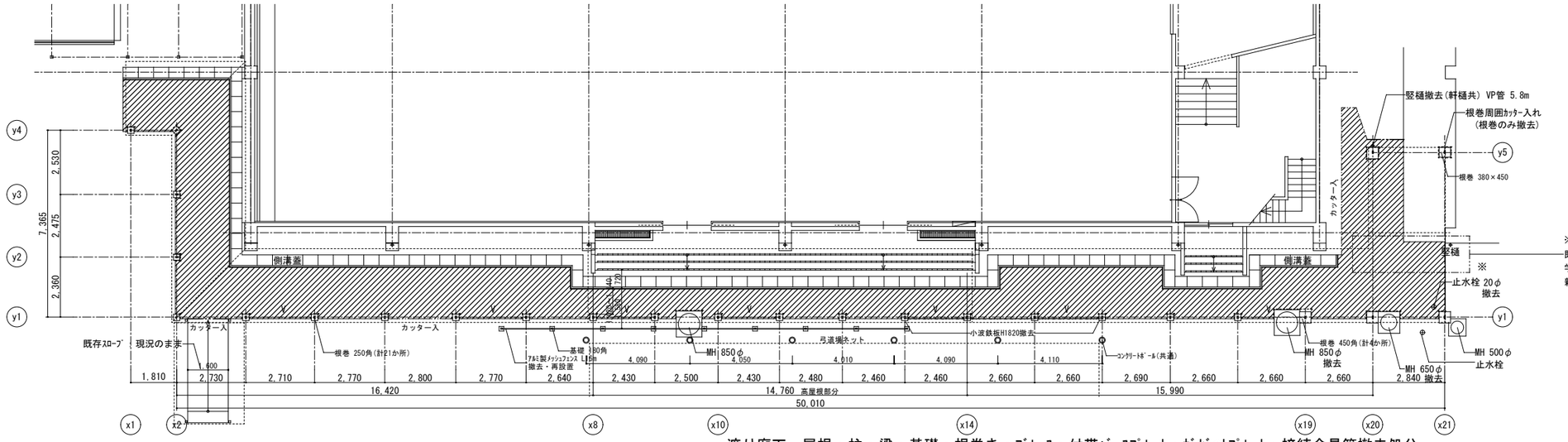

---- カッター入 計39.5m
(基礎先端ﾗｲﾝ
、既存柱根巻き周囲)

既存ｱｽﾌｧﾙﾄ・砕石撤去
計119m²

V：ブレースあり

※
既存屋根下電線あり。
学校と協議の上停電の上取外し、撤去・架空養生、
新設後復旧のこと。

渡り廊下　屋根・柱・梁・基礎・根巻き・ﾌﾞﾚｰｽ・付帯ﾍﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ・ｶﾞｾﾞｯﾄﾌﾟﾚｰﾄ・接続金具等撤去処分

平 面 図	A1:1/100 A3:1/200

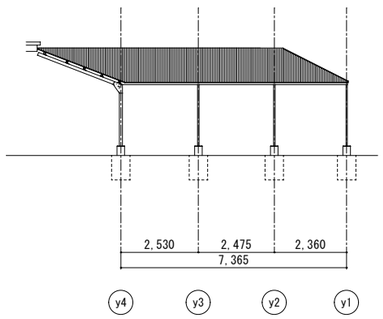

東 立 面 図	A1:1/100 A3:1/200

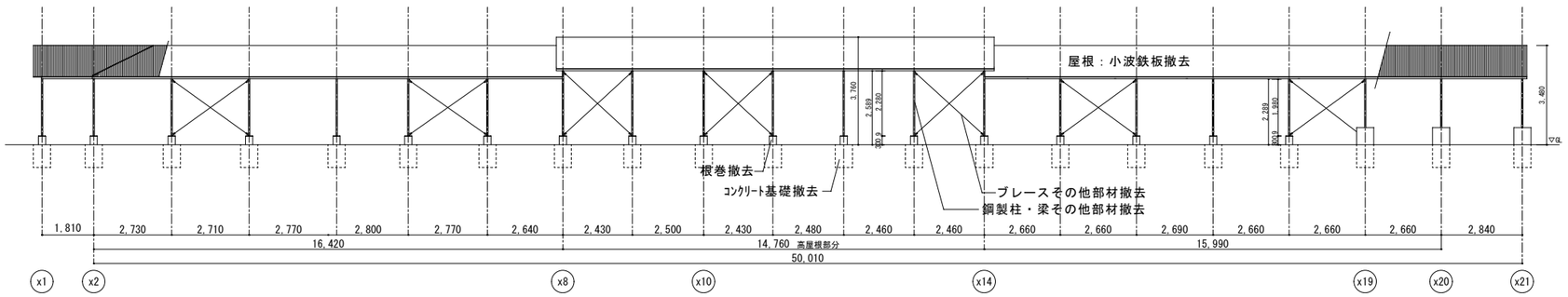

北 立 面 図	A1:1/100 A3:1/200

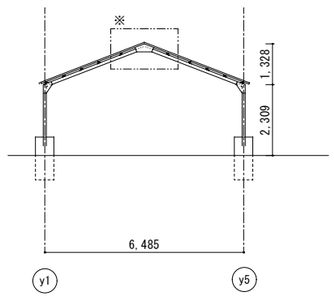

西 立 面 図	A1:1/100 A3:1/200

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/100 A3：1/200	NO.
図面名	平面図・屋根伏図（撤去図）		2025.02.28	A-05

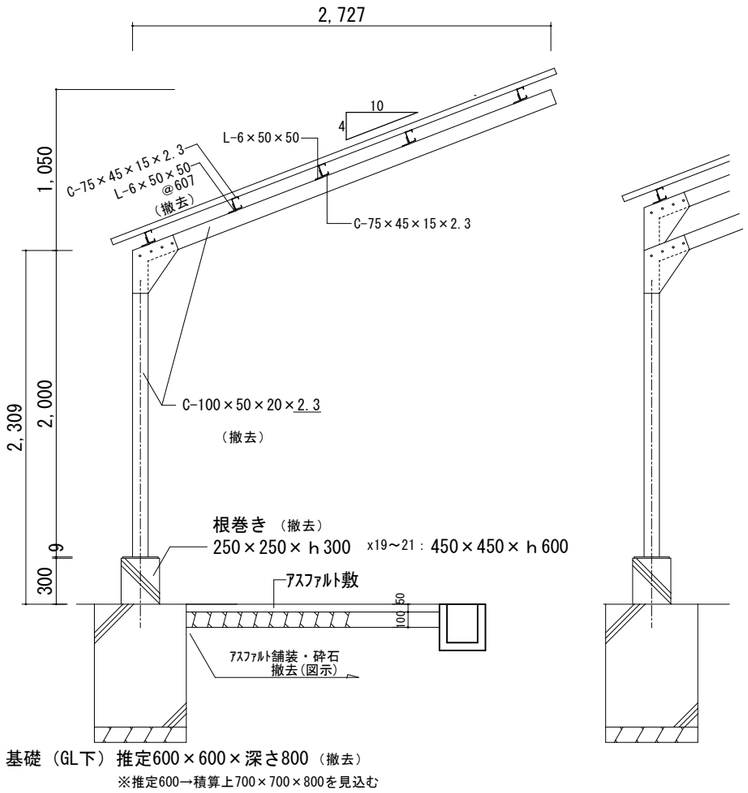

一般部分

改修前X8,X14

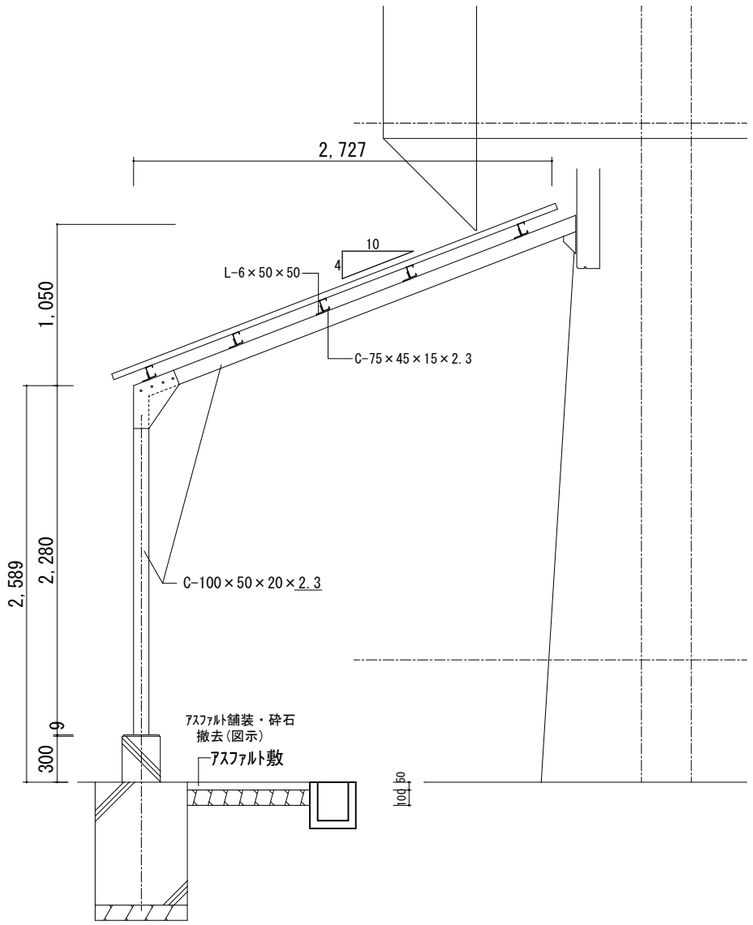

高屋根部分　改修前X8～X14

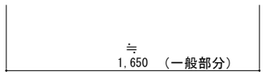

株式会社イデア建築設計事務所 一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号 管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹	工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/20 A3：1/40	NO. A-06
	図面名	断面詳細図（撤去図）		2025.02.28	

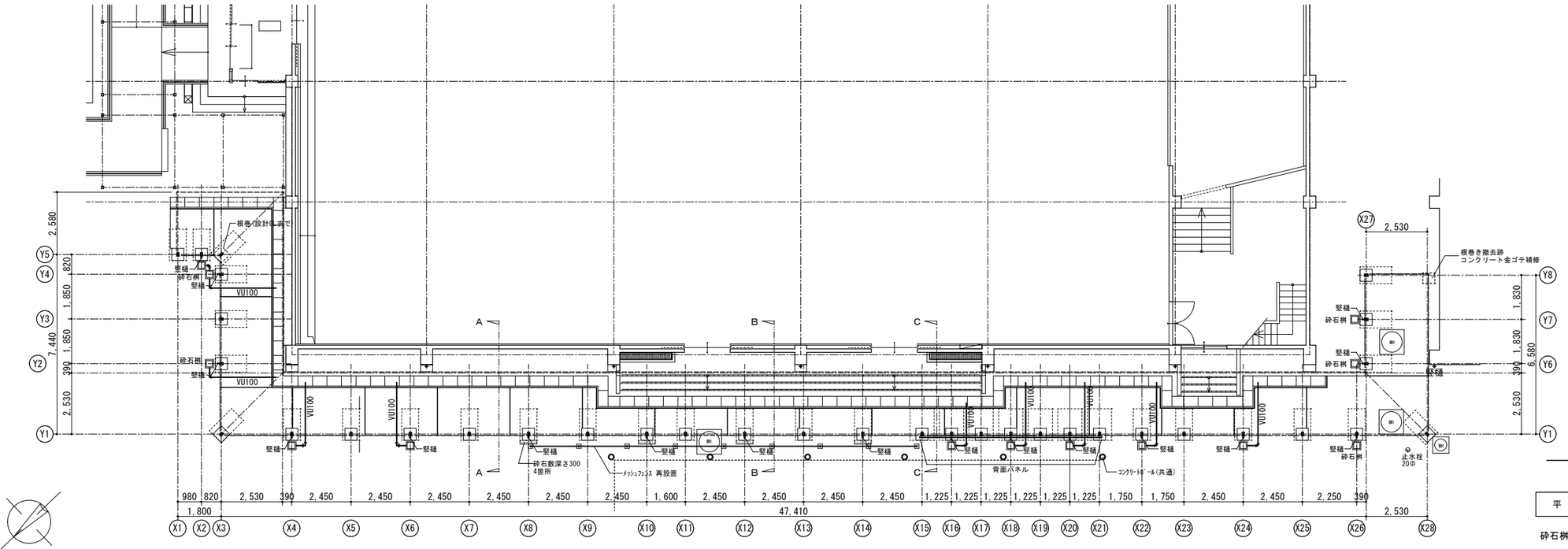

成形伸縮目地 W20 H40 ｴﾗｽﾀｲﾄ同等
@3m程度および側溝際　90.5m

平　面　図	A1:1/100 A3:1/200

砕石桝：底板なし　周囲砕石 t 150

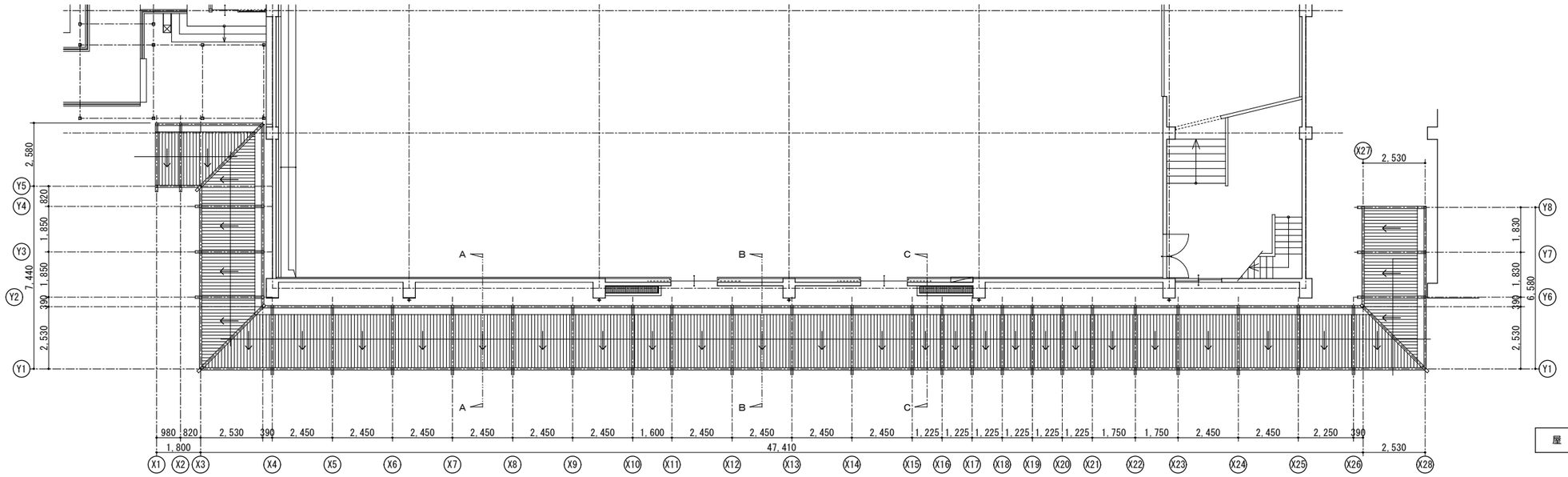

屋　根　伏　図	A1:1/100 A3:1/200

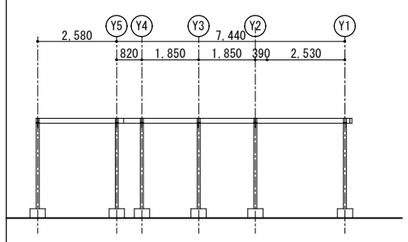

東　立　面　図	A1:1/100 A3:1/200

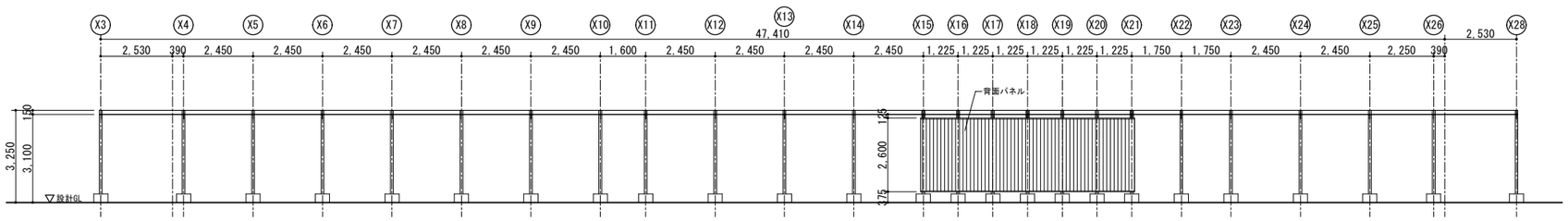

北　立　面　図	A1:1/100 A3:1/200

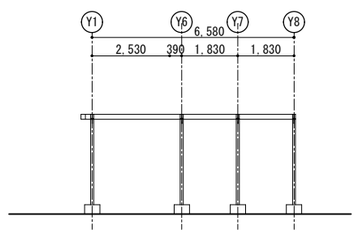

西　立　面　図	A1:1/100 A3:1/200

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/100 A3：1/200	NO.
図面名	平面図・屋根伏図・立面図（新設図）		2025.02.28	A-07

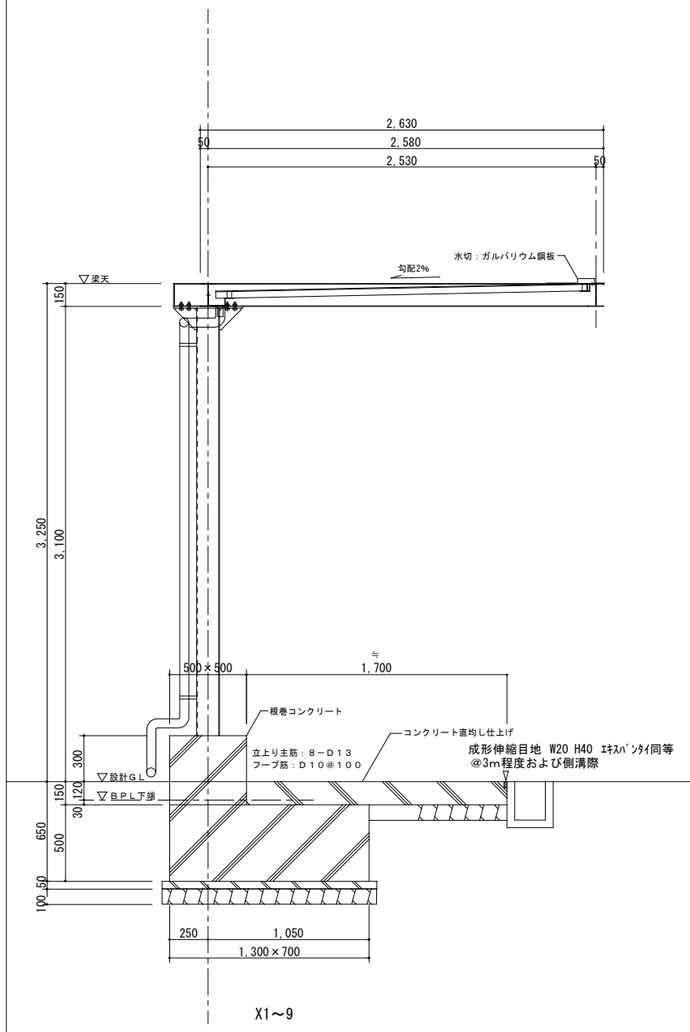

X1～9

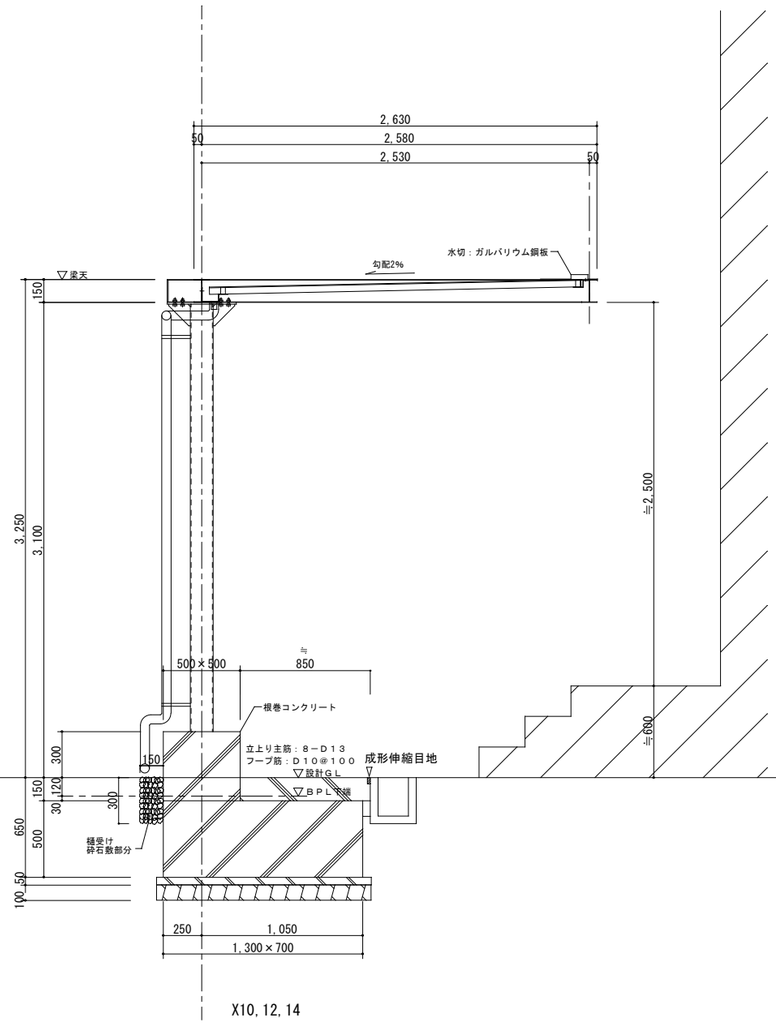

X10,12,14

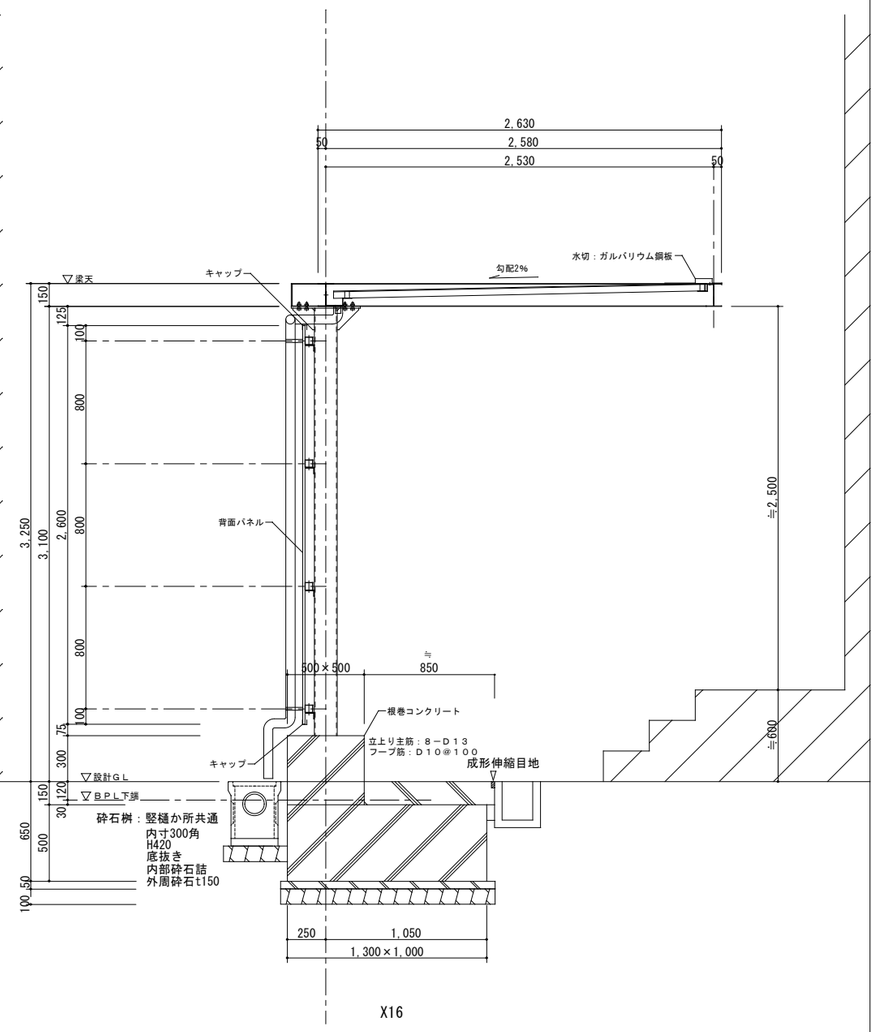

X16

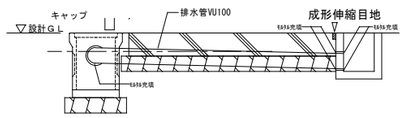

排水管敷設部詳細

仕　　様	ニチプレ Z－4同等品

名　　称	寸　　法
高　　サ	3，250
柱（C1）	□－150×100×6
梁（G1）	軽量H－150×100×3．2×4．5
梁（G2）	軽量H－150×100×3．2×4．5
屋　　根	ガルバリウム鋼板t＝0．5（H＝47）
背面パネル	角波ガルバリウム鋼板t＝0．5
胴　　縁	□－50×50×1．6
雨　　樋	軒樋：高耐食性溶融めっき鋼板、竪樋：塩ビ製60φ
塗　　装	粉体焼付塗装
積雪　荷重	600N／㎡（積雪量30㎝）
地　耐　力	長期：30KN／㎡、短期：60KN／㎡
コンクリート	Fc24、S18
鉄　　筋	SD295

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/100 A3：1/200	NO.
図面名	断面詳細図（新設図）		2025.02.28	A-08

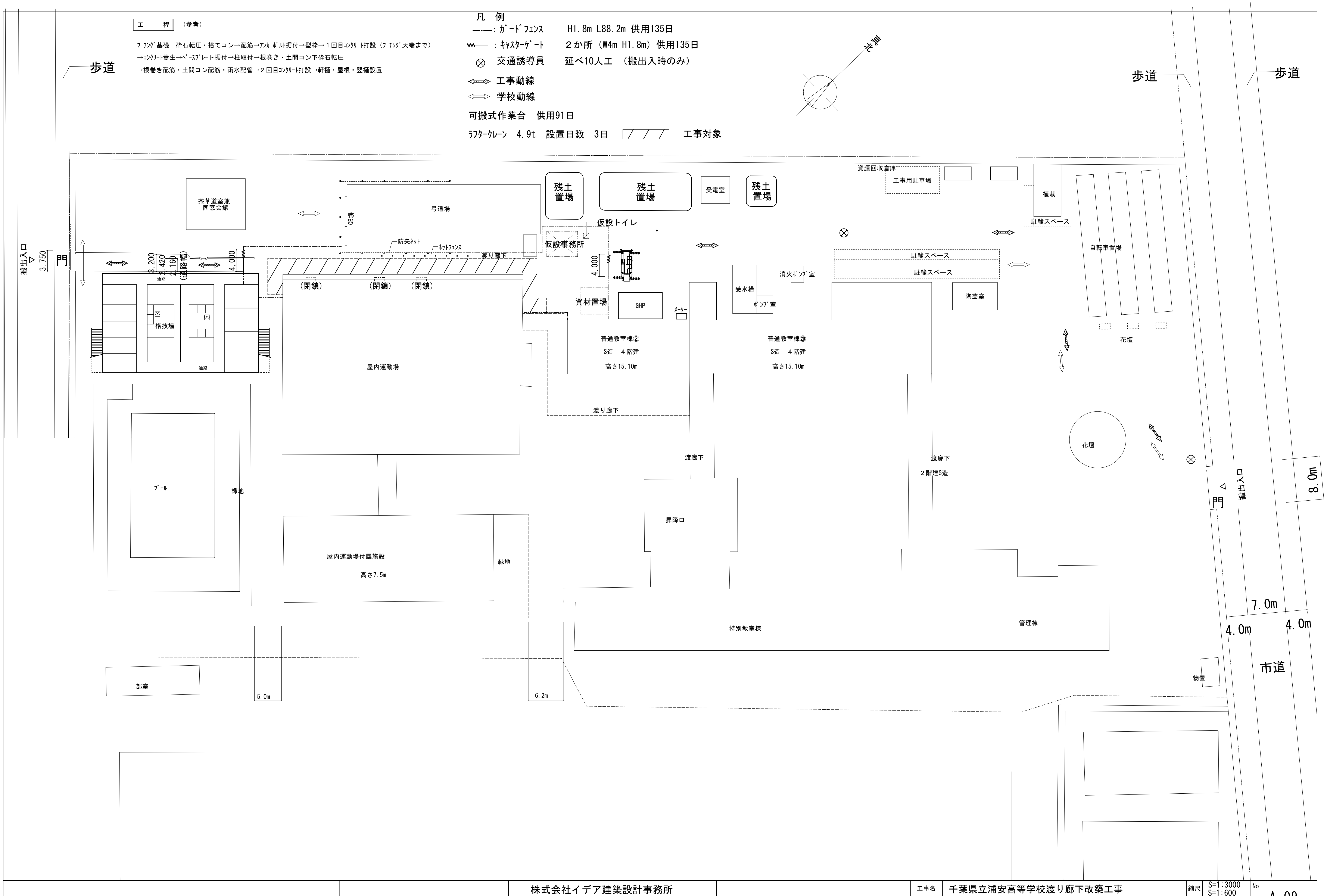

株式会社イデア建築設計事務所 一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号 管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹	工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	S=1:3000 S=1:600	No. A-09
	図面名	仮設計画図（参考）		2025.3	

工事名称：千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事

Ⅰ.建物構造概要等

1.建物概要

工事名称	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事
工事場所	千葉県浦安市海楽2-36-2
主要用途	高等学校
延べ面積	0 ㎡
階数	地上 1 階、地下 階、搭屋 階
建物高さ	3.359、3.639 m
軒高	2.309、2.589 m
工事種別	○ 新築、● 増築、○ 改築、○ 移転
増築計画	○ 有り、● 無し
構造種別	地上 鉄骨 造、地下 造
架構形式	X方向 Y方向
耐震構造方式	○ 耐震構造、○ 免震構造、○ 制震構造、○（ ）
耐震安全性の分類	○ Ⅰ類（Ⅰ=1.50）、● Ⅱ類（I=1.25）、○ Ⅲ類（Ⅰ=1.00）

2.構造計算条件

a.耐震設計条件

地震荷重	建物一次固有周期		― 秒
	地盤種別		第 2 種地盤
	地域係数		Z=1.0
計算ルート	X方向		☒ 許容応力度計算 （ルート ）
			○
	Y方向		☒ 許容応力度計算 （ルート ）
			○
設計層間変形角	X方向	一次設計	1/150
		二次設計	1/150
	Y方向	一次設計	1/150
		二次設計	1/150

b.耐風設計条件

基準風速（V_0）	34.0 m/秒
地表面粗度区分	○ Ⅰ、○ Ⅱ、● Ⅲ、○ Ⅳ

c.耐積雪設計条件

建設地の標高	― m
多雪区域の指定	○ 有り、● 無し
設計垂直積雪量	30.0 cm

Ⅱ.建築工事仕様（構造関係）

1.共通仕様書

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という）による。

2.特記仕様

1) 項目は、●のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●のついたものを適用する。（●印が付かない場合は ☒印のついたものを適用する。）
3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) 6 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12 年法律第100 号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たすものとする。

章	項目	特記事項
4 地業工事	● 1.支持地盤	・杭基礎 ： (4.2.1)(4.3.4～5)(4.4.4)(4.5.5～6) 支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端の位置含む） ○ 図示、○（ ） ・直接基礎 ： (3.2.1)(4.2.1) 支持地盤の位置及び土質（基礎底部の位置含む） ● 図示、○（ ） 試験掘り(根切り底の状態の確認等) ● 行わない ○ 行う（位置等 ○ 図示、○（ ）） ・地盤の載荷試験 ： (4.2.4) 載荷試験の方法 ○ 地盤工学会基準 JIS 1521による、○（ ） 試験の位置、載荷荷重 ○ 図示、○（ ）
	● 2.液状化対策	○ 行う（工法、施工範囲、仕様及び計測、試験等は図示による。） ● 行わない
	○ 3.杭工事の	☒ 施工計画において、杭工事に係る受注者及び下請業者の施工プロセスごとの役割や責任分担を明確にすること。 施工管理に際して、事前に管理項目及び管理内容について監督職員の承諾を得た上で、杭一本ごとに施工管理チェックシートを作成し、施工時に全数分を記録して監督職員に提出すること。 受注者は、杭一本ごとの支持層への到達状況について責任を負うものとする。 ○ （ ）
4 地業工事	○ 4.既製コンクリート杭地業	・種類 ： (4.3.3) ○ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ○ プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） ○ 外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料 ○ SKK400、○ SKK490 ○（ ） ・杭の種類、寸法、継手、性能等 （種別：種類、性能及び曲げ強度区分） ：(4.2.2)(4.3.3)

		種類	コンクリート強度 (N/mm²)	鋼管厚 (mm)	杭径 (mm)	杭長 (mm)	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
○ 試験杭	上杭									
	中杭									
	下杭									
○ 本杭	上杭									
	中杭									
	下杭									
○										

・杭先端部形状 ： (4.3.3)
○ 開放形、○ 半閉放形、○ 閉そく形、○（ ）
・施工方法 ： (4.3.1)
○ セメントミルク工法 (4.2.2)(4.3.4)
試験杭の位置 ○ 図示による、○（ ）
掘削深さ ○ 図示による、○（ ）
杭の支持地盤への根入れ深さ ○ 図示による、○（ ）
杭の精度 水平方向の位置ずれ ○ 杭径の1/4かつ100mm以下、○（ ）
杭の傾斜 ○ 1/100以内、○（ ）
○ 特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.5)
○H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法
○H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式の内、α、β、γが下記の値を採用できる工法
α=（ ）、β=（ ）、γ=（ ）
工法
○ プレボーリング拡大根固め工法
○ 中堀り拡大根固め工法
○（ ）
杭周固定液 ○ 使用する、○ 使用しない
試験杭の位置 ○ 図示による、○（ ）
杭の支持地盤への根入れ深さ ○ 図示による、○（ ）
杭の精度 水平方向の位置ずれ ☒ 評定等の評価内容による、○（ ）
杭の傾斜 ☒ 評定等の評価内容による、○（ ）
・杭の継手の工法 ： (4.3.3)(4.3.6)(7.2.5)
○ 溶接継手（アーク溶接）
溶接材料 ○ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)による、○（ ）
○ 機械式継手（継ぎ手部に接続金具を用いた方式）
工法 ☒ 評定等を受けた工法
検査 ☒ 評定等により定められた項目
施工 ☒ 評定等をされた施工管理基準による
・杭頭の処理等 ： (4.3.8)
○ 処理しない
○ 処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
○図示による、○（ ）
・杭頭の中詰め材料 ： (4.3.8)
○ 基礎のコンクリートと同調合のもの、○（ ） |
| | ○ 5.鋼杭地業 | ・杭の種類、寸法、継手等 ： (4.2.2)(4.4.3)(4.4.5) |

		種類	厚さ (mm)	杭径 (mm)	杭長 (mm)	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
○ 試験杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
○ 本杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
○									

・施工方法 ： (4.4.1)
○ 特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.5)
○H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法
○H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式の内、α、β、γが下記の値を採用できる工法
α=（ ）、β=（ ）、γ=（ ）
工法
○中堀り拡大根固め工法
○（ ）
試験杭の位置 ○ 図示による、○（ ）
杭の支持層への根入れ長さ ☒ 評定等の評価内容による、○（ ）
杭の精度 水平方向の位置ずれ ☒ 評定等の評価内容による、○（ ）
杭の傾斜 ☒ 評定等の評価内容による、○（ ）
・杭の継手の工法 ： (4.3.3)(4.4.5)(7.2.5)
○ 溶接継手
形状 ○ JIS A 5525による、 ○（ ）
溶接材料 ○ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)による、○（ ）
○ 機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）
工法 ☒ 評定等を受けた工法
検査 ☒ 評定等により定められた項目
施工 ☒ 評定等をされた施工管理基準による
・杭頭の処理等： (4.3.8)(4.4.6)
○ 処理しない
○ 処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
○図示による、○（ ）
・杭頭の中詰め材料 ： (4.3.8)
○ 基礎のコンクリートと同調合のもの、○（ ）

章	項目	特記事項
4 地業工事	○ 6.場所打ちコンクリート杭地業	・工法 ： (4.5.1)(4.5.5) ○ アースドリル工法（安定液 ○使用する、○ 使用しない） ○ リバース工法 ○ オールケーシング工法（孔内の水張り ○ 行う、 ○ 行わない） ・併用する工法 ： (4.5.1)(4.5.6) ○ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法（鋼管の種類 ○ SKK400、○ SKK490、○ ） ○ 拡底杭工法（安定液 ○ 使用する、 ○ 使用しない） ○ （ ） ・寸法等 ： (4.2.2)

	鋼管厚 (mm)	鋼管径 (mm)	軸径 (mm)	拡底径 (mm)	杭長 (mm)	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
○ 試験杭								
○ 本杭								
○								

・試験杭の位置 ： ○ 図示による、 ○（ ）
・孔壁の保持状況の測定箇所 ： ○ 試験杭（ ）箇所及び本杭（ ）箇所
○（ ）
・杭の支持層への根入れ深さ ： ○ 図示による、 ○（ ）
・杭の精度 ： 水平方向の位置ずれ ○ 杭径の1/4かつ100mm以下、○（ ）
○ 評定等の内容による
杭の傾斜 ○ 1/100以内、 ○（ ）
○ 評定等の内容による
・鉄筋の種類 ： (4.5.4)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
○ SD295		
○ SD345		
○		

・帯筋 ： (4.5.4)
○ 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）6.2帯筋(2)(ｳ)⑥(ﾛ)）
○ （ ）
・鉄筋の最小かぶり厚さ ： (4.5.4)
○ 100mm、○（ ）
・鉄筋かごの補強 ： (4.5.4)
○ 図示による
○ 杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9×50～75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋の接触部を溶接する。溶接長さは、補強材の幅とする。
・組み立てた鉄筋の節ごとの継手 ： (4.5.4)(5.3.4)
☒ 重ね継手（重ね継手の長さ ○図示による、○ ）
・主筋の基礎定着への定着長さ ： (4.5.4)(5.3.4)
○ 図示による、○（ ）
・セメントの種類 ： (4.5.4)
☒ 高炉セメントB種 ⑥、○（ ）
・コンクリートの設計基準強度 ： (4.5.4)
○ 図示による、○（ ）
・コンクリートの種別 ： (4.5.4)
○ A種、○ B種、 ○ 評定等の内容による
・スランプ ： (4.5.4)
☒ 21cm、○（ ）
・構造体強度補正値 ： (4.5.4)
☒ 3N/mm²、 ○ 図示による、 ○ 評定等の内容による
● 7.砂利地業
・材料 ： (4.6.2)
● 再生クラッシャラン ⑥、 ○ 切込砂利又は切込砕石
・砂利厚さ ： (4.6.3)
☒ 60mm、●（ 100mm ）
・施工範囲 ： (4.6.3)
● 基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下
○ 図示による
● 8.捨コンクリート地業
・捨コンクリートの厚さ ： (4.6.4)
☒ 50mm、○（ ）
・施工範囲 ： (4.6.4)(6.14.1)
● 基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下
○ 図示による
・設計基準強度 ： (4.6.4)(6.14.1)
☒ 18N/mm²、○（ ）
・スランプ ： (4.6.4)(6.14.1)
☒ 15cm又は18cm、○（ ）
○ 9.床下防湿層
・材料 ： (4.6.2)
☒ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、○（ ）
・施工範囲 ： (4.6.5)
○ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）
○
○ 10.地盤改良工法（深層混合処理工法）
・材料（固化材の種類） ： (4.7.2)
○ セメント固化材、○（ ）
・工法 ： (4.7.3)
改良体の設計基準強度（Fc） ○ 図示による（ ）、○（ ）
改良体長さ、改良率、改良体幅 ○ 図示による（ ）、○（ ）
固化材の配合量を決定する対象地層 ○ 図示による（ ）、○（ ）
・室内配合試験 ： (4.7.3)
一軸圧縮試験の供試体数 図示による（ ）、（ ）
六価クロム溶出試験 行う、 行わない
○ 行う、 ○ 行わない
・改良工事完了後の試験 (4.7.3)
検査対象 図示による（ ）、（ ）
コア採取方法 図示による（ ）、（ ）
供試体数 図示による（ ）、（ ）
検査方法 図示による（ ）、（ ）
六価クロム溶出試験 行う、 行わない
○ 11.地盤改良工法（浅層混合処理工法）
・材料（固化材の種類） ： (4.8.2)
セメント固化材、（ ）
・工法 ： (4.8.3)
方式 原位置混合方式、（ ）
改良体の設計基準強度（Fc） 図示による（ ）、（ ）
改良対象土、改良範囲、改良厚さ 図示による（ ）、（ ）
固化材の配合量を決定する対象地層 図示による（ ）、（ ）
・室内配合試験 ： (4.8.3)
一軸圧縮試験の供試体数 図示による（ ）、（ ）
六価クロム溶出試験 行う、 行わない
・試験施工（特殊な地盤等） 行う、 行わない (4.8.3)
・改良工事完了後の試験 (4.8.3)
検査対象 図示による（ ）、（ ）
コア採取方法 図示による（ ）、（ ）
供試体数 図示による（ ）、（ ）
検査方法 図示による（ ）、（ ）
六価クロム溶出試験 行う、 行わない

章	項目	特記事項
5 鉄筋工事	● 1.鉄筋	・鉄筋の種類等 ： (5.2.1)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
● SD295	● D16以下、○	
○ SD345	☒ D19以上、○	
○		
○		

● 2.溶接金網	・鉄線の形状等 ： (5.2.2)

種類	種類の記号	網目寸法、鉄線の経 (mm)	使用部位
● 溶接金網		150×150、径6.0	土間コンクリート
○ 鉄筋格子			

● 3.鉄筋の継手及び定着	・継手方法等 ： (5.3.4)(5.5.3)(5.6.3)

部位	継手方法	呼び径(mm)
○ 柱、梁の主筋	○ ガス圧接、 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手、 ○ 重ね継手	☒ D19以上 ○
○ 耐力壁の鉄筋	○ 重ね継手、 ○	
● 基礎、耐圧スラブ、土圧壁	● 重ね継手、 ○ ガス圧接	
○ 上記以外（ ）	○ 重ね継手、 ○	

・継手位置 ： (5.3.4)
● 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）5.1、6.1、7.1、7.3、8.1）
基礎梁主筋の継手位置図 ○ 図5.2、 ○ 図5.3、 ○ 図5.4
○ 図示による（ ）
・柱及び梁主筋の重ね継手の長さ ： (5.3.4)
○ 図示による（ ）
・耐力壁の重ね継手の長さ ： (5.3.4)
○ 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(ｲ)表3.1）
○ 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(ｳ)）
○ 図示による（ ）
・鉄筋の定着長さ ： (5.3.4)
☒ 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(2) 3(2) (7) 表3.3及び図3.2）
○ 図示による（ ）
・機械式定着工法 ： (5.3.4)
○ 適用場所、種類：図示
○ 第三者機関の評定棟を取得している工法とする
必要定着長さ、補強筋形状、かぶり厚さ、品質確認、検査
○ 評定等の評価内容による
● 4.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）
・最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う） ： (5.3.5)
● 図示による（構造関係共通図（配筋標準図）4(1)表4.1）
○ 図示による（ ）
・柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ：
○ あり（主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する）
使用箇所（ ）
・耐久性上不利な箇所（塩害等を受けるおそれのある部分等） ：
○ あり
適用箇所（ ）
最小かぶり厚さに加える厚さ （ ）mm
● 5.各部配筋 (5.3.7)
・各部配筋 ：
☒ 図示による
○ 6.圧接完了後の圧接部の試験 (5.4.10)(5.4.11)
・外観試験 ：
☒ 行う（全ての圧接部）
・抜取試験 ：
☒ 超音波探傷試験
試験ロット 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする
試験の箇所数 1ロットに対して30箇所とし、ロットから無作為に抜き取る
○ 引張試験
試験ロット 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする
なお、200箇所を超えるときは200箇所ごととする
試験の箇所数 1ロットに対して（ ○ 3本、 ○ 5本）とする。
○ 7.機械式継手
・適用箇所 ： (5.5.3) (5.5.5) (5.5.6)
○ 図示による、○（ ）
・H12建告第1463号に適合する性能 ：
○ A級、 ○（ ）
・機械式継手の種類 ：
○ 図示による、○（ ）
・工法
☒ 第三者機関の評定等を取得している工法
・鉄筋相互のあき、品質の確認、検査 ：
☒ 評定等の評価内容による
・施工完了後の継手部の試験 ：
外観試験（施工完了後の試験）
試験対象： ☒ 全数
試験項目、合否判定 ：
☒ 標準仕様書 表5.5.1～表5.5.3による、 ○ 評定等の評価内容による
不合格となった場合の措置
☒ 標準仕様書 表5.5.6(1)(ｱ)～(ｳ)による、○ 評定等の評価内容による
超音波測定試験
試験対象：
○ 抜き取り
ロット ○ 1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。
○（ ）
試験の箇所数 1ロットに対して（ ）箇所
○ 全数
試験項目： ☒ 挿入長さ
試験方法： ☒ JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による
・不合格となった場合の措置 ：
○ 図示による（ ）、（ ）
○ 8.溶接継手
・適用箇所 ： (5.6.3)(5.6.5)(5.6.6)
○ 図示による、○（ ）
・H12建告第1463号に適合する性能 ：
○ A級、 ○（ ）
・溶接継手の工法 ：
○ 図示による、○（ ）
・鉄筋相互のあき ：
○ 標準仕様書5.3.5(4)による
○ 評定等の評価内容による
○ 図示
・施工完了後の溶接部の試験 ：
外観試験（施工完了後の試験）
試験対象： ☒ 全数
試験項目、合否判定 ：
○ 標準仕様書 表5.6.1による、○ 評定等の評価内容による
超音波探傷試験（施工完了後の試験）
試験対象：
○ 抜き取り
ロット ○ 1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。
○（ ）
試験の箇所数 1ロットに対して30箇所とし、ロットから無作為に抜き取る
○ 全数
試験項目： ☒ 内部欠陥の検出
試験方法： ☒ JIS Z 3063（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波測定方法及び判定基準）による
・不合格となった場合の措置 ：
☒ 標準仕様書5.6.6による、 （ ）

章	項目	特記事項

6 コンクリート工事

● 1.コンクリートの種類等

・コンクリートの類別 : (6.2.1)
● Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
○ Ⅱ類（Ⅰ類以外でJIS A 5308に適合したコンクリート）

・普通コンクリート : (6.2.1～6.2.4)

設計基準強度 (N/mm²)	スランプ質量 (cm)	気乾単位容積 (t/m³)	適用箇所
● 24	● 15又は18 ○ 18	● 2.3程度	基礎、根巻き、土間コンクリート
○			
○			
○			

・構造体強度補正値 : (6.3.2)
● ・別表「コンクリートの構造体強度補正値(S) 一覧」による
○ （ ）

● 2.セメント

・種類 : (6.3.1)
● 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は
フライアッシュセメントA種
適用個所（ ☒ 下記以外全て、○ ）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、
水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で 402J/g以下のものとする
○ 高炉セメントB種 [G]
適用個所（ ○ 1FLより下部（立上り部含む）、○ ）
○ フライアッシュセメントB種 [G]
適用個所（ ）
○ （ ）
適用個所（ ）

● 3.骨材

・アルカリシリカ反応性による区分 : (6.3.1)
● A、○ B（コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m³ 以下）

● 4.混和材料

・混和剤の種類 : (6.3.1)
● 標準仕様書 6.3.1(4)(a)による
○ （ ）

・混和材の種類 : (6.3.1)
● 標準仕様書 6.3.1(4)(b)による
○ （ ）

● 5.打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

・打継の位置 : (6.6.4)
梁及びスラブ
☒ スパンの中央又は端から1/4の付近、○ 図示による
○ （ ）
柱及び壁
☒ スラブ、壁梁又は基礎の上端、○ 図示による
○ （ ）

・目地寸法 : (6.6.4)(6.8.1)(9.7.3)
● 標準仕様書 9.7.3(1)(ｱ)による
（ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打ち増し厚さ部で処理する）
○ 図示による（ ）
○ （ ）

・ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法 : (6.8.1)
○ 図示による（ ）
○ （ ）

○ 6.コンクリートの仕上り

・合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ : (6.2.5)(6.8.2)

種別	
○ A種	☒ 図示による（ ）、○
○ B種	☒ 図示による（ ）、○
○ C種	☒ 図示による（ ）、○

・コンクリートの仕上がりの平坦さ : (6.2.5)(6.8.2)

種別	
○ a種	☒ 図示による（ ）、○
○ b種	☒ 図示による（ ）、○
○ c種	☒ 図示による（ ）、○

○ 7.打増し厚さ（打放し仕上げ部）

・打増し厚さ : (6.8.1)
打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）
○ 20mm、○（ ）
打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
○ 10mm、○ 20mm、○（ ）
外装タイル後張り面の打増し処理
○ 20mm、○（ ）

・打増し範囲 :
○ 図示による（ ）、○（ ）

● 8.型枠

・せき板の材料及び厚さ (6.8.2)
● 合板 [G]（ ● 12mm、○ ）、○（ ）

・断熱材を兼用した型枠 :
使用箇所 ○ 図示による（ ）、○（ ）

・MCR工法用シート :
使用箇所 ○ 図示による（ ）、○（ ）
打増し厚さ ○ 20mm、○（ ）
打増し範囲 ○ 図示による（ ）、○（ ）

・スリーブの材種、規格等 :
○ 図示による（ ）、○（ ）

○ 9.無筋コンクリート

・コンクリートの種類 : (6.2.1)(6.14.1)
☒ 普通コンクリート、○（ ）

・セメントの種類 : (6.3.1)
☒ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は
フライアッシュセメントA種
○ 高炉セメントB種 [G]
○ フライアッシュセメントB種 [G]

・設計基準強度 : (6.14.1)
☒ 18N/mm²、○（ ）

・スランプ (6.14.1)
☒ 15cm又は18cm、○（ ）

・適用箇所 : (6.14.1)
○ 標準仕様書 6.14.1(4)(ｶ)～(ｶ)による箇所
○ 図示による（ ）

○ 11.流動化コンクリート

・適用箇所 : (6.15.1)
☒ 図示による（ ）、（ ）

・空気量 : (6.15.2)
☒ 4.5% （ ）

○ 12.高流動コンクリート

・適用箇所（部位・部材） : (6.16.1)
☒ 図示による（ ）、（ ）

・空気量 : (6.16.2)
☒ 4.5% （ ）

・単位粗骨材のかさ容積 : (6.16.2)
☒ 0.500m³/m³、 （ ）

○ 13.コンクリートの単位水量測定

・実施要領 :
(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。
(2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(4)(c)による。
(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
1)測定した単位水量が、計画調合書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工する。
2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
3)設計値±20kg/m³を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m³以内であることを確認する。更に、設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
4)「3)」の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
(4)単位水量管理についての記録を書面(計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。
(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

※ 0.500m³/m³ （ ）

7 鉄骨工事

○ 1.鉄骨製作工場

・鉄骨製作工場の加工能力 : (7.1.3)
建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している
鉄骨製作工場、または、同等以上の能力のある工場
評価の区分 ☒（ ）グレード以上、○ グレードの指定はしない

○ 2.鉄骨製作工場における施工管理技術者

(7.1.3)(7.1.4)
・施工管理技術者 :
☒ 配置する

○ 3.鋼材

・種類等 : (7.2.1)

種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規格
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○
○		○ JIS規格による、○

・溶融亜鉛めっき工法の適用個所 :
○（ ）

・板厚方向に引っ張りカを受ける鋼板の試験 :
○ 行う（適用箇所： ）、○ 行わない

○ 4.高力ボルト

・高力ボルトの種類 : (7.2.2)
○ トルシア形高力ボルト
○ JIS形高力ボルト
○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト
○ （ ）

・ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 : (7.3.2)
☒ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔）

・JIS形高力ボルトの締付け（本締め） : (7.4.7)
ナットの回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える回転量
○ 図示による、○（ ）

・摩擦面の処理方法等 :
溶融亜鉛めっき面以外 (7.4.2)
☒ 標準仕様書7.4.2(1)による、○（ ）
溶融亜鉛めっき面 (7.12.5)
○ ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
○ りん酸塩処理、 ○（ ）

・すべり試験の実施 : (7.4.2)
☒ すべり係数試験、 ○ すべり耐力試験
試験の方法等
○ 図示による、○（ ）

○ 5.普通ボルト

・ボルト及びナットの材料 : (7.2.3)
○ JIS B 1180（六角ボルト）及びJIS B 1181（六角ナット）による
○ JIS B 1180（六角ボルト）付属書JA（規定）及びJIS B 1181（六角ナット）
付属書JA（規定）による
○ （ ）

・ボルトの形状および寸法 : (7.2.3)
ねじの呼び
○ 図示による（ ）、○（ ）

・座金 : (7.2.3)
☒ JIS B 1256による、○（ ）

・戻り止め : (7.5.2)
☒ 二重ナット、○（ ）

・ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 : (7.3.2)
☒ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔）
○ （ ）

・母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 (7.3.8)
☒ ねじの呼び径+1.0mm、 ○（ ）

○ 6.アンカーボルト

・構造用アンカーボルトの種類 : (7.2.4)
○ ABR400、 ○ ABR490、 ○（ ）

・建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの種類 :
○ SS400、 ○（ ）
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
○ 標準仕様書 表7.2.3による、○（ ）

・ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 : (7.3.2)
☒ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔）
○ （ ）

○ 7.溶接材料

・溶接材料 : (7.2.5)
☒ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)による
○ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)以外による
材料及び使用箇所 ○ 図示による、 ○（ ）

○ 8.ターンバックル

・種類 : (7.2.6)
建築用ターンバックルボルト
☒ 羽子板ボルト、○（ ）
建築用ターンバックル胴
☒ 割枠式、○（ ）

・ねじの呼び : (7.2.6)
○ 図示による、○（ ）

○ 9.床構造用のデッキプレート

・材質、形状及び寸法 : (7.2.7)

構法	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
○ デッキプレート単独の構法			
○ デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法			
○			

・開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む） :
○ 図示による、○（ ）

・鉄骨部材への溶接方法 : (7.7.8)
○ 図示による、○（ ）

・耐火認定 :
○ あり（耐火時間 ○ 図示による、○ ）、 ○ なし

○ 10.スタッド

・種類等 : (7.2.8)

呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所
○ 16		
○ 19		
○ 22		

○ 11.柱底均しモルタル

・無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 : (7.2.9)
☒ 標準仕様書 7.2.9(2)(ｱ)～(ｴ)による、○（ ）

○ 12.製作精度

・鉄骨の製作精度 : (7.3.3)
JASS6付則「鉄骨精度検査基準」に加えて次による通しダイヤフラムの
突合せ継手の食い違いの寸法
☒ H12建告第1464号第二号イ(2)による、 ○（ ）

・アンダーカットの寸法 :
☒ H12建告第1464号第二号イ(3)による、 ○（ ）

・食い違い、仕口のずれの検査方法及び補強方法 :
☒ 「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
○ （ ）

○ 13.溶接作業を行う技能資格者の技量付加試験

・技量付加試験の実施 : (7.6.3)
○ 行う、 ○ 行わない

・試験の要領 : (7.6.3)
○ 図示による、○（ ）

○ 14.溶接接合

・開先の形状 : (7.6.4)
○ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2）
○（ ）

・エンドタブの切除する部分 : (7.6.7)
○ 図示による、○（ ）
切断範囲
○ エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から5mm以下残して直線状に切断する
なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する
○（ ）
切断面の仕上げ
○ 標準仕様書7.6.7(1)(ｶ)(b)②による
○（ ）

・スカラップの形状 : (7.6.7)
○ 図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4(d)改良型スカラップ）
○（ ）

○ 15.入熱、パス間温度の管理

・適用箇所 :
○ 図示による
○ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部

○ 16.溶接部の試験

・H12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 : (7.6.12)
「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2受入検査による
○ 抜き取り検査①
☒ 抜き取り検査②

・JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 :
☒ JASS6 10.4「受入検査」e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験個所と同一とする。
外観試験の不合格個所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

・完全溶込み部の超音波探傷試験 :
工場溶接の場合
○ AQQL(%) ☒ レベルⅡ（4.0%以下）、 ○ レベルⅠ（2.5%以下）
節 ○ 全て、○（ ）
検査水準 ☒ 第6水準、○（ ）
○ 全数
工事現場溶接の場合
☒ 全数

○ 17.錆止め塗装

・塗料の範囲 : (7.8.2)
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
○ 図示による、○（ ）
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
○ 標準仕様書7.8.2(1)(ｱ)～(ｵ)による部分以外
○ 図示による、○（ ）

・塗料の種別 : (7.8.4)(18.3.2)
下記以外の鉄鋼面は、「18章 塗装工事」による。
鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
☒ As種、○（ ）
耐火被覆が接着する面の塗料の種別
○ （ ）

○ 18.耐火被覆

・種類、材料、構法等 : (7.9.2～7.9.8)

種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
○ 耐火材吹付け	○ 乾式吹付けロックウール		
	○ 半乾式吹付けロックウール		
	○ 湿式ロックウール		
	○		
	○		
○ 耐火板張り	○ 繊維混入けい酸カルシウム板		
	○		
○ 耐火材巻付け	○ 高断熱ロックウール		
	○		
○ ラス張りモルタル塗り	―		
○ 耐火塗料	○		

○ 19.建方精度

(7.10.2)
☒ JASS6 付則6［鉄骨精度基準］付表5［工事現場］による

○ 20.アンカーボルトの設置等

・構造用アンカーボルトの形状及び寸法 : (7.10.3)
○ 図示による、○（ ）

・構造用アンカーボルト保持及び埋込み : (7.10.3)
※ 適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法
○ 図示による、○（ ）

・建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法 : (7.10.3)
○ 図示による、○（ ）

・建方（及び付属鉄骨）の保持及び埋込み工法 : (7.10.3)
種別 ○A種、 ○B種

・柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 : (7.10.3)
厚さ ○（ ）
種別 ☒A種、 ○B種

一級建築士登録 第296599号 秋 山 秀 之
構造設計一級建築士 第5333号

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2401-6097号
管理建築士 一級建築士 第268856号 舘野 茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	一	No.
図面名	構造関係特記仕様書（２） 7.11		2025.01.30	S-02

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
その他	○ 1.軽微な変更の対応 （あらかじめ検討）	・施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法について、 **あらかじめの検討を行っている部分**　： 本検討は、計画通知の変更を要しない範囲及び対応方法を定めるものであり、 品質管理上の施工誤差を許容するものではない。 ・杭の芯ずれを考慮した検討　： あらかじめ検討の範囲及び対応方法　☒ 図示、○（　　） ・杭の長さの変更を見込んだ検討　： あらかじめ検討の範囲及び対応方法　☒ 図示、○（　　） ・梁貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討　： あらかじめ検討の範囲及び対応方法　☒ 図示、○（　　）			

・別表「コンクリートの構造体強度補正値(S)　一覧」

令和4年12月現在(表6.3.2)

今回対象地区	地区	市町村名	セメントの種類	普通ポルトランドセメント			早強ポルトランドセメント		
			材齢28日間の平均気温	暑中におけるコンクリート	8以上	0以上 8未満	暑中におけるコンクリート	5以上	0以上 5未満
			補正値 （S）	6(N/mm²)	3(N/mm²)	6(N/mm²)	6(N/mm²)	3(N/mm²)	6(N/mm²)
○	千葉中央地区	千葉市・市原市・四街道市		7/ 6 ～ 9/ 9	2/10 ～ 7/ 5 9/10 ～ 12/ 8	12/ 9 ～ 2/ 9	7/ 6 ～ 9/ 9	9/10 ～ 7/ 5	該当なし
○	千葉北部地区	我孫子市・柏市・鎌ケ谷市・野田市・松戸市・流山市		7/15 ～ 8/28	2/24 ～ 7/14 8/29 ～ 11/19	11/20 ～ 2/23	7/15 ～ 8/28	2/ 3 ～ 7/14 8/29 ～ 12/ 8	12/ 9 ～ 2/ 2
●	千葉西部地区	市川市・印西市・浦安市・習志野市・八千代市・船橋市・白井市		7/10 ～ 9/ 3	2/17 ～ 7/ 9 9/ 4 ～ 11/28	11/29 ～ 2/16	7/10 ～ 9/ 3	1/ 7 ～ 7/ 9 9/ 4 ～ 12/28	12/29 ～ 1/ 6
○	北総地区	成田市・佐倉市・八街市・神崎町・栄町・酒々井町・芝山町・多古町・富里市		7/10 ～ 8/31	2/21 ～ 7/ 9 9/ 1 ～ 11/22	11/23 ～ 2/20	7/10 ～ 8/31	1/29 ～ 7/ 9 9/ 1 ～ 12/10	12/11 ～ 1/28
○	東総地区	旭市・香取市・銚子市・東庄町		7/24 ～ 9/ 2	2/ 7 ～ 7/23 9/ 3 ～ 12/12	12/13 ～ 2/ 6	7/24 ～ 9/ 2	9/ 3 ～ 7/23	該当なし
○	九十九里地区	東金市・山武市・茂原市・匝瑳市・いすみ市・大網白里市・一宮町・御宿町 九十九里町・白子町・長南町・長柄町・横芝光町・睦沢町・長生村		7/ 8 ～ 9/ 6	2/13 ～ 7/ 7 9/ 7 ～ 12/ 2	12/ 3 ～ 2/12	7/ 8 ～ 9/ 6	9/ 7 ～ 7/ 7	該当なし
○	君津・木更津地区	木更津市・君津市・袖ケ浦市・富津市		7/12 ～ 8/30	2/15 ～ 7/11 8/31 ～ 12/ 3	12/ 4 ～ 2/14	7/12 ～ 8/30	8/31 ～ 7/11	該当なし
○	館山地区	館山市・鋸南町・南房総市		7/10 ～ 9/ 9	2/ 6 ～ 7/ 9 9/10 ～ 12/11	12/12 ～ 2/ 5	7/10 ～ 9/ 9	9/10 ～ 7/ 9	該当なし
○	勝浦・鴨川地区	勝浦市・鴨川市・大多喜町		7/23 ～ 9/ 5	2/ 5 ～ 7/22 9/ 6 ～ 12/15	12/16 ～ 2/ 4	7/23 ～ 9/ 5	9/ 6 ～ 7/22	該当なし

一級建築士登録　第296599号 秋 山 秀 之
構造設計一級建築士 第5333号

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	一	No.
図面名	構造関係特記仕様書（３） 7.11		2025.01.30	S-03

構造関係共通事項

1．総　則

1.1 適用範囲
（1）構造関係共通事項は、総則、構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）から構成される。
（2）構造関係共通図(配筋標準図)は、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。
（3）構造関係共通図(鉄骨標準図)は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。
（4）構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）以外について、図面及び監督職員の指示による。

1.2 優先順位
（1）設計図書間で配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。
1．特記仕様書
2．設計図
3．構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）
4．標準仕様書及び改修標準仕様書

1.3 用語の定義
（1）設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。
（2）異形鉄筋の径(本文、図、表において「d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。
（3）長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。

1.4 記号等
図面で使用する記号等は、表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。

表1.1　異形鉄筋の断面表示記号

区分＼径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築	○	×	⌀	○	○	⊙	⊗	◎

表1.2　各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
S m	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
DO	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁（CB壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	（±　）	FLからの上がり下がり
EW○○ EKW○○ ERW○○	耐力壁の種別 片持ちスラブを受け、かつ耐力壁の種別 土圧を受け、かつ耐力壁の種別	W○○ KW○○	一般壁の種別 片持ちスラブ形階段を受け、かつ一般壁の種別

表1.3　梁貫通孔記号

区分＼径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建　築															

表1.4　スリーブ材質の凡例

管　名	鋼　管	溶融亜鉛めっき鋼版	硬質塩化ビニル管（薄肉管）	つば付き鋼管（黒管）
記号（建築用）	SP（白管）	GA	VU	RS

※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

表1.5　高力ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト（F10T、S10T）	○				
溶融亜鉛めっき高力ボルト（F8T相当）					

表1.6　普通ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト	○				

表1.7　溶接継手及び溶接面の分類別記号

分	類		記 号
溶接継手	完全溶込み溶接	突合わせ継手	B
		T型継手	T
		かど継手	L
	隅肉溶接		F
	部分溶込み溶接		P
	重ねアーク溶接（フレア溶接）		FL
溶接面	片面溶接		1
	両面溶接		2

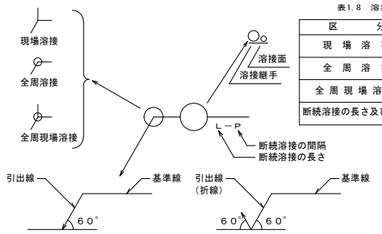

表1.8　溶接の補助記号

区　分	補助記号
現場溶接	｜
全周溶接	○
全周現場溶接	◶
断続溶接の長さ及び間隔	L－P

※特記無き限り、完全溶込溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。

図1.1　溶接記号の記載例

2．構造関係共通図(配筋標準図)

1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径は、表1.1を標準とする。

表1.1　鉄筋の折曲げ内法直径

折曲げ角度	折曲げ図（余長）	鉄筋の種類	折曲げ内法直径(D)		
			SD295、SD345		SD390
		呼び名	D16 以下	D19 ～ D38	D19 ～ D38
180°	4d 以上		3d 以上	4d 以上	5d 以上
135°	6d 以上				
90°	8d 以上				
135°及び90°（幅止め筋）	4d 以上 4d 以上				

1．片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は 4d 以上とする。
2．90°未満の折曲げの内法直径は構造図による。

2 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。
（1）柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

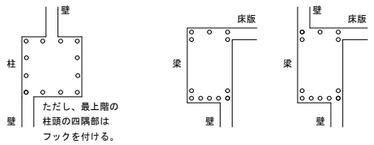

図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（ ● 印）

（2）煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
（3）杭基礎のベース筋
（4）帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3 継手及び定着

（1）鉄筋の重ね継手
（ｱ）径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
（ｲ）柱及び梁主筋並びに耐力壁を除く鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	L1（フックなし）	L1h（フックあり）
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24，27	35d	25d
	30，33，36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24，27	40d	30d
	30，33，36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24，27	45d	35d
	30，33，36	40d	30d

（注）1．L1，L1h：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
2．フックありの場合のL1hは、図3.1に示すようにフック部分Ω を含まない。
3．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

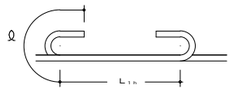

図3.1　フックありの場合の重ね継手の長さ

（ｳ）耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず40d以上（軽量コンクリートの場合は50d ）又は表3.1の重ね継手の長さのうち、いずれか大きい値とする。
（ｴ）隣り合う継手の位置は、表3.2による。
ただし、スラブ筋で D16 以下の場合及び壁筋の場合は除く。

表3.2　隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	L1h a＝0.5L1h　a≧0.5L1h
	フックなしの場合	L1 a＝0.5L1　a≧0.5L1
溶接継手	ガス圧接継手	ガス圧接継手・溶接継手 a≧400mm
機械式継手	—	カップラー a≧400mm、かつ、a≧(b+40)mm

（2）鉄筋の定着
（ｱ）鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	直線定着の長さ L1	直線定着の長さ L2	直線定着の長さ L3 小梁	直線定着の長さ L3 スラブ	フックあり定着の長さ L1h	フックあり定着の長さ L2h	フックあり定着の長さ L3h 小梁	フックあり定着の長さ L3h スラブ
SD295	18	45d	40d	20d（片持小梁の場合は25d）	10d かつ 150mm 以上（片持スラブの場合は25d）	35d	30d	10d	—
	21	40d	35d			30d	25d		
	24，27	35d	30d			25d	20d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24，27	40d	35d			30d	25d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24，27	45d	40d			35d	30d		
	30，33，36	40d	35d			30d	25d		

（注）1．L1，L2h：2から4以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
2．L2，L3h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
3．L3　　：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
4．L2h　　：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
5．フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Ωを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

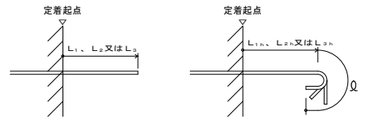

直線定着の長さ　　フックあり定着の長さ

図3.2　直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

（ｴ）梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(a)、(b)及び(c)をすべて満足するものとする。
(a)　全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上
(b)　余長は 8d 以上
(c)　仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは表3.4に示す長さとする。
ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

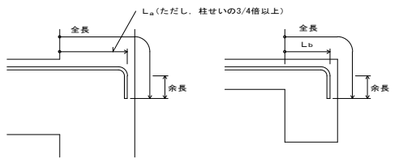

梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ　　小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ

図3.3　折曲げ定着の方法

表3.4　鉄筋の投影定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	La	Lb
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24，27	15d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24，27	20d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24，27	20d	20d
	30，33，36	20d	15d

（注）1．La：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。
（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。）
2．Lb：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。
（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）
3．軽量コンクリートの場合は、表の値に５ｄを加えたものとする。

（ｳ）溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。
なお、L1は表3.1に、L2及びL3は表3.3による。

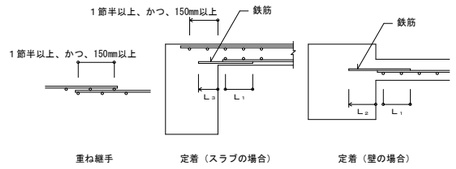

図3.4　溶接金網の継手及び定着

（ｴ）スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

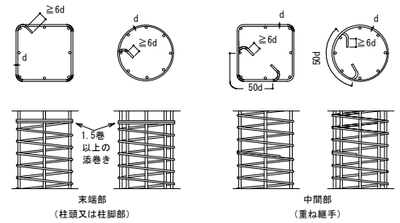

図3.5　スパイラル筋の継手及び定着

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

（1）鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。
ただし、柱及び梁の主筋に D29 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1　鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ(単位：mm)

構造部分の種別				最小かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ，耐力壁以外の壁	仕上げあり		20
		仕上げなし		30
	柱，梁，耐力壁	屋内	仕上げあり	30
			仕上げなし	30
		屋外	仕上げあり	30
			仕上げなし	40
	擁壁，耐圧スラブ			40
土に接する部分	柱，梁，スラブ，壁			40
	基礎，擁壁，耐圧スラブ			60
煙突等高熱を受ける部分				60

（注）1．この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。
また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。
2．「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
3．スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。
4．杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。

（2）柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

（3）鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

（4）鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。
（ｱ）粗骨材の最大寸法の1.25倍
（ｲ）25mm
（ｳ）隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値）の平均の1.5倍

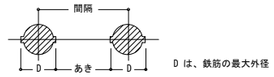

図4.1　鉄筋相互のあき及び間隔

（5）鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(4)による。

（6）貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

5.1 基礎梁

（1）一般事項
（ｱ）梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。
（ｲ）梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(2)(ｴ)による。

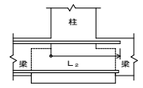

図5.1　梁筋の基礎梁内への定着

（2）独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。

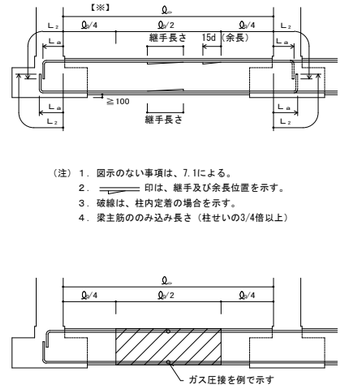

図5.2　主筋の継手、定着及び余長（その１）

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

（3）独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。
ただし、耐圧スラブが付く場合は、（4）による。

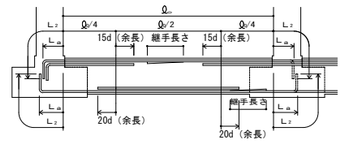

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

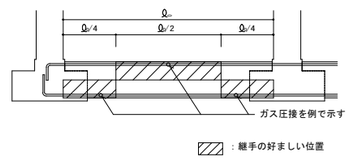

図5.3　主筋の継手、定着及び余長（その２）

R6.04

一級建築士登録　第296599号 秋 山 秀 之
構造設計一級建築士 第5333号

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	―	No.
図面名	構造関係共通事項（その１）		2025.01.15	S-04

(4) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。

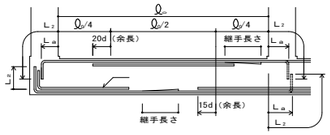

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

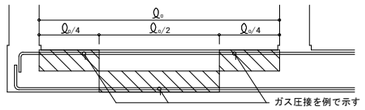

：継手の好ましい位置

図5.4 主筋の継手、定着及び余長（その３）

5.2 基礎梁のあばら筋等

(1) 一般事項

(ｲ) あばら筋組立の形及びフックは7.2(2)、副あばら筋組立の形及びフックの位置は7.2(3)による。
ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

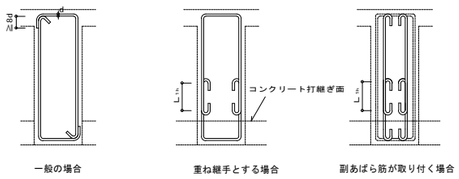

図5.5 あばら筋組立の形及びフックの位置

(3) あばら筋の割付けは、7.2(4)による。

6.1 柱

(1) 一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、梁上端から500mm以上、かつ、ho/4（hoは柱の内法高さ）以上離した位置とする。
(ｲ) 継手、定着及び余長は、図6.1による。
ただし、柱頭定着L2が確保できない場合は、設計図による。

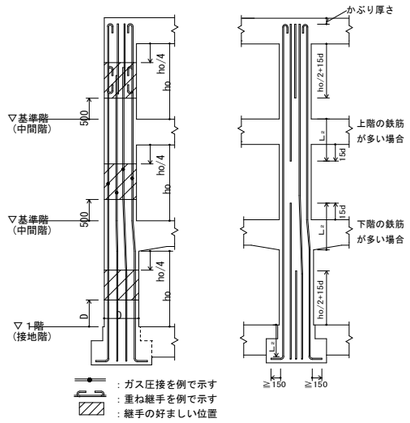

（注）1．柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2．隣り合う継手の位置は、表3.2［隣り合う継手の位置］による。
3．継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図6.1 柱主筋の継手、定着及び余長

(2) 柱打増し部
(ｱ) 打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。
(ｲ) 土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。

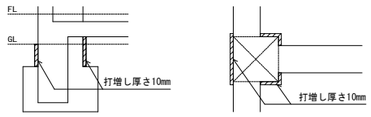

図6.2 柱打増し部

6.2 帯筋

(ｱ) H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W－Ⅰ形とする。

(ｳ) ＳＰ形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻き行う。

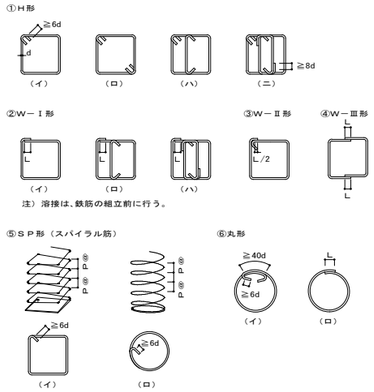

図6.3 帯筋組立の形

(3) フック及び継手の位置は交互とする。

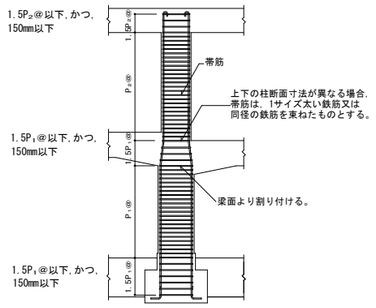

（注）1．柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@または1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。
2．図中のP1@ 、P2@は、特記された帯筋の間隔を示す。

図6.4 帯筋の割付け

7.1 大梁

(1) 一般事項
(ｱ) 梁の上がり下がりは FLを基準とした寸法値とする。

(ｲ) 打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。

(2) 大梁主筋の継手及び定着の一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、次による。
上端筋：中央 ℓo/2以内
下端筋：柱面より梁せい（D）以上離し、ℓo/4を加えた範囲以内
(ｲ) 継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。

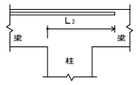

図7.1 梁主筋の梁内定着

(ｴ) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。

上端筋：曲げ降ろす
下端筋（一般）：原則、曲げ上げる。
下端筋（ハンチ付き）：原則、曲げ上げる。

(ｵ) 段違い梁は、図7.2による。

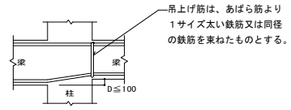

図7.2 段違い梁

(3) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

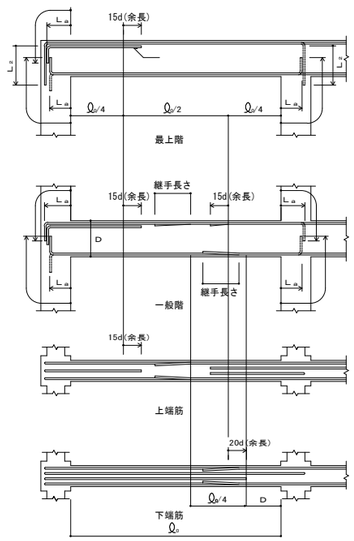

（注）1．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2．═══ 印は、継手及び余長を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.3 大梁の重ね継手、定着及び余長

(4) ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。

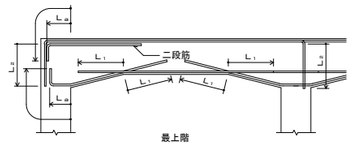

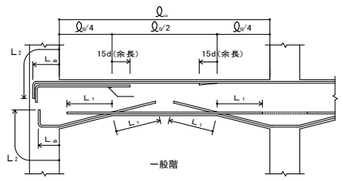

（注）1．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2．═══ 印は、継手及び余長を示す。
3．梁内定着の端部下端筋が接近するときは、┈┈┈ のように引き通すことができる。
4．破線は、柱内定着を示す。
5．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長

7.2 あばら筋等

(1) あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項

(ｲ) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。

(ｳ) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

(2) あばら筋組立の形及びフックの位置
(ｱ) 形は、図7.5.1①とする。

(ｲ) フックの位置
(a).①の場合は交互とする。
(b).②の場合 L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
(c).③の場合は床版の付く側を 90°折曲げとする。

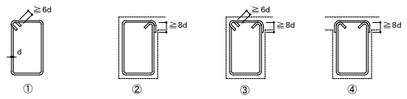

図7.5.1 あばら筋組立の形

(3) 副あばら筋組立の形及びフックの位置
形は、図7.5.2⑤または⑦とする。
ただし、L形梁またはT形梁の場合は⑦とすることができる。

図7.5.2 副あばら筋組立の形

(4) あばら筋の割付け
(ｱ) 間隔が一様でハンチのない場合は、図7.6による。

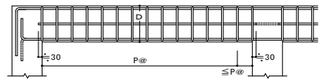

（注）1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.6 あばら筋の割付け（その１）

(4) 間隔が一様でハンチのある場合は、図7.7による。

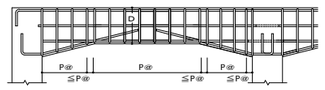

（注）1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.7 あばら筋の割付け（その２）

(ｳ) 梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。

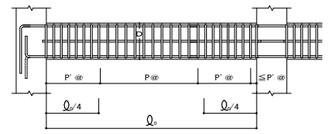

（注）1．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2．図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.8 あばら筋の割付け（その３）

(ｴ) 腹筋及び幅止め筋
一般の梁は、図7.9による。

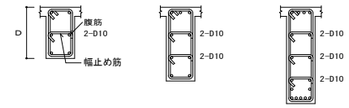

1．腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
2．幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

図7.9 腹筋および幅止め筋

7.3 小梁

(1) 小梁主筋の継手、定着及び余長
連続小梁の場合は、図7.10による。

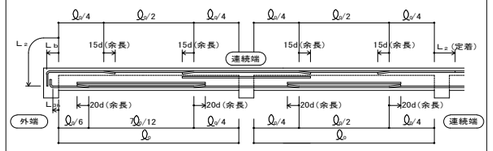

（注）1．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2．═══ 印は、余長位置を示す。

図7.10 小梁主筋の継手、定着及び余長（その１）

(2) 単独小梁の場合は、図7.11による。

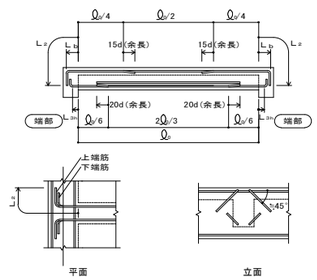

直交する梁へ斜めに定着する場合

（注）1．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2．═══ 印は、余長位置を示す。

図7.11 小梁主筋の継手、定着及び余長（その２）

(3) あばら筋は、7.2による。

7.4 片持梁

(1) 片持梁主筋の定着及び余長
(ｱ) 先端に小梁のない場合は、図7.12による。

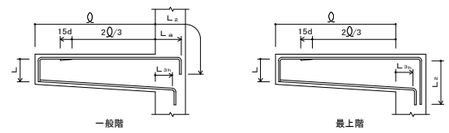

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、余長位置を示す。
3．先端の折曲げの長さL2は、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

図7.12 片持梁主筋の定着及び余長

R6.04

一級建築士登録 第296599号 秋 山 秀 之
構造設計一級建築士 第5333号

株式会社イデア建築設計事務所 一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2401-6097号 管理建築士 一級建築士 第268856号 舘野 茂樹	工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	一
	図面名	構造関係共通事項（その２）	2025.01.15	No. S-05

(4) 先端に小梁がある場合は、図7.13による。

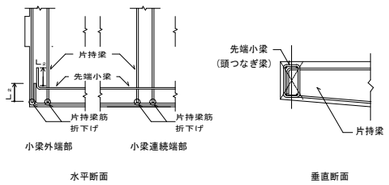

(注) 1. 図示のない場合は、(7) による。
2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図7.13 片持梁主筋の定着

(2) あばら筋は、7.2による。

8.1 壁

(1) 一般事項

(7) 一般壁配筋の重ね継手の長さをL_1とし、耐力壁筋の重ね継手の長さは特記による。
また、定着長さはL_2とし、鉄筋の継手位置は、柱・壁部以外とする。

(4) 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@程度とする。

(ウ) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し部分は含まない。

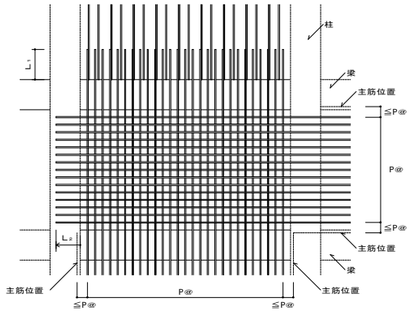

図8.1 壁の配筋

(2) 壁の配筋は表8.1により、種別は設計図による。

表8.1 壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)
W12	D10-200@シングル	120
W15A	D10-150@シングル	150
W15B	D10-100@シングル	
W18A	D10-200@ダブル	180
W18B	D10-150@ダブル	
W20A	D10-200@ダブル	200
W20B	D10-150@ダブル	

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

(3) 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は設計図による。

表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別		縦筋及び横筋	断面図 (mm)	階段の配筋種別(表10.1)
KW1	縦筋	D13-200@ダブル	180	KA1
	横筋	D10-200@ダブル		KA3
KW2	縦筋	D13-150@ダブル	200	KA2
	横筋	D10-200@ダブル		KA4

(注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。

(4) 土圧を受ける壁の配筋は、構造図による。

(5) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

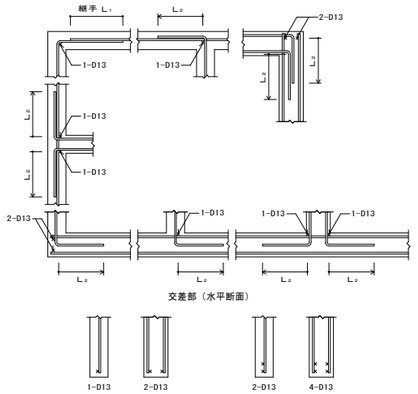

図8.2 壁の交差部及び端部の配筋

8.2 壁の補強

(1) 壁開口部の補強

(7) 耐力壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、適用は構造図による。
なお、耐力壁の補強筋は、構造図による。

表8.3 壁開口部補強筋(A形)

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

表8.4 壁開口部補強筋(B形)

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

(4) 壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

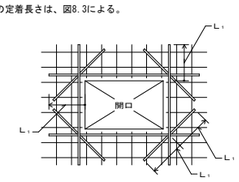

図8.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(2) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、設計図による。

9.1 スラブ

(1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がりは、FLを基準とした寸法値とする。

(2) 土間スラブ下の砂利地業厚及び捨てコンクリート厚は設計図による。

(3) 土間コンクリート補強筋(DO)の配筋及びコンクリート厚さは設計図による。

(4) スラブの配筋(S形配筋)は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.1 S形配筋

配筋種別	短辺方向(主筋)全域	長辺方向(配力筋)全域
S 1	D13-100@	D13-100@
S 2	同 上	D13-150@
S 3	同 上	D10, D13-150@
S 4	D13-150@	D13-150@
S 5	同 上	D10, D13-150@
S 6	同 上	D10-150@
S 7	D10, D13-150@	D10, D13-150@

配筋種別	短辺方向(主筋)全域	長辺方向(配力筋)全域
S 8	D10, D13-150@	D10-150@
S 9	同 上	D10-200@
S10	D10, D13-200@	D10, D13-200@
S11	同 上	D10-200@
S12	同 上	D10-250@
S13	D10-200@	D10-200@
S14	同 上	D10-250@

(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。

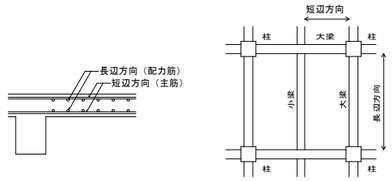

図9.1 スラブの配筋

(5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。

(6) 原則として引き通し、鉄筋の重ね継手長さはL_1とする。

(7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

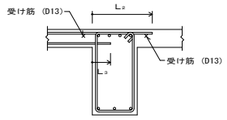

図9.2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その1)

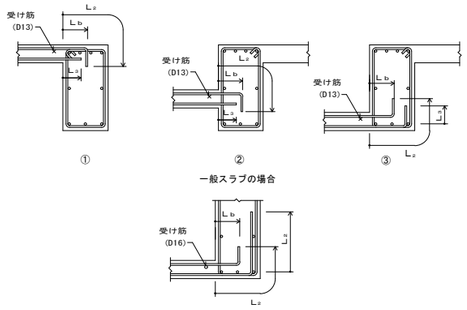

図9.3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その2)

9.2 片持スラブ

片持スラブは、プレキャストコンクリート部材または現場打コンクリート部材とする。

(1) 片持スラブの配筋(CS形配筋)は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.2 CS形配筋

配筋種別		主筋
CS1	上	D13-100@
	下	D13-200@
CS2	上	D13-150@
	下	D13-300@
CS3	上	D10, D13-150@
	下	D10, D13-300@
CS4	上	D10, D13-200@
	下	D10-200@

配筋種別		主筋
CS5	上	D10-200@
	下	D10-400@
CS6	上	D10, D13-200@
	下	——
CS7	上	D10-200@
	下	——

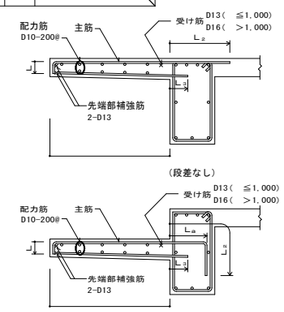

(注) 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4 片持スラブの配筋(CS1からCS5)

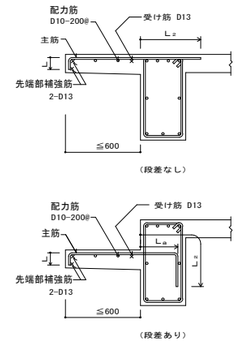

(注) 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.5 片持スラブの配筋(CS6及びCS7)

(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

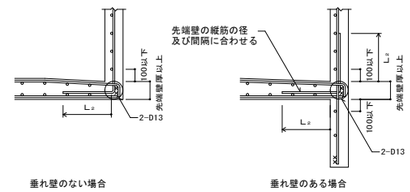

図9.6 先端に壁が付く場合の配筋

(3) 出隅部

(7) 補強の配筋は設計図により、配筋方法は、図9.7による。

(4) 出隅受け部分(図9.7の斜線部分)の補強筋は設計図による。

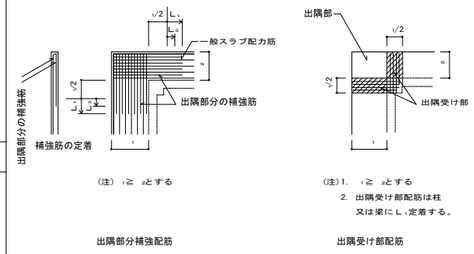

図9.7 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

9.3 スラブ等の補強

(1) スラブ開口部の補強
スラブ開口部の補強方法は、構造図による。構造図になければ、(7)(4)による。

(7) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13(=2L1)シングルを上下筋の内側に配筋する。

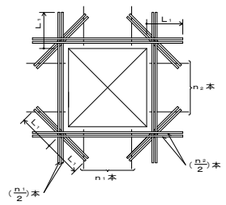

図9.8 スラブ開口部の補強配筋

(4) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(2) 屋根スラブの補強
屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

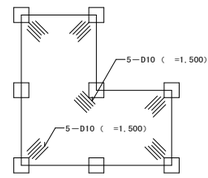

図9.9 出隅及び入隅部の補強配筋

(3) 土間スラブの打継ぎ補強
基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。
ただし、土間スラブとは、土に接するスラブで S形の配筋によるものをいう。

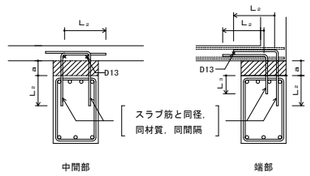

(注) a≦300の場合

図9.10 打継ぎ補強配筋

(4) 土間コンクリートの補強
土間コンクリートの補強筋は、設計図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

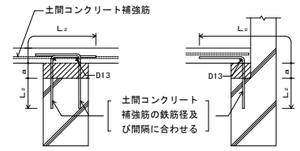

(注) a≦300の場合

図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1 片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.1 片持スラブ形階段の配筋

t : スラブ厚さ

配筋種別	KA1	KA2
配筋図	D13, D13, D10-300@, D10-300@, t	2-D13, D13, D10-300@, D10-300@, t
配筋種別	KA3	KA4
配筋図	D10-300@, t, t, D13, D13	D10-300@, t, t, D13, 2-D13

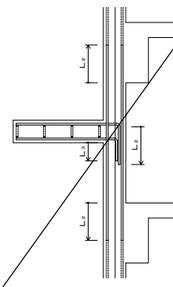

(注) 1. 壁配筋は、8.1 (3) による。
2. 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
3. スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3.3
[鉄筋の定着の長さ] のL2とする。

図10.1 片持スラブ形階段配筋の定着

R6.04

一級建築士登録 第296599号 秋 山 秀 之
構造設計一級建築士 第5333号

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2401-6097号
管理建築士 一級建築士 第268856号 舘野 茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	一	No.
図面名	構造関係共通事項(その3)		2025.01.15	S-06

10.2　二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段は、プレキャストコンクリート部材または現場打ちコンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は構造図による。
二辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.2　二辺固定スラブ形配筋

配筋種別	上端筋、下端筋とも（全域）
KB1	D13-200@
KB2	D13-150@
KB3	D13-100@
KB4	D13,D16-150@
KB5	D16-150@
KB6	D16-125@
KB7	D16-100@

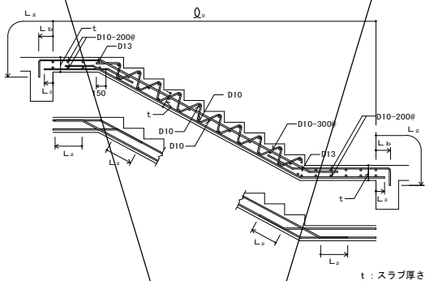

図10.2　二辺固定スラブ形階段配筋（その１）

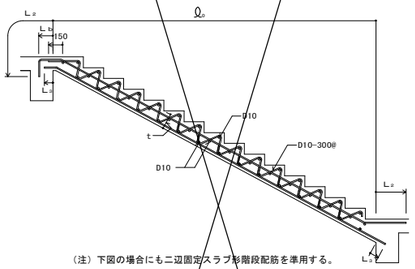

（注）下図の場合にも二辺固定スラブ形階段配筋を準用する。

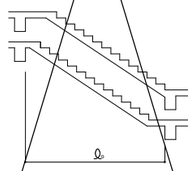

図10.3　二辺固定スラブ形階段配筋（その２）

t：スラブ厚さ

11.1　梁貫通孔

(1) 梁貫通孔は、次による。
　(ｱ)　梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。
　(ｲ)　孔の径は、梁せいの1/3以下とする。
　(ｳ)　孔の上下方向の位置は、梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3（ Dは梁せい）の範囲には設けてはならない。
　(ｴ)　孔は、柱面から原則として、1.5D 以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
　(ｵ)　孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の 3倍以上とする。
　(ｶ)　縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
　(ｷ)　補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。
　(ｸ)　孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋でき、補強を省略することができる。

　(ｹ)　溶接金網の余長は、1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
　(ｺ)　溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋 1-13φのリング筋を取り付ける。
　　なお、リング節は、溶接金網に 4箇所以上溶接する。
　(ｻ)　溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。
　(ｼ)　他の開孔を設けない範囲は、図11.3による。

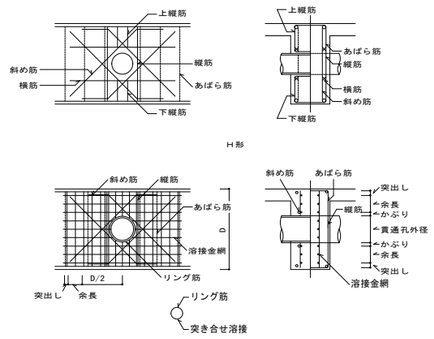

図11.1　梁貫通孔補強筋の名称等

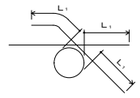

図11.2　補強筋の定着長さ

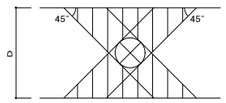

図11.3 他の開孔を設けない範囲

(2) 梁貫通孔の補強形式は表11.1～表11.2により、配筋種別は設計図による。

表11.1　H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H1	2-2-D13	なし	なし	なし	
H2		2-2-D13			
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16				
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H6	4-2-D19				
H7	4-2-D22				

（注）┈┈┈ は、一般部分のあばら筋を示す。

表11.2　MH形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	溶接金網	配筋図
MH1	2-2-D13	なし	なし	
MH2		2-2-D13		
MH3	2-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100@	
MH4	4-2-D13			
MH5	4-2-D16			
MH6	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100@	
MH7	4-2-D19			

（注）┈┈┈ は、一般部分のあばら筋を示す。

11.2　コンクリートブロック帳壁との取合い

(1) 控壁は、次による。
　(ｱ) 控壁の配置は、設計図による。
　(ｲ) 配筋は、図11.4による。

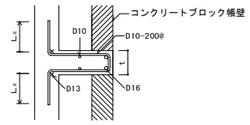

図11.4　控壁の配筋（水平、垂直とも）

(2) 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。

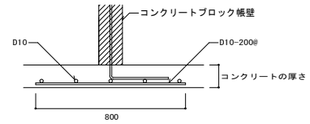

図11.5　壁付き土間コンクリートの補強配筋

11.3　パラペット

パラペットの先端補強筋は図11.6により、コンクリート厚さ及び配筋は構造図による。

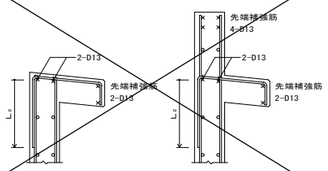

図11.6　パラペットの先端補強筋

12.1　擁壁

宅地造成等規制区域外での高さ2m以下の擁壁の鉄筋の定着長さは図12.1により、コンクリートの厚さ及び配筋は構造図による。

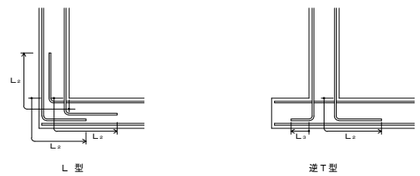

図12.1　擁壁の鉄筋の定着長さ

R6.04

一級建築士登録　第296599号 秋 山 秀 之
構造設計一級建築士 第5333号

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	―	No.
図面名	構造関係共通事項（その４）		2025.01.15	S-07

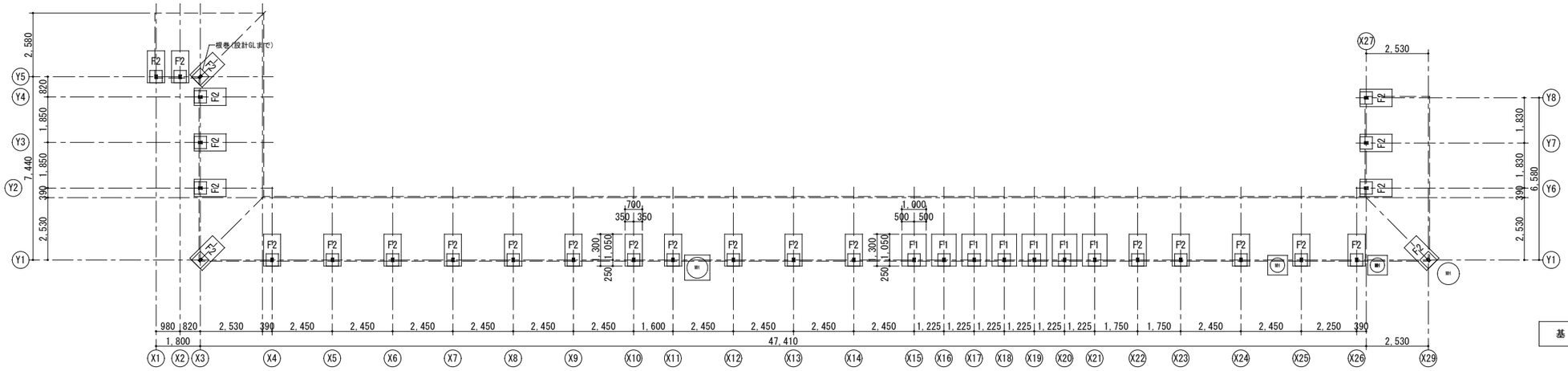

共通事項（特記なき限り下記による）
・ベースプレート下端レベル：設計ＧＬ－１２０
・各レベル寸法については意匠図あるいは現寸にて最終決定すること
・使用材料
コンクリート：Ｆｃ２４、Ｓ１８
鉄筋：ＳＤ２９５

基　礎　伏　図　A1:1/100　A3:1/200

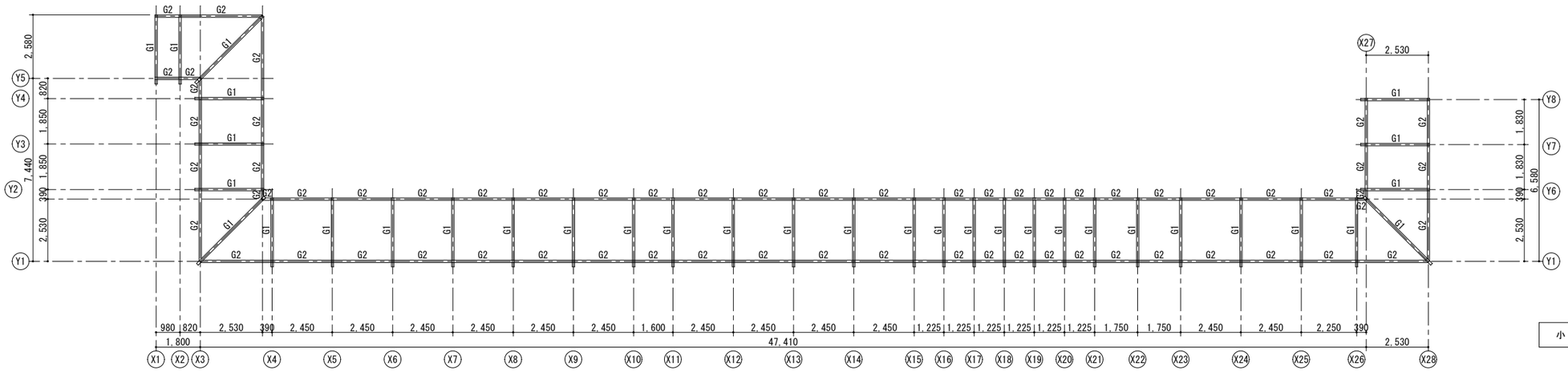

共通事項（特記なき限り下記による）
・梁天端レベルは意匠図または軸組図による
・使用材料
屋根：ガルバリウム鋼板ｔ＝０．５（Ｈ＝４７）
柱：角パイプ＜ＳＴＫＲ４００＞
梁：軽量Ｈ形鋼＜ＳＷＨ４００＞
胴縁：角パイプ＜ＳＴＫＲ４００＞
ＰＬ類＜ＳＳ４００＞、　ボルト：中ボルト＜ＳＳ４００＞

小　屋　伏　図　A1:1/100　A3:1/200

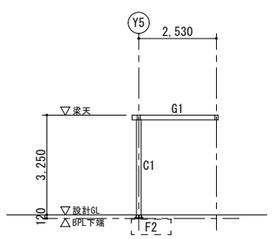

X1・X2通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

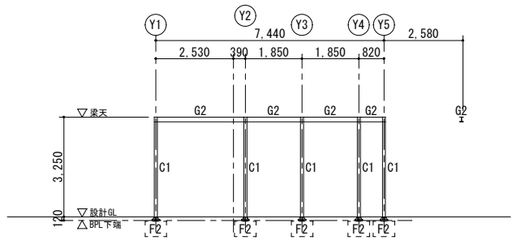

X3通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

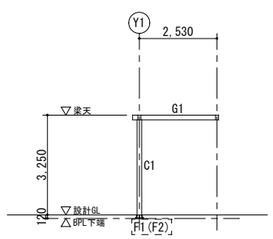

X4～X26通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

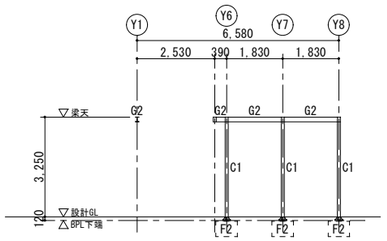

X27通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

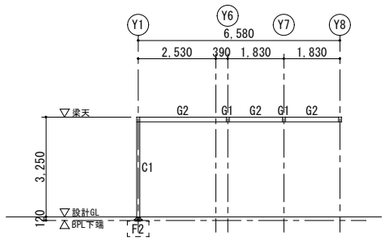

X28通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

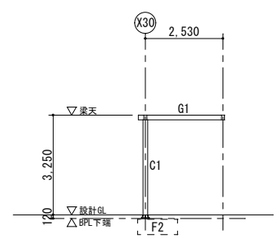

Y6～Y8通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

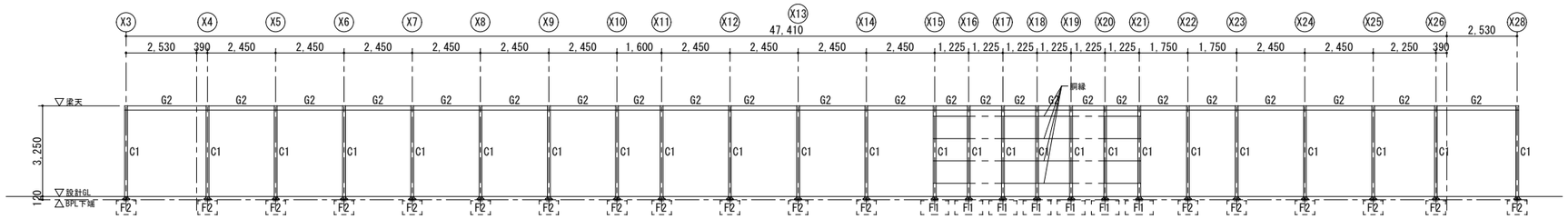

Y1通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

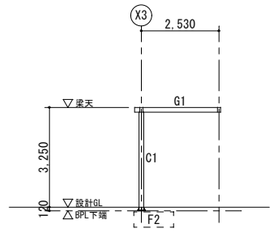

Y2～Y4通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

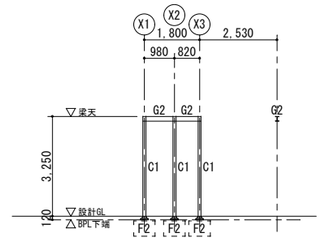

Y5通：軸組図　A1:1/100　A3:1/200

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/100　A3：1/200	NO.
図面名	基礎伏図・小屋伏図・軸組図（新設図）		2025.02.28	S-08

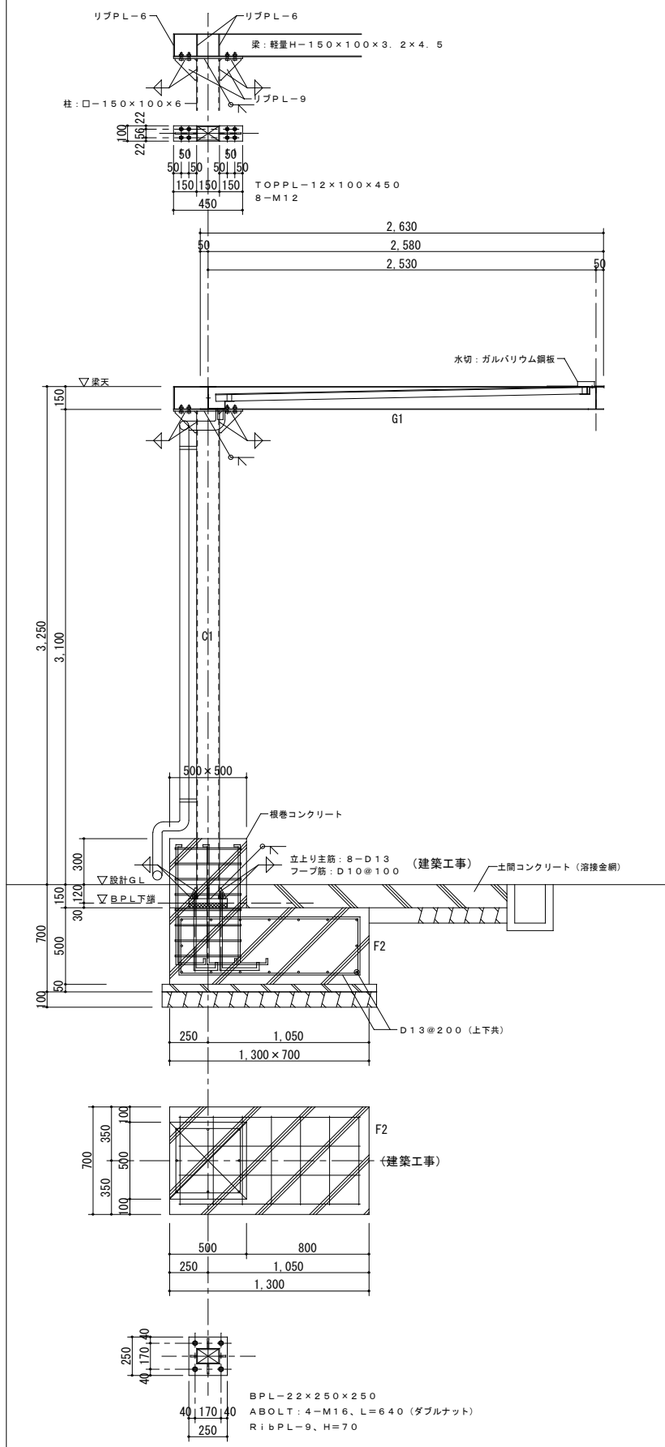

Ａ：矩計詳細図　A1:1/20　A3:1/40

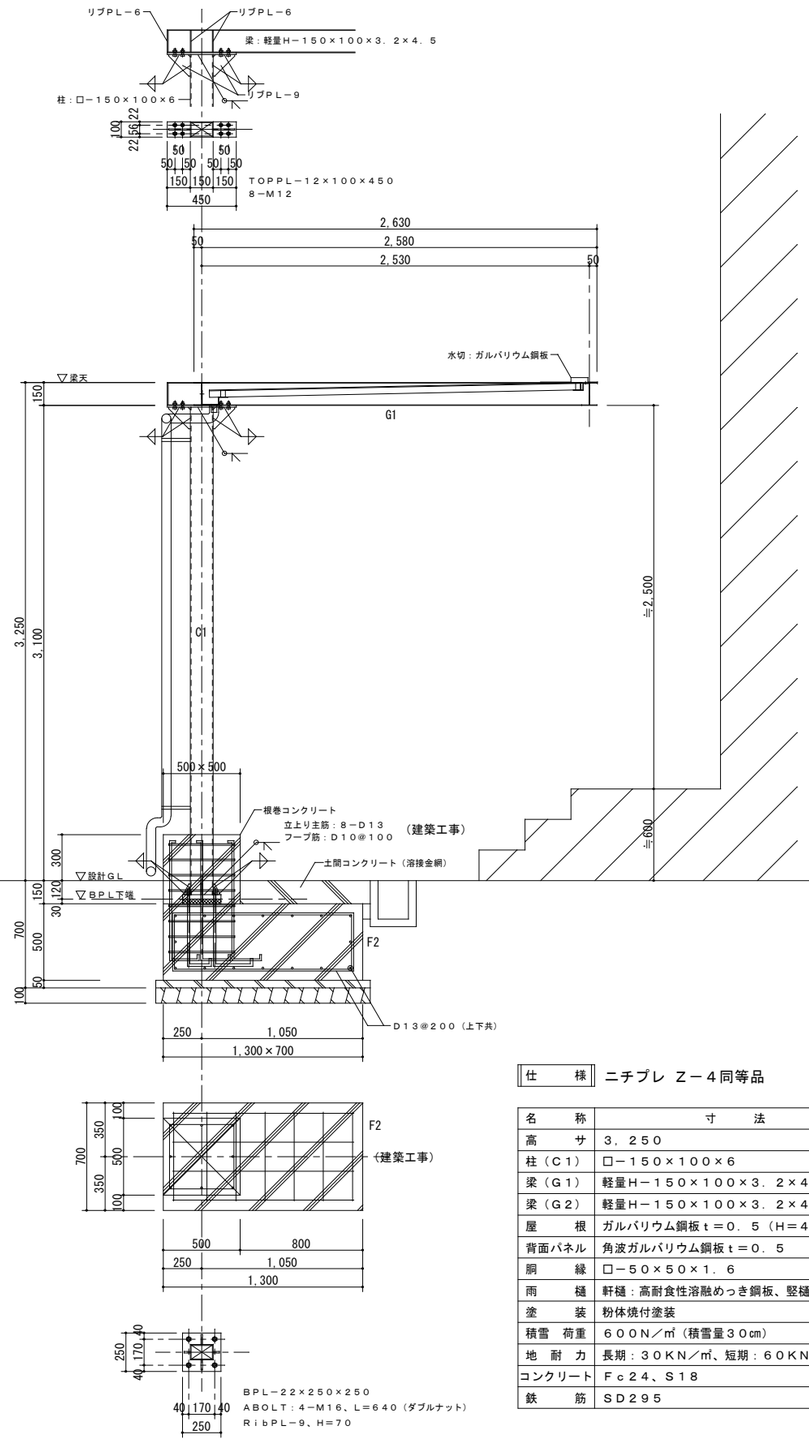

Ｂ：矩計詳細図　A1:1/20　A3:1/40

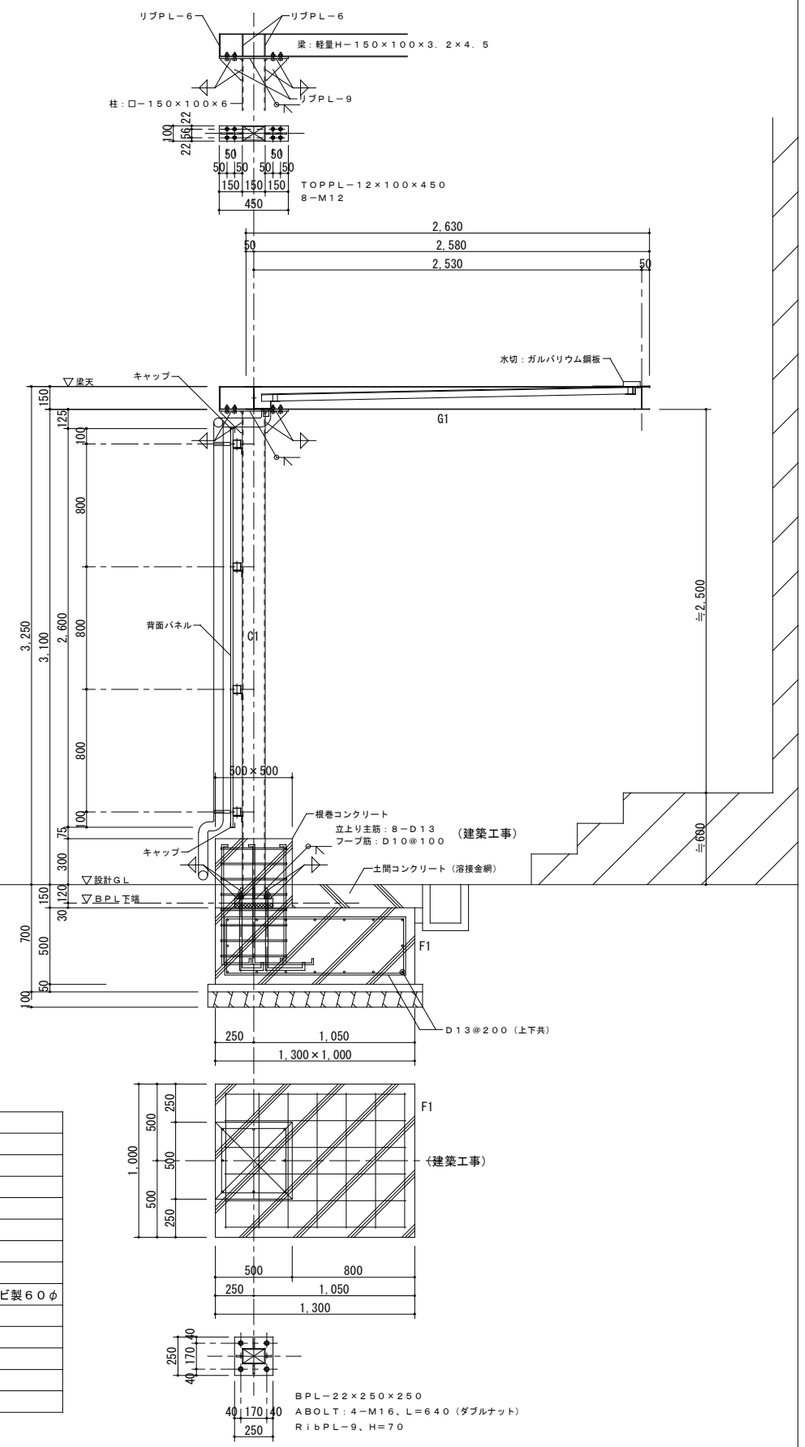

Ｃ：矩計詳細図　A1:1/20　A3:1/40

仕　様	ニチプレ Ｚ－４同等品

名　称	寸　法
高　サ	３，２５０
柱（Ｃ１）	□－１５０×１００×６
梁（Ｇ１）	軽量Ｈ－１５０×１００×３．２×４．５
梁（Ｇ２）	軽量Ｈ－１５０×１００×３．２×４．５
屋　根	ガルバリウム鋼板ｔ＝０．５（Ｈ＝４７）
背面パネル	角波ガルバリウム鋼板ｔ＝０．５
胴　縁	□－５０×５０×１．６
雨　樋	軒樋：高耐食性溶融めっき鋼板、竪樋：塩ビ製６０φ
塗　装	粉体焼付塗装
積雪　荷重	６００Ｎ／㎡（積雪量３０cm）
地　耐　力	長期：３０ＫＮ／㎡、短期：６０ＫＮ／㎡
コンクリート	Ｆｃ２４、Ｓ１８
鉄　筋	ＳＤ２９５

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/20 A3：1/40	NO.
図面名	断面詳細図		2025.02.28	S-09

工事名称・千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事

フレックス工期契約制度
○適用する　工事着手期限日（令和　年　月　日）　工期の終期日（令和　年　月　日）　●　適用しない
留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

猛暑による作業不能日数
●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
ⅰ）作業不能日数：０日間（工期の始期は令和８年１０月６日で算定）
ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ．工事概要

1.工事場所　千葉県浦安市海楽２－３６－２

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
渡り廊下	S	1	0.00			

3.工事種目（ ● 印の付いたものを適用し、○ 印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	工事種別				
					屋外
○ 受変電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 電灯設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 雷保護設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 発電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 映像・音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 誘導支援装置	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 防犯・入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	●
○ 中央制御監視設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 構内配電線路	○	○	○	○	● 一式
○ 構内通信線路	○	○	○	○	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式

4.指定部分　○ 無　○ 有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書（質疑に対する回答書を含む）、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）（令和7年版）」（以下、「改修工事標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準図」という。）による。

2.提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧（下記URL）によるほか、監督職員の指示による。
https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/Kenchiku/teishutsu.html

3.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、● 印の付いたものを適用し、○ 印のものは適用しない。
※印の付いたものは建築工事特記仕様書に準ずる。

章	項目	特記事項
●一般事項	● 電気工作物の種類	● 事業用電気工作物（自家用電気工作物）　○ 一般用電気工作物
	● 電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　学校長　）の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	● 施工従事者	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
	○ 化学物質を放散させる建築材料等	1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

章	項目	特記事項
●一般事項		2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4）1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	※ ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	● 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ●　風圧力 風速　(Vo=　34　m/s) 地表面粗度区分　（○Ⅰ　○Ⅱ　●Ⅲ　○Ⅳ） ○　積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表　（　　）
	● 材料・機材の品質等	1.本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （表）

機材等
○ LED照明（一般屋内用に限る。）
○ 照明制御装置
○ 可変速運転用インバータ装置
○ 分電盤
○ 制御盤
○ キュービクル式配電盤
○ 高圧スイッチギア（CW形）
○ 高圧スイッチギア（PW形）
○ 高圧交流遮断器
○ 高圧進相コンデンサ
○ 高圧限流ヒューズ
○ 高圧負荷開閉器
○ 高圧変圧器（特定機器）
○ 交流無停電電源装置
○ 太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）
○ 監視カメラ装置
○ 中央監視制御（監視制御装置）

（表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。）

章	項目	特記事項
	※ 工事用水	構内の既存施設　○ 利用できない　● 利用できる（ ● 有償　○ 無償）
	● 工事用電力	構内の既存施設　● 利用できない　○ 利用できる（ ○ 有償　○ 無償）
	※ 監督職員事務所	○ 設ける　● 設けない
	※ 工事用仮設物	構内につくることが　○ できる　○ できない
	● 官公署等への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。
	※ 足場その他	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ○ 機械設備工事　○ 建築工事　で設置する。） ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場等（○　種 ○　種） ○ 外部足場等（○　種 ○　種）
	○ 総合試運転調整	○ 本工事　○ 別途 調整項目（確認方法等は監督職員の指示による。） ○ 受変電設備設備及び発電設備の停復電による連動動作等の確認 ○ 火災報知設備と連動する防火戸、ダンパー等の連動動作等の確認
	※ 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」による。
	※ 設計図CADデータ	設計図CADデータ　：　● 貸与する　○ 貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。

章	項目	特記事項
●一般事項	※ 電子納品	1.本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 ~~2.工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を携行すること。~~ ~~3.工事完成検査後は、速やかに電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センター から発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、~~電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4.「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	※ 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書等 ／ 仕様 ／ 部数 ● 完成図面：○ 図面(A1版)折りたたみ製本　● 図面(A3版)見開き製本　サイズ ● A4版 ○ 版　● 1 部 ○ 部 ● 工事関係図書：本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの　● 1 部 ○ 部 ○ 完成写真：○ キャビネ版 ○　撮影箇所 ○ 箇所 ○ 箇所　○ 1 部 ○ 部 ● 保全に関する資料：○ 建築物等の利用に関する説明書 ○ 機器取扱い説明書 ○ 機器性能試験成績書 ● 官公署届出書類 ○ 総合試運転調整報告書　建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。　● 1 部 ○ 部 ● 電子成果品：電子納品による　● 2 部 ○ 部
	● 引渡しを要するもの	●　なし　○　あり（　　） 特別管理産業廃棄物　○　なし　○　あり（PCB使用機器:　　） PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
	※ 建設副産物の処理等	1.共通事項 1)　「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)　「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。 3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 2.建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　㎥ ウ　搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　㎥)は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　㎥)は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3.路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの　に運搬し、処理するものとする。 4.建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 5)　（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 6)　（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 7)　（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

章	項目	特記事項
●一般事項		5.再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　㎥ ウ　搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1.利用先の確保 建設発生土情報交換システム(コブリス・プラス)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流用により利用先の確保に努める。 2.中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3.品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4.一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	※ 建設発生土の処理	○　埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	※ 環境への配慮	1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日変更閣議決定)による。 3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。
	※ 環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○ 化学物質の濃度測定	○　施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。 ○　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○　パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○　行わない　○　行う 測定対象室　○　図示　○　（　　） 測定個所数　○　図示　○　（　　） 測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	※ 保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 1)被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 2)保険金額　請負代金全額 3)保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	※ 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績データを作成する。 また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 1)工事受注時　契約締結後10日以内 2)登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)工事完成時　工事完成後10日以内
	※ 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	※ 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	※ 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
	※ 安全対策	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	※ 他工事との取合い	別表1による。

条件明示

千葉県教育庁　企画管理部　教育施設課

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	製図年月日	R8.04.23
図名	電気設備工事特記仕様書 (1)　R7.11		

E 01 千葉県

章	項目	特記事項
● 一般事項	※ 中間検査	○中間検査を実施する。 (回数　　回、　実施時期　　　　工事完了時) 中間検査の範囲 (　　　　　　　　　　　)
	※ 中間検査の対象工事	本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という。)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)及び中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1)調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2)中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	※ 条件明示項目	○　施工可能期間 　月　日～　月　日(期間中も行事等により、短期の施工不能日あり) ○　改修工事の部分使用 　月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所(　　　　　　　)
	※ 施設点検	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、1年目及び2年目に関係者(教育施設課、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課からの依頼により施設点検に立会い協力するものとする。
	● その他	本工事に含まれる建築工事、機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書(令和7年版)に準拠して行う。 情報システム課が設置した機器(アクセスポイント、サーバラック等)がある場合は、取扱いを監督職員と協議すること。
	※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。 1)対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降「使用機器」と称する)については、営繕工事写真撮影要領２.(３)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 板情報を電子画像使用機器時用記録ぞ文え止山事写真板情報の電場的記入被写体項目除、 営繕工事撮影要領２.(３)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3)小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４. で規定されている写真編集には該当しない。 4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
● 共通事項	○ 金属製露出管路(亜鉛メッキ面)の塗装	○すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。 ○配線室以外の管路は、すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り) を行う。 ○
	● 厚鋼電線管及び同附属品	電線管外面の仕上げは、　● 溶融亜鉛メッキ　○ 製造者標準　とする。 電線管内面の仕上げは、　● 溶融亜鉛メッキ　○ 製造者標準　とする。 電線管付属品は、　● 上記と同等の防食性能を有する防水形　○ 標準品　とする。
	○ フロアープレート フロアーカバー	特記あるもの及び特殊なものを除き　○ 砲金製　○ アルミ合金製　○ ステンレス製 〃　　　○ 水平高低調整式(空転防止リング付) OA用インナーコンセント　　○ 樹脂製　○ アルミ合金製
	○ フラッシュプレート	特記あるもの及び特殊なものを除き　○ 樹脂製　○ アルミ合金製　○ ステンレス製
	○ 呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
	○ 保温・結露防止	建築工事にてFP板(スタイロホーム等)打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。
	○ 合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管(PF)は、一重管とする。
	● 屋外プルボックス	○ 溶融亜鉛メッキ製　● ステンレス製　　防水形とする。
	● はつり	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。
	○ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付付属装置等を用いて施工する。
	● 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
	○ 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 1)設計用水平地震力 機器の重量(kN)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

章	項目	特記事項
● 共通事項		設計用標準水平震度(下表) 【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階縦の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類に燃料小出槽を含む。 重要機器は次のものを示す。 ○ 配電盤　○ 発電装置(防災用)　○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置　○ 交換機　○ 自動火災報知受信機 ○ 中央監視装置　○ 2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
	● 工事前の絶縁抵抗測定	改修する回路の絶縁抵抗は、比較のため工事の前後で測定すること。
	※ 施工調査	事前調査　○ 本工事　○ 別途 調査項目　○ 既存資料調査　○ 調査範囲　○ 図示　○ 調査方法　○ 図示　○ ○ はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
○ 受変電設備	○ 電気方式	高圧　○ 三相3線式　6kV 低圧　○ 三相3線式　200V　○ 三相　線式　V 　○ 単相3線式　200V/100V　○ 単相　線式　V
	○ 主遮断機	○ CB形(5サイクル以内)　○ PF-S形
	○ 設備容量	変圧器総容量　kVA　(うち本工事に係るもの　kVA)
	○ 進相コンデンサ	○ 高圧　kVar　○ 低圧　自動力率制御(　○ あり　○ なし)
	○ 配電盤	○ 屋内形　○ 屋外形
	○ 絶縁ゴムマット	W1000×10t×L
	○ その他	1)変圧器は　○ 油入形　○ モールド形　変圧器とする。 2)高圧交流負荷開閉器(LBS)はストライカ式とする。 3)変圧器のB種接地線には、漏電警報器(ELR)を設置する。 4)DS・LBS等の充電部が露出する機器には、十分な強度を有する透明アクリル板保護扉を設ける。
○ 電灯設備	○ 電気方式	幹線　○ 単相3線式　200V/100V　○ 直流2線式　100V 分岐　○ 単相2線式　100V　○ 直流2線式　100V 　○ 単相2線式　200V
	○ ハイテンションアウトレット	○ 外部固定式　○ 内部固定式　○ 回転形又は上下動形　○ アップ形
	○ 非常照明器具	○ 電池内蔵形　○ 電池別置形
	○ 配線器具	○ タンブラスイッチは　○ ワイド形　○ 大角形 ○ 壁付コンセントは(2口は複式で可)　○ ワイド形　○ 大角形
	○ 非常用の照明装置の照度測定箇所数	測定数　：　監督職員の指示による。
○ 動力設備	○ 電気方式	幹線　○ 三相3線式　200V　○ 相　線式　V 分岐　○ 三相3線式　200V　○ 相　線式　V
	○ 機器への接続	本工事制御盤より別途電動機等への配線接続は　○ 本工事　○ 別途工事
● 構内配電線路	● 電気方式	○ 高圧　　三相3線式　6kV ● 低圧　● 三相3線式　200V　○ 三相　線式　V 　● 単相3線式　200V/100V　○ 単相　線式　V 　○ 単相　線式　V
	● 電線方式	● 地中線式　● 架空線式
	● 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。
	● 地中管の材質	○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　● 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。
	○ 装柱機材	○ 耐塩形(ケーブル端末処理材とも)　○ 重耐塩形
	○ 外灯接地	○ 1基毎単独　○ 共用(ケーブル1芯使用)
	○ 区分開閉器等	1)架空引込　高圧気中負荷開閉器(PAS)、(SOG+DGR)付収納箱(ステンレス製) 2)地中引込　高圧引込用気中負荷開閉器(地中引込用)(UAS)(SOG+DGR)付
	● その他	地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シート(高圧は管理者名入り)を設ける。 埋設標　● 鉄製　○ コンクリート製 標識シート　● (GL-300　● 2倍折り)
○ 構内通信線路	○ 配線方式	○ 地中線式　○ 架空線式
	○ 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。
	○ 地中管の材質	○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。
	○ その他	地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シートを設ける。 埋設標　○ 鉄製　○ コンクリート製 標識シート　○ (GL-300　○ 2倍折り)
○ その他	○ 上ガス対策	○ なし ○ あり(下記による) ○ 自然換気口　○ ガス抜き管　○ 強制換気装置　○ ガス検知器 ○ その他(　　　) ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

● 別表1

○ 接地極

接地極の材料は原則として下記による。
なお、接地棒ＥＢ(14φ)の長さは1,500mm 以上とする。
接地棒ＥＢ(10φ)はW=30mm、L=900mm (測定用は、L=1,000mm) 、接地棒ＥＢ(14φ)は、W=40mm、L=1,200mm としても差し支えない。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○	共同接地	$E_{A,D}$	10Ω以下	ＥＢ(14φ)×３連－２組
○	共同接地	$E_{A,C,D}$	10Ω以下	ＥＢ(14φ)×３連－２組
○	Ａ種接地	E_A	10Ω以下	ＥＢ(14φ)×３連－２組
○	Ｂ種接地	E_B	150/IΩ以下※	ＥＢ(14φ)×３連－１組
○	Ｃ種接地	E_C	10Ω以下	ＥＢ(14φ)×３連－２組
○	Ｄ種接地	E_D	100Ω以下	ＥＢ(10φ)×１　(Ｌ＝1,000mm)
○	Ｄ種接地	$E_{D(ELB)}$	100Ω以下	ＥＢ(10φ)×１　(Ｌ＝1,000mm)
○	高圧避雷器用	E_{LA}	10Ω以下	ＥＢ(14φ)×３連－２組
○	交換装置用	E_t	10Ω以下	ＥＢ(14φ)×３連－２組
○	通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	ＥＢ(14φ)×３連－２組
○	通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	ＥＢ(10φ)×１　(Ｌ＝1,000mm)
○	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	ＥＢ(10φ)×１　(Ｌ＝1,000mm)
○	測定用	E_0		ＥＢ(10φ)×１　(Ｌ＝1,000mm) 又は(Ｌ＝900mm、W=30mm)

※　接地抵抗値は、電気事業者と協議のうえ決定すること。

○ 機器取付高

図面に記載のなき場合、機器の取付高さは原則として下記による。

名称	測点	取付高(mm)
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100
〃　(踊場)	〃	2,500
〃　(鏡上)	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
スイッチ(一般)	床上～中心	1,300
〃　(バリアフリートイレ)	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、ﾃﾚﾋﾞ端子(一般)	〃	300
〃　(和室)	〃	150
〃　(台上)	台上～中心	150
コンセント(車庫)	床上～中心	800～1,300
コンセント(車椅子用)	床上～中心	900
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
引込開閉器箱(低圧)	地上～中心	1,800～2,200
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500
開閉器箱	〃	1,500(上端1,900以下)
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
雷保護用接地端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス(壁掛形)	地上～給油口	1,000
端子盤(EPS・電気室)	床上～中心	1,500
壁付電話機	床上～中心	1,300
親時計	〃	1,500
子時計、スピーカ	〃	(天井高)×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	(天井高)×0.9
発信器(出退表示用)	〃	1,300
インターホン	〃	1,300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による
呼出ボタン(バリアフリートイレ)	〃	900、(400)
復帰ボタン(バリアフリートイレ)	〃	1,300
廊下表示灯(バリアフリートイレ)	〃	2,000
テレビ機器収容箱(ＥＰＳ)	〃	1,800
入退室管理装置(カードリーダ、暗証番号入力装置、バイオメトリクス照合装置)	〃	1,300
火報受信機(複合盤)、副受信機	床上～操作部	800～1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	(天井高)×0.9
表示灯	〃	(天井高)×0.8
連動制御器	〃	1,500
自動閉鎖装置(防火戸用)	床上～中心	1,500
ガス漏れ検知器(液化石油ガス)	〃	300
〃　(都市ガス)	天井面～中心	(天井面)－200(壁面取付の場合)

(備考)(天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注)天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
呼出ボタン(バリアフリートイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

● 別表1(つづき)

● 工事区分表

図面に記載のなき場合、各工事との取り合いは原則として下記による。

	工事内容			建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部		鉄筋補強	●	○	○
			スリーブ、型枠	○	●	●
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス)		鉄筋補強	●	○	○
	風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口換気扇、大便器等		スリーブ、型枠	○	●	●
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切り込み		補強とも	●	○	○
			補強のない場合	○	●	●
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め			●	●	●
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ(工場加工)			●	○	○
基礎	屋内	配電盤、制御盤、発電機、キュービクル受水槽、サービスタンク	躯体と一体のもの	●	／	／
			上記以外	○	●	●
	屋外	配電盤、制御盤、キュービクル受水槽、消化水槽	鉄筋基礎	○	●	●
			無筋基礎	○	○	○
	屋上	テレビアンテナ、避雷針 高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	躯体と一体のもの	●	○	○
			上記以外	○	●	●
	架台、アンカーボルト			○	●	●
点検口	床、天井、壁			●	○	○
	配線ピット、トレンチピット			●	○	○
				／	／	／
配管配線	機器付属の制御盤(接地共)		一次側	○	●	○
			二次側	●	●	●
	制御盤と動力盤の間(接地共)		電源供給	○	●	○
			操作　配管	○	○	○
			回路　配線(　)	○	○	○
	天井吊り型FCU及び全熱交換形換気(接地共)		電源供給	○	●	○
			操作　配管	○	○	○
			回路　配線(　)	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線			○	●	○
その他	防油提			●	○	○
	インサート、吊りボルト			●	●	●
	換気扇枠			○	○	○
	外部取り付けギャラリー(ダクト、チャンバー接続フランジを含む)			●	○	○

○ 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

条件明示

千葉県教育庁　企画管理部　教育施設課

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	製図年月日	R8.4.23
図名	電気設備工事特記仕様書(2)　R7.11		

E 02 千葉県

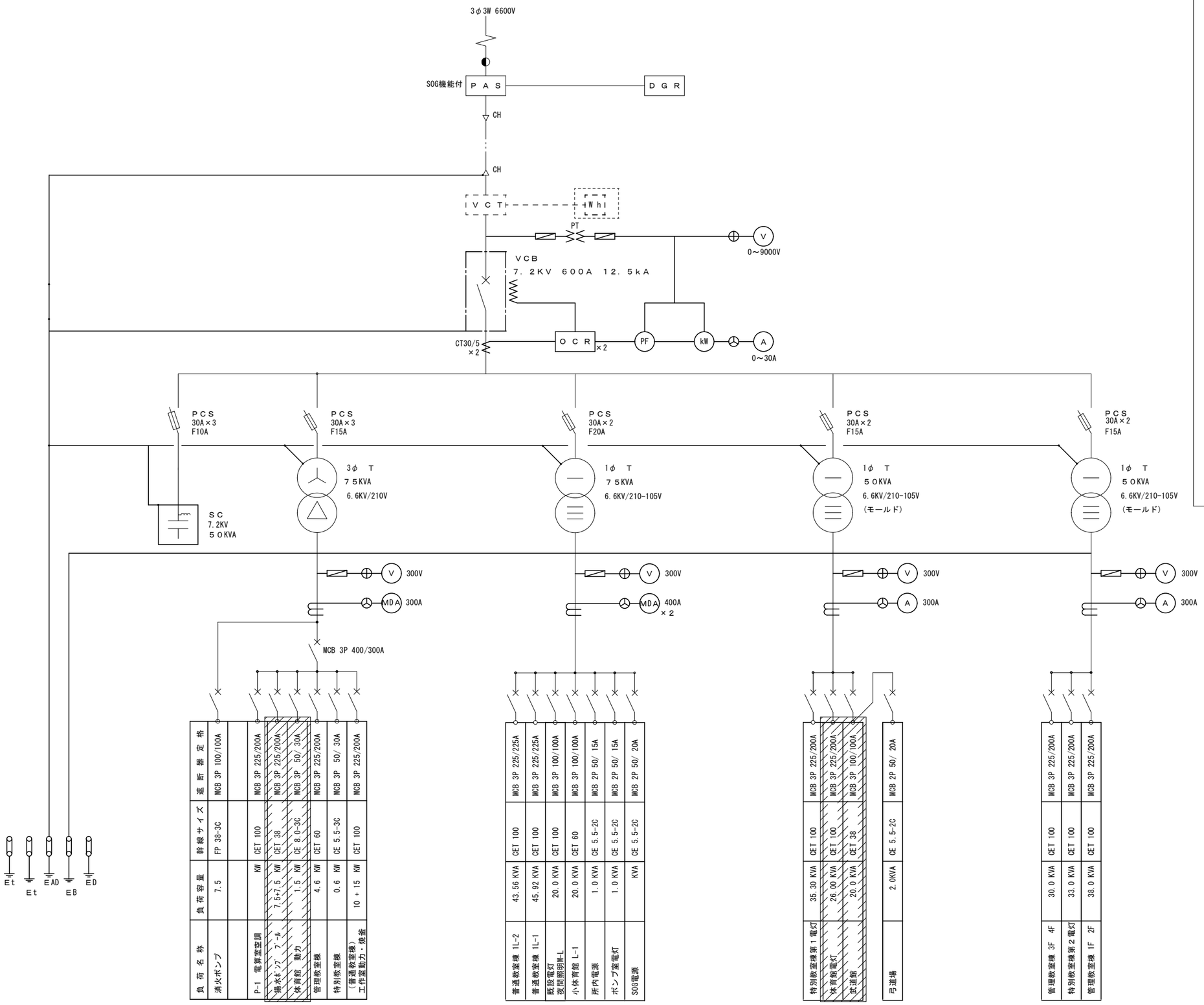

負荷名称	負荷容量	幹線サイズ	遮断器定格
消火ポンプ	7.5	FP 38-3C	MCB 3P 100/100A
P-1 電算室空調	KW	CET 100	MCB 3P 225/200A
揚水ポンプ 7～4	7.5+7.5 KW	CET 38	MCB 3P 225/200A
体育館 動力	1.5 KW	CE 8.0-3C	MCB 3P 50/ 30A
管理教室棟	4.6 KW	CET 60	MCB 3P 225/200A
特別教室棟	0.6 KW	CE 5.5-3C	MCB 3P 50/ 30A
(普通教室棟) 工作室動力・焼釜	10 + 15 KW	CET 100	MCB 3P 225/200A

低圧動力盤

普通教室棟 1L-2	43.56 KVA	CET 100	MCB 3P 225/225A
普通教室棟 1L-1	45.92 KVA	CET 100	MCB 3P 225/225A
既設電灯 夜間照明用L	20.0 KVA	CET 100	MCB 3P 100/100A
小体育館 L-1	20.0 KVA	CET 60	MCB 3P 100/100A
所内電源	1.0 KVA	CE 5.5-2C	MCB 2P 50/ 15A
ポンプ室電灯	1.0 KVA	CE 5.5-2C	MCB 2P 50/ 15A
SOG電源	KVA	CE 5.5-2C	MCB 2P 50/ 20A

No.1 低圧電灯盤

特別教室棟第1電灯	35.30 KVA	CET 100	MCB 3P 225/200A
体育館電灯	26.00 KVA	CET 100	MCB 3P 225/200A
武道館	20.0 KVA	CET 38	MCB 3P 100/100A
弓道場	2.0KVA	CE 5.5-2C	MCB 2P 50/ 20A

No.2 低圧電灯盤

管理教室棟 3F 4F	30.0 KVA	CET 100	MCB 3P 225/200A
特別教室棟第2電灯	33.0 KVA	CET 100	MCB 3P 225/200A
管理教室棟 1F 2F	38.0 KVA	CET 100	MCB 3P 225/200A

No.3 低圧電灯盤

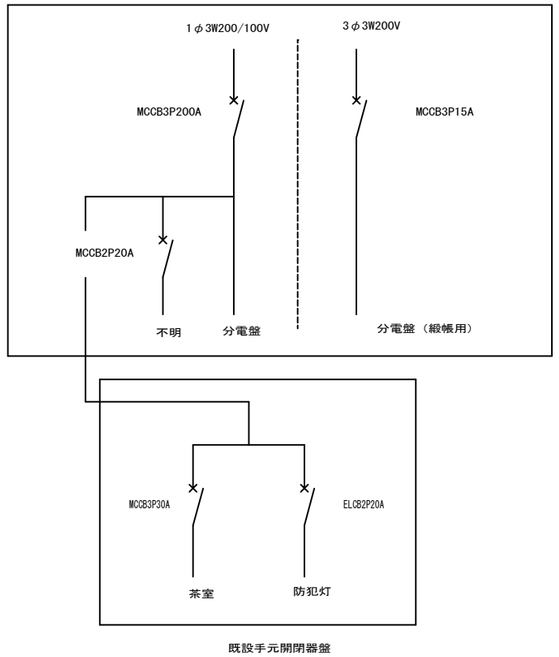

既設手元開閉器盤

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/100 A3：1/200
図面名	単線結線図・手元開閉器盤	2026.04.23	NO. E-03

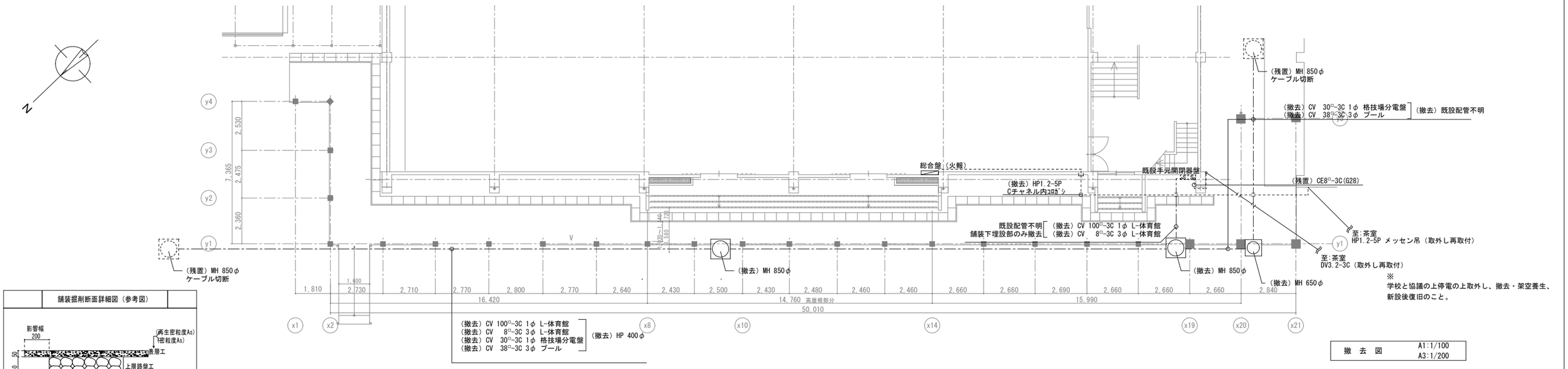

※
学校と協議の上停電の上取外し、撤去・架空養生、新設後復旧のこと。

撤 去 図	A1:1/100 A3:1/200

舗装掘削断面詳細図（参考図）

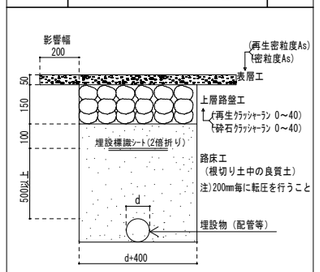

※配管の埋設深さは地表面(舗装がある場合は舗装下面)から0.6m以上とする。

※渡り廊下屋根基礎(GL-750)があるため
埋設管はGL-850程度に敷設すること。

電線管地中立上り部（参考図）

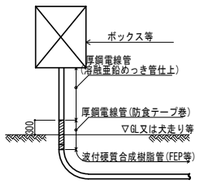

FEPと電線管は異種管継手等を用いること。

標準図

◪ 地中埋設標（鉄製）

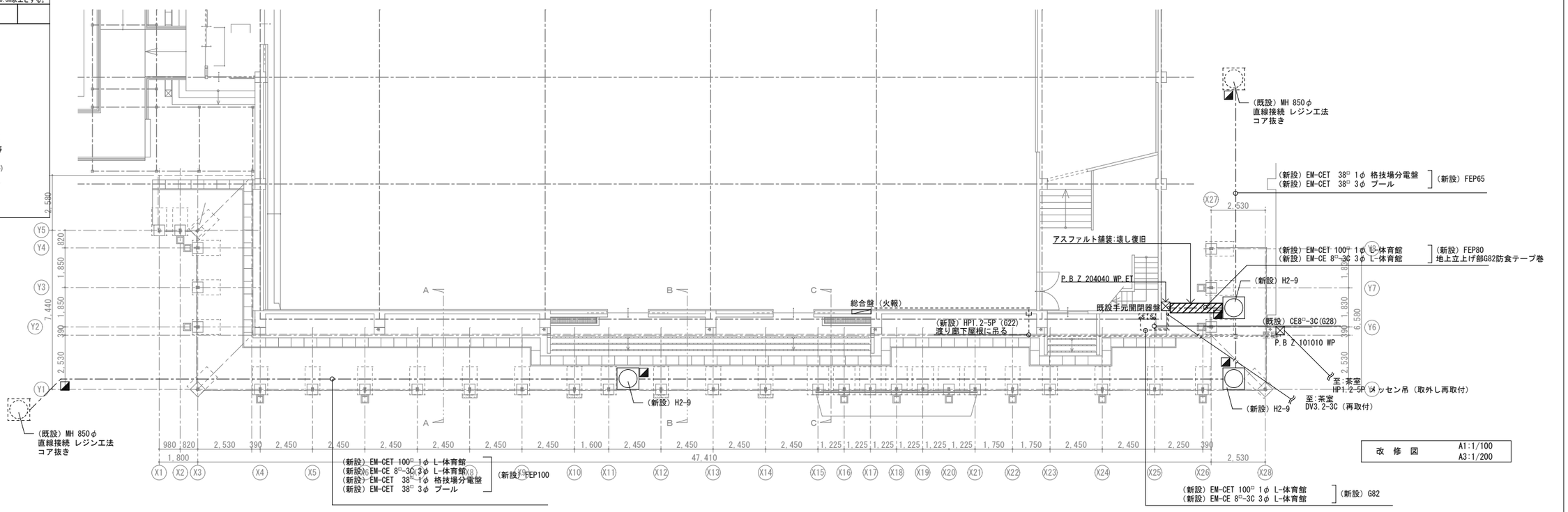

改 修 図	A1:1/100 A3:1/200

株式会社イデア建築設計事務所 一級建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2401-6097号 管理建築士 一級建築士 第268856号 舘野 茂樹	工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下新築工事	縮尺	A1：1/100 A3：1/200	NO.
	図面名	電気設備平面図（撤去・改修図）		2026.04.23	E-04

工事名称　千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事

● フレックス工期契約制度
○ 適用する　工事の着手期限日　令和　年　月　日　工事の終期日　令和　年　月　日　● 適用しない
留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手までの間は、工事の施工（現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

● 猛暑による作業不能日数
● 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
ｉ）作業不能日数：０日間（工期の始期は令和８年１０月６日で算定）
ⅱ）上記ｉ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_船橋地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がｉ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ.工事概要

1.工事場所　浦安市海楽

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (m2)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
渡り廊下	Ｓ 造	1	0.00			

3.工事種目（●印の付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別						
	渡り廊下						屋外
○ 空気調和設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 換気設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排煙設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 自動制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 衛生器具設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 給水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
● 排水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
○ 給湯設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 消火設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式
○ 厨房設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ ガス設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排水処理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 雨水利用設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 撤去工事	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

4.指定部分　● 無　○有 対象部分（　　　　）
指定部分工期　令和　年　月　日

5.設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種類	設備概要
○ 空調方式	○
○ 主要熱源機器	○
○ 自動制御方式	○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式
● 給水方式	● 高置タンク方式　○ ポンプ直送方式　○ 水道直結方式
● 排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ● 合流式　○ 分流式 ） ポンプ排水　○ 有（ ○ 汚物　○ 雑排水　○ 湧水 ）　○無 建物外放流先　(1) 汚水 ● 直放流下水管　○ (2) 雑排水 ● 直放流下水管　○
● 消火設備の種類	● 屋内消火栓設備　○ スプリンクラー設備　○ 泡消火設備 ○ 連結散水設備　○ 連結送水管　○ 不活性ガス消火設備（ ○ 　）

Ⅱ.工事仕様

1.共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準仕様書」という。）
● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
● 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準図」という。）
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　/　）図、建築工事の特記仕様書は（　/　）図による。

2.提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧（下記URL）によるほか、監督職員の指示による。
https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	● 環境への配慮	(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日変更閣議決定)」による。 (2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料および機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」) に留意すること。 (3) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (4) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項目	特記事項
	○ 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン(用途が学校の場合は、パラジクロロベンゼンを含む)の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採集機器により行う。 測定時期　○ 工事着手前　○ 施工終了時 測定対象室　○ 図示　○（　　） 測定箇所数　○ 図示　○（　　）
	● 電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（ 学校長 ）の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	○ 技能士の適用	○ 配管施工(配管工事)　○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○ 熱絶縁施工(保温工事)　○ 冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)
	● 監督職員事務所	● 設けない　○ 設ける
	● 工事用電力・水・その他	○ 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。 工事用水　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（ ● 有償　○ 無償 ） 工事電力　構内の施設　● 利用できない　○ 利用できる（ ○ 有償　○ 無償 ）
	○ 工事用仮設物	構内につくることが　○ できる　○ できない
	○ 足場その他	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ○ 建築工事　○ 電気設備工事　で設置する。） ○ 本工事で設置とする。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場　（ ○　種　○　種　○　種 ） ○ 外部足場　（ ○　種　○　種　○　種　○　種 ）
	● 建設副産物の処理等	1 共通事項 1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額額 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。 3)建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 2 建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先 イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m3 ウ　搬出時期　　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　　m3)は、　　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　　m3)は、片道運搬距離　　kmに搬出するものとする。 3 路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの　　に運搬し、処理するものとする。 4 建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 5)ガラスくず及び陶器くず(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 6)金属くず(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 7)廃プラスチック(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 8)混合廃棄物(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5 再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先 イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m3 ウ　搬出時期　　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1 利用先の確保 建設発生土情報交換システム(コブリス・プラス)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。 2 中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3 品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4 一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

章	項目	特記事項
	● 建設発生土の処理	● 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	● 埋め戻し土・盛土	● 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類
	○ 引渡しを要するもの	○ 下表による（名称／仕様等／備考）
	○ 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）」による。
	○ デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する)とすることができる。 対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。 (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領2.(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、（１）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２．(3) 撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(２)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、（２）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
	● 設計図CADデータ	・設計図CADデータ ： ● 貸与する　○ 貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	○ 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和４年１月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 ~~2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。~~ ~~3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体の１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。なお、~~電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	● 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。（下表）

名称	仕様等	備考

提出図書等	仕様			部数
● 完成図面	○ 図面（A1版）折りたたみ製本 ● 図面（A3版）見開き製本	サイズ	● A4版 ○ 版	● 1部 ○ 部
● 工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの			● 1部 ○ 部
○ 完成写真	○ キャビネ版 ○	撮影箇所	○ 箇所 ○ 箇所	○ 1部 ○ 部
● 保全に関する資料	○ 建築物等の利用に関する説明書　○ 機器取扱い説明書 ○ 機器性能試験成績書　● 官公署届出書類 ○ 総合試運転調整報告書			● 1部
	建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。			○ 部
● 電子成果品	電子納品による			● 2部 ○ 部

章	項目	特記事項
	○ 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。 説明板の大きさは約＿＿m2とする。
	● 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集(令和 7 年版)によるほか、監督職員との協議による。
	○ 総合試運転調整	○ 本工事　○ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ○ 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定　○ 騒音の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 飲料水の水質の測定　○ 雑用水の水質の測定
	○ 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	○ 容量等の表示	1)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	○ 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次のものを示す。
○ 給水機器（　　）
○ 排水機器（　　）
○ 換気機器　○ 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災設備
○ 監視制御設備　○ 危険物貯蔵装置　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

章	項目	特記事項
	● 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ● 風圧力　風速（Vo= 34 m/s） 地表面粗度区分　（ ○Ⅰ　○ Ⅱ　● Ⅲ　○ Ⅳ ） ○ 積雪荷重　建設省告示第1455号における区域　別表（　）
	○ 配管	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○ 呼び径６０Ｓｕ以下（　ＳＡＳ３２２を満足した継手。 ） ○ 呼び径７５Ｓｕ以上（　　） (2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ）　○（ｄ）　○（ｅ） (3) 溶接部の非破壊検査　○ 不要　○ 要 （抜取率 ○ 標準仕様書(機械設備工事編)による。　○　　％ ）
	○ 絶縁継手	「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。
	● 地中埋設標等	(1) 地中埋設標　● 要（図示による。）　○ 不要 (2) 埋設表示用テープ　● 要（排水管を除く）　○ 不要
	● 保温	● 別表－２　保温工事仕様による。 ○ 屋外露出部（ ○ 下記の機器類 ○ 給水管 ○ 消火管 ○ 膨張管 ○ ドレン管（配管類には弁類を含む））は ○ 防凍保温　○ 凍結防止ヒーター）を行う。 （対象機器：　　） 防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。 凍結防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。 ○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　　）を適用する。 ○ 多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。） (○ 浴室（ユニットは除く）　○ 脱衣室　○　　○　　) ○ 屋内露出　（ ○ 実験室　○　　）の保温外装は（ ○ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ　○　　）とする。 ○ 合成樹脂製カバーは下記による。 ○ １シートタイプ　○２ジャケットタイプ　○３保温化粧カバータイプ
	○ 塗装、仕上げ	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ○ 屋外　○ ドレン管　(○ 指定色塗装　○　　) ○ 金属電線管　(○ 溶融亜鉛メッキ仕上げ［付着量300g/m²以上］○ 指定色塗装) ○ 屋内　○　(○ 指定色塗装　○　　)
	○ はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。
	○ 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編 1.5.1 表 4.1.11 による。
	○ 天井仕上区分	（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	● 吊り及び支持金物	（ ● 屋外　○　　）の吊り金物・支持金物類はステンレス製(SUS304)とする。
	● 施工調査	○ 下記によるほか、改修標準仕様書第１編1.5.1及び1.5.2による。 調査項目　○ 調査範囲　○ 図示　○ 調査方法　○ 図示　○ ○ はつり及び穿孔作業を行う場合、事前に走査式埋設物調査を行い報告すること。 ○ 石綿含有分析調査　○
	● 試験	既設配管を含む部分の試験　● 要　（方法及び圧力：常圧にて目視確認　）　○ 不要
	○ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	○ 他工事との取り合い	別表－３　工事区分表による。
	● 環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	● 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 安全対策	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 また、発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	● 保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額　請負代金全額 (3) 保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	● 施設点検	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、１年目及び２年目に関係者(教育施設課、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課からの依頼により、施設点検に立会い協力するものとする。
	● 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
	● 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	● 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。
	● 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○ 中間検査	1 通常工事時 中間検査を実施する　（ 回数　回 、 実施時期　　） 中間検査の範囲　（　　） 2 低入札価格調査制度調査対象工事時 千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)および中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。 なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
	○ 条件明示項目	○ 施工可能期間 月　日～　月　日　（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○ 改修工事の部分使用 月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（　　）
	● ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することとする。 １）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 ２）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事			M / 1
図名	機械設備工事特記仕様書（１）　R7.11	製図年月日	・ ・	千葉県

章	項目	特記事項
空気調和設備	○ 設計用温湿度	○ 下表による。　○（　　）の温度条件による。

	外気		屋内（調整目標）					
			一般系統					
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

章	項目	特記事項
空気調和設備	○ 鋼板製煙道	伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。 鋼板厚　（　○ 3.2mm　○ 4.5mm　）
	○ ダクト	○ 低圧ダクト　（　○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト　　）　とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	○ 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	○ チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	○ ダンパー	(1) 防煙ダンパー　　復帰方式（ ○ 遠隔　○　　）定格入力はDC24V、0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー　　復帰方式（ ○ 遠隔　○　　）
	○ 配管材料	(1) 冷温水管　○ (2) 冷却水管　○ (3) 油　管　○ (4) 蒸気管　給気管　○ 還　管　○ (5) 高温水管　○ (6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　○ (7) ドレン管　○ (8) 冷媒管　○
	○ 弁　類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K（図示部分））
		○ 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ○ 鋼管用伸縮継手の種類は図示による。 ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、　○ 流量調整弁　○ 定流量弁　を設置する。
	○ 温度計	取付け箇所は図示による。
	○ 圧力計	取付け箇所は図示による。
	○ 瞬間流量計	取付け箇所は図示による。 なお、瞬間流量計（ ○ 固定型　○ 着脱型）はピトー管方式とし、止水コック付とする。
	○ 油面制御装置	制御盤には、（ ○ 給油ポンプ制御　○ 満油警報　○ 遠隔警報　○ 漏えい検知警報 ○ 返油ポンプ制御　○ 減油警報　○　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管・配線は製造者の標準仕様とする。
	○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	○ 保温及び消音内貼り	○ 還りダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　○　　） ○ 外気ダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　○　　） ○ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 の温水管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は、除く) ○ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.5 の排水管の項による。 ○ 冷媒管の保温外装は別表－２による。
換気設備	○ ダクト	○ 低圧ダクト　（ ○ コーナーボルト工法（長辺の長さが 1500 mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト　　）　とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1番手厚いものを使用する。
	○ 風量測定口	取付箇所は図示による。
	○ ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	○ 排気ダクトのシール	○ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統　○ 厨房系統　○ 高圧2ダクトのシール　長方形ダクト　○ N＋A シール　○ B シール 円形ダクト　○ A、B シール　○ C シール
	○ チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	○ 保温	○ 全熱交換ユニット用の外気取入れダクト （ ○ 保温範囲及び仕様は図示による。　○　　） ○ 全熱交換ユニット用の排気用ダクト （ ○ 保温範囲及び仕様は図示による。　○　　） ○（ ○ 厨房　○ 湯沸室　○　　）の隠ぺいダクト（仕様はh・(イ)・IX）とし、範囲は図示による。
排煙設備	○ ダクト	○ 亜鉛鉄板　○ 普通鋼板（厚1.6mm）
	○ 排煙口の形式	○ 図示による。
	○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	○ ワイヤー式　○ 電気式（ 遠隔操作　○ 要　○ 不要 ）
	○ 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書(2023年版)（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
自動制御設備	○ 中央監視制御装置	○ 有り（ ○ 新設　○ 既設 ）　○　無し
	○ システム構成・機能	図示による。
	○ 電気計装用配線	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
衛生器具設備	○ 自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量は２Ｌ/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ○ 個別感知フラッシュ方式（一体型）　制御盤（ ○ 要　○ 不要　）
	○ 洗面器	手洗器は止水栓付とする。
	○ 標記板	○ 要　材質（ ○　　）　（ ○ 大便器　○ 小便器 ）　○ 不要
	○ 自動水栓の電源供給方式	○ ＡＣ電源　○ 自己発電　○
	○ 衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、図示による。
	○ 洋風便器	タンク式は６．５Ｌ/回以下とする。
	○ 浴室ユニット	仕様は別図による。

章	項目	特記事項
給水設備	○ 配管材料	(1) 一般配管　● 凡例による (2) 地中埋設配管　● 凡例による (3) 水道直結配管　○ 引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中配管は、（ ○　　）とし、他の部分は(1)による。
	○ 水栓	○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ○ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。 （ ○ ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）
	○ 量水器	○ 親メーター（ 貸与品 ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ） ○ 子メーター（ 買い取り ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ）
	○ 量水器桝	○ 水道事業者指定品（ ○ 貸与品　○ 買取り ）　○ 標準図 MC 形
	○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	● 弁　類	JIS 又は JV　○ 水道直結部分（ ○ 10K　○　　） ● その他の部分（ ● 5K　○　　） ○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	● 管の地中埋設深さ	● 管の上端より原則として、一般敷地は（30cm ）構内道路は（60cm ）以上とする。
	○ 水栓柱	○ 合成樹脂製　○ アルミニウム合金製　○ 人造石とぎ出し製　○ ステンレス製
	○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の（ ○ (a)　○ (b)　○ (c)　○ (d)　○ (e) ）による。
	○ 引込納付金等	○ 要　（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○　不要
排水設備	● 配管材料	(1) 屋内　汚水管　○　○ 雑排水管　○　○ 通気管　○ ポンプアップ排水管　○ (2) 屋外　第一桝まで　○ ○ 桝　間　● 凡例による ○
	○ 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。
	○ 満水試験継手	○ 標準仕様書第２編 2.4.8(5)による。　○ 図示の箇所に取り付ける。
	○ インバート桝・ため桝	○ プラスチック桝　（　○ 標準図による。　○　　） ○ コンクリート桝　（　○ 標準図による。　○ 本図面の施工要領図による。　○　　） ○
	○ 放流納付金等	○ 要　（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要
給湯設備	○ 配管材料	○
	○ 弁　類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K（図示部分））
		○ ステンレス配管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。
	○ 保温	湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編 3.1.5表 2.3.5のh・(イ)・IXとする。
消火設備	○ 配管材料	(1) 屋内消火栓　一般　● 凡例による 地中　○ (2) 連結送水管　一般　○ 地中　○ (3)　○ ○
	○ 屋内消火栓種別	○ 易操作性１号消火栓　○ ２号消火栓　○ 広範囲型２号消火栓　○
	○ 屋内消火栓開閉弁	○ １０ｋ
	● 保温	屋外露出配管は標準仕様書第２編 3.1.5　e2・(ハ)・Ⅷによる保温を行う。
	○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）（ ○ (a)　○ (b)　○ (c) ）による。
	○ 不活性ｶﾞｽ消火設備	別図による。
	○ 泡消火設備	別図による。
厨房設備	○ システム	○ ドライシステム　○
	○ 厨房用熱源	図示による。
	○ 機器の機能等	図示による。
ガス設備	○ ガス種別	○ 都市ガス　（供給者名：　　発熱量　　MJ/m3 (N) ） ○ 液化石油ガス
	○ 配管材料	○ 都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス　(1) 一般　○ (2) 地中　○
	○ 充てん容器	別途　（ ○ 50kg　○　　○　　）×　本
	○ 集合装置	○ 標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　　本組。
	○ 転倒防止等	○ 標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）（ ○ (a)　○ (b) ）による。
	○ メーター	○ 親メーター（貸与品）（　○ 直読式　○ パルス式（パルス発信器は ○ 買い取り）） ○ 子メーター（買い取り）（　○ 直読式　○ パルス式 ）
	○ ガス漏れ警報器	○ 本工事（図示による）　○ 別途工事 外部警報端子（ ○ 無　○ 有 ）
	○ 漏洩検知装置	○ 要　○ 不要
	○ 電気防食	○ 要　○ 不要
	○ 引込負担金等	○ 要（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要
	○ バルク貯槽	○ 横型　○ 竪型　（液化石油ガス貯蔵能力　　ｋｇ）
排水処理設備	○ 仕様等	別図による。
	○ 設備方式	○ 排水再利用　○ 浄化槽　○ 厨房除害
雨水利用設備	○ 仕様等	別図による。

章	項目	特記事項
撤去工事	● 撤去内容	● 図示による。 ○
	○ 保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	● 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
	○ 石綿含有品	撤去方法　○ 図示による　○
	● 発生材の処理	○ 金属類　（　○ 機器類　○ ダクト　○ 配管　○ その他金属類 ）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○　　）とする。 ○ 特別管理産業廃棄物　（　○　　○　　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○ 別途　）とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物　（　○ 配管用成形保温材　○ フランジ用ガスケット　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○ 別途　）とする。 ● 上記以外のもの　（　○　　○　　）の処理は （ ● 構外搬出適切処理　○ 別途　）とする。 ○ 建設リサイクル法における再資源化等を行なう特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。
	○ 冷媒（フロン類）の回収	○ 本工事　○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
その他	○ 上ガス対策	○ なし ○ あり　（ ○ 自然換気口　○ ガス抜き管　○ 強制換気装置　○ ガス検知器 ○ その他（　　）） ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事
図名	機械設備工事特記仕様書（２）　R7.11
製図年月日	・・

M
2
千葉県

別表－２
保温工事仕様　　＊　適用する保温区分　（ ● 印のついたものを適用し、○ 印のものは適用しない。）

区分	項目	施工箇所	保温材 GW	保温材 RW	保温材 PSF	保温仕様	外装材 カラー	外装材 SUS	外装材 AL
給排水衛生設備配管 給水管 排水管 （屋外露出、床下、暗渠内は除く。） （空調機等の排水管含む。）	給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	排水管・通気管		○	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	給水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	排水管・通気管		○	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
通気管 （屋外露出、床下、暗渠内は除く。） （排水管の分岐点より100mm以下の部分） 消火管 （屋外露出部分のみ） 給湯管 （膨張管含む）	給水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	○	アルミガラスクロス化粧保温筒 ＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	排水管・通気管		○	○	○		—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	給水管・消火管	屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む）	○	○	●	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	●	○
	給湯管	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
	給水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	給湯管		○	○	—		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW） ポリスチレンフォーム保温筒（PSF）	80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm						
給排水衛生設備機器 鋼製タンク 排気筒 貯湯タンク	鋼製タンク	屋内	○	○	○	鉛（PSFの場合鉛又は接着剤） ＋保温板（厚さ25mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	○		—	○	—
	貯湯タンク	屋内	○	○	—	鉛＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	排気筒	隠ぺい箇所	—	○	—	保温帯（厚さ50mm）＋鉄線 ＋アルミガラスクロス＋金網	—	—	—
空気調和設備配管 温水管 （膨張管含む） 蒸気管 （低圧（0.1MPa未満）の蒸気）	温水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	—	保温筒＋鉄線＋原紙 ＋アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温筒 ＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む）	○	○	—	保温筒＋鉄線 ＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	蒸気管	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
	温水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム ＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	温水管 蒸気管			80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm 25A以下：20mm、32A～50A：30mm、65A 以上：40mm			
冷水管 冷温水管 （膨張管含む） 冷媒管 ブライン管	冷水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム ＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○	保温筒＋粘着テープ ＋ポリエチレンフィルム ＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷水管 （水温度2～4℃）		—	—	○		—	—	—
	冷水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管 （水温度2～4℃）	天井内、パイプシャフト内	—	—	○		—	—	—
	冷水管	屋外露出	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	冷温水管	（バルコニー、開放廊下含む）	○	○	○		○	○	○
	冷媒管	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
	ブライン管		—	—	○		○	○	○
	冷水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ） ＋ポリエチレンフィルム ＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm						
		ポリスチレンフォーム保温筒（PSF）	冷水管・冷温水管			25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm			
			冷水管（水温度2～4℃）			20A以下：30mm、25A～100A：40mm、125A 以上：50mm			
			ブライン管			25A以下：40mm、25A～ 80A：50mm、100A 以上：65mm			
冷媒管 （断熱材被覆銅管）	ガス管保温厚	20mm以上				液管保温厚　10mm以上			
	外装材	屋内露出（一般居室、廊下）	○ 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○　　製 ）						
		機械室、書庫、倉庫	○ 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○　　製 ）						
		屋外露出	○ ステンレス鋼板　○ ○ 保温化粧ケース（ ○ 樹脂製　○　　製 ）						
空気調和設備機器 冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷水タンク 冷温水タンク 冷水タンク 温水ヘッダー 蒸気ヘッダー 蒸気ヘッダー 温水タンク 温水タンク 還水タンク 熱交換器 膨張タンク	冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷温水タンク 冷水タンク	屋内	○	○	○	鉛（PSFの場合鉛又は接着剤） ＋保温板（厚さ50mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	○		—	○	—
	温水ヘッダー 蒸気ヘッダー 温水タンク 還水タンク 熱交換器	屋内	○	○	—	鉛＋保温板（厚さ50mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	膨張タンク	屋内	○	○	—	鉛＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
空気調和設備ダクト	長方形ダクト （全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	鉛＋保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	○	○	—	鉛＋アルミガラスクロス化粧保温板 （厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む） 浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—	鉛＋保温板（厚さ50mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
	スパイラルダクト （全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温板 （厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出 （バルコニー、開放廊下含む） 浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない）	○	○	—	保温板（厚さ50mm） ＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
消音内張り	サプライチャンバー		○	○	—	鉛＋保温板（厚さ50mm） ＋ガラスクロス＋鋼きっ甲金網	—	—	—
	消音チャンバー・消音エルボ		○	○	—	鉛＋保温板（厚さ25mm）＋ガラスクロス	—	—	—
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい	○	○	—	鉛＋アルミガラスクロス化粧保温板 （厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
	円　形	屋内隠ぺい	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温帯（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
煙道	長方形		—	○	—	ブランケット（厚さ75mm）＋鉄線＋外装材	○	○	—
	円　形		—	○	—		○	○	—

※ 凡例　　保温材　GW ：グラスウール保温材　RW ：ロックウール保温材　PSF ：ポリスチレンホーム保温材
　　外装材　カラー：塗装亜鉛系めっき鋼板　SUS：ステンレス鋼板　AL ：溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
※　不燃材以外の配管が建築基準法施行令第112条第20項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する場合貫通部より 1m 以上はロックウール保温材を使用すること
※　配管の保温は、継手及び弁類を含む。図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書による。

別表－３
工事区分表

工事内容			施工区分 建築	施工区分 電気	施工区分 機械	
開口部	はり、床、壁貫通部		鉄筋補強	⊙	・	・	・
			スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	埋込形（分電盤、端子盤、プルボックス）、風道		鉄筋補強	⊙	・	・	・
	埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口、換気扇、大便器等		スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切込み		補強とも	⊙	・	・	・
			補強のない場合	・	⊙	⊙	・
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め			⊙	⊙	⊙	・
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ（工場加工）			⊙	・	・	・
基礎	屋内	配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
		受水槽、サービスタンク	上記以外	・	⊙	⊙	・
	屋外	配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	・	⊙	⊙	・
		受水槽、消火水槽	無筋基礎	・	・	・	・
	屋上	テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
		高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	・	⊙	⊙	・
	架台、アンカーボルト			・	⊙	⊙	・
				・	・	・	・
点検口	床、天井、壁			⊙	・	・	・
				・	・	・	・
	配線ピット、トレンチピット			⊙	・	・	・
				・	・	・	・
				・	・	・	・
				・	・	・	・
配管配線	機器付属の制御盤　（接地とも）		一次側	・	⊙	・	・
			二次側	⊙	⊙	⊙	・
	制御盤と動力盤の間　（接地とも）		電源供給	・	⊙	・	・
			操作　配管	・	・	・	・
			回路　配線（　）	・	・	・	・
	天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇　（接地とも）		電源供給	・	⊙	・	・
			操作　配管	・	・	・	・
			回路　配線（　）	・	・	・	・
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線			・	・	・	・
防油堤				⊙	・	・	・
インサート、吊りボルト				⊙	⊙	⊙	・
換気扇枠				・	・	・	・
外部取り付けガラリ（ダクト、チャンバー接続用フランジを含む）				⊙	・	・	・

別表－１

機材等	

冷媒配管支持要領

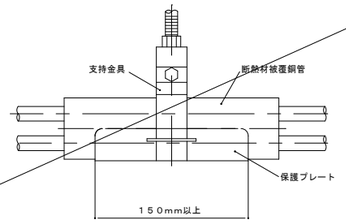

土間下配管詳細図

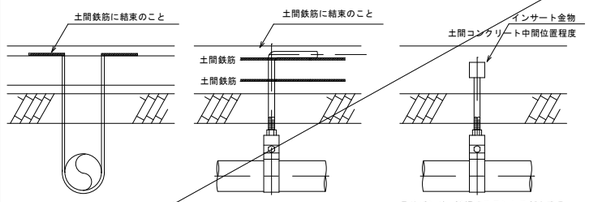

土間下地中配管は、9φ鉄筋（タールエポキシ塗り）にて、U字型支持のこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。
棒鋼を土間鉄筋に結束する場合は、直接、接しないよう電触防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。
棒鋼を土間鉄筋に仮止めする場合は、直接、接しないよう電触防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

インバート桝 施工要領図　　S-1 ・ S-2

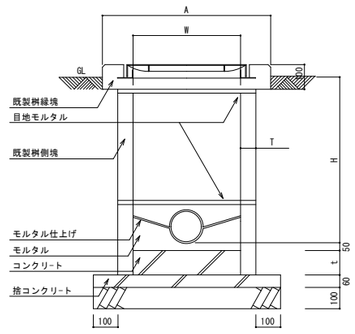

深さ / 寸法	H＝600以下	H＝600超
	S-1	S-2
W	450×450	600×600
T	45	50
t	100	120
A	700	850

1. 蓋は鋳鉄製防臭蓋とする。（鎖付き、汚水マーク入り）
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 既製桝側塊、縁塊は、ズレを防止する構造とする。

ため桝 施工要領図　　R-1 ・ R-2

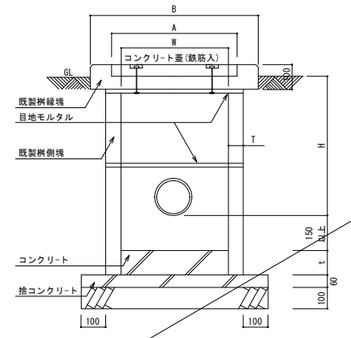

深さ / 寸法	H＝600以下	H＝600超
	R-1	R-2
W	450×450	600×600
A	520×520	670×670
B	650×650	800×800
T	45	50
t	100	120

1. コンクリート蓋は、既製桝用とし、鉄筋入とする。
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 鋳鉄蓋を使用する場合は汚水桝に準ずる。

桝蓋仕様

名称	記号	実内径	受枠	安全荷重	備考
防臭中耐蓋	MHA-45	450φ	560	1500kg以上	
防臭中耐蓋	MHA-60	600φ	710	1500kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-45	450φ	560	5000kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-60	600φ	710	5000kg以上	

桝標準構成表

W	H	側塊 150H	側塊 300H	側塊 450H	側塊 600H	既製縁塊
450	250 ～ 400				1	1
450	400 ～ 550	1			1	1
450	560 ～ 700		1		1	1
450	710 ～ 850			1	1	1
600	530 ～ 680		1		1	1
600	690 ～ 830	1	1		1	1
600	840 ～ 980				2	1
600	990 ～ 1130	1			2	1
600	1140 ～ 1280		1		2	1
600	1290 ～ 1430	1	1		2	1

凡例

記　号	名　称	管　種	規　格	備　考
——— - ———	給水管	水道用硬質塩ビライニング鋼管(VD)	JWWA K 116	埋設配管
		水道用硬質塩ビライニング鋼管(VA)	JWWA K 116	屋外露出
———————	汚水管 雨水管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	
——— X ———	消火管	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	
□		**地中埋設標**	JWWA K 144	

標準図

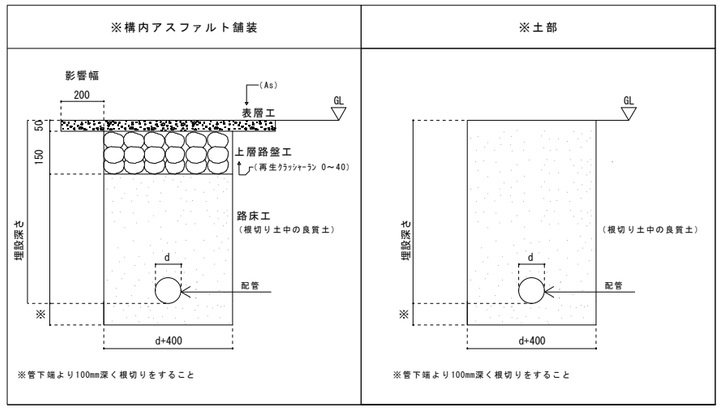

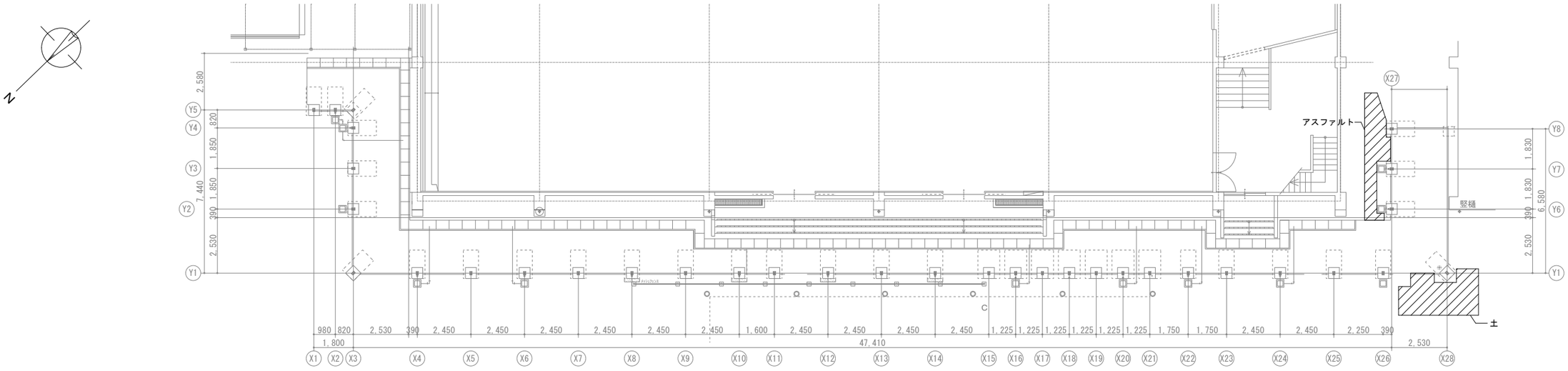

※渡り廊下部の掘削埋戻し、舗装撤去復旧は建築工事による

掘削範囲　1/100

掘削範囲

株式会社イデア建築設計事務所 一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号 管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹	工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺　A1：1/100　A3：1/200
	図面名	凡例・標準図・掘削範囲図	NO. M-04

撤去

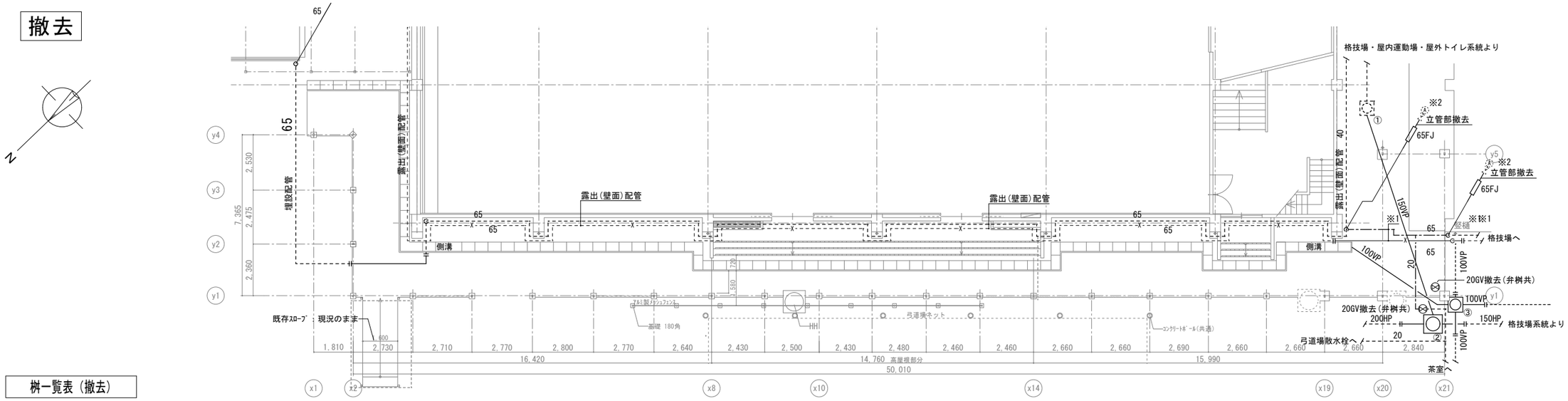

太点線：既存（残置）
上記以外の太線：撤去

桝一覧表（撤去）

記号	名　称	規　格	管底深さ (mm)	蓋仕様	備考
①	汚水桝	450x450	750	鋳鉄蓋	既存残置
②	汚水桝	600x600	820	鋳鉄蓋	
③	雨水枡	450x450	470	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	

※1屋内運動場と格技場間の配管について
給水管：埋設
消火管：屋外露出（渡り廊下屋根鉄骨部に固定）
※2エア抜き弁回りは残置
※3特記なき配管は地中埋設配管とする
※4消火管改修中、格技場内の屋内消火栓前に消火器を設置すること。
対象箇所2箇所。（消火栓1箇所につき消火器1個を想定）

平　面　図　A1:1/100　A3:1/200

改修

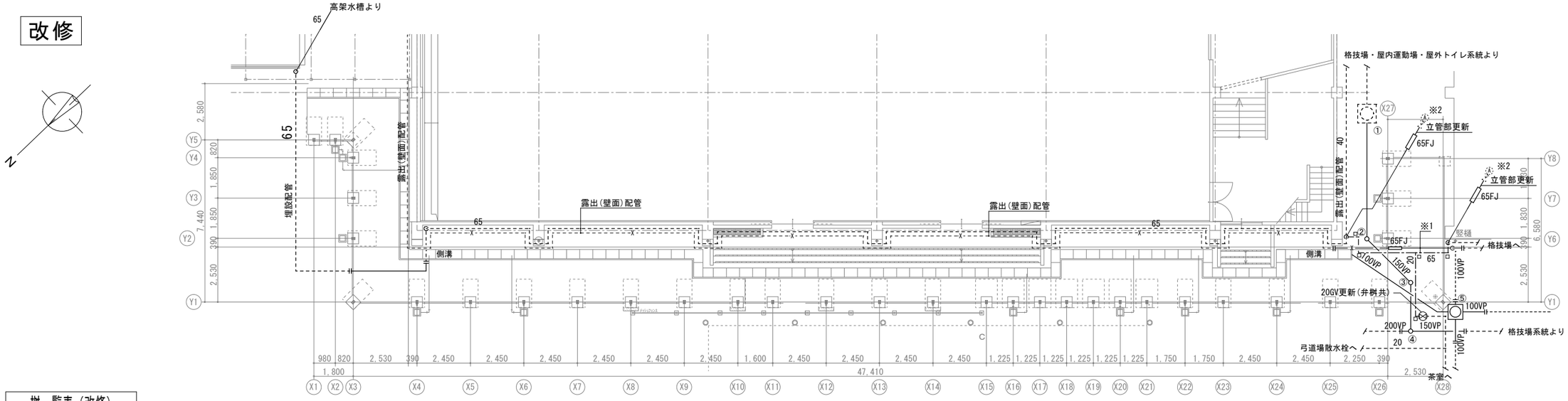

太点線：既存（残置）
上記以外の太線：改修

桝一覧表（改修）

記号	名　称	規　格	管底深さ (mm)	蓋仕様	備考
①	汚水桝	450x450	750	鋳鉄蓋	既設
②	汚水桝	小口径塩ビ桝φ200	790	鋳鉄蓋（T−8）	
③	汚水桝	小口径塩ビ桝φ200	810	塩ビ蓋	
④	汚水桝	小口径塩ビ桝φ200	840	塩ビ蓋	
⑤	雨水枡	RC-2	470	鋳鉄蓋（MHA）	

※1屋内運動場と格技場間の配管について
給水管：埋設
消火管：屋外露出（渡り廊下屋根鉄骨部に固定）
※2エア抜き弁回りは既存利用
※3特記なき配管は地中埋設配管とする

平　面　図　A1:1/100　A3:1/200

株式会社イデア建築設計事務所
一級建築士事務所　千葉県知事登録　第1-2401-6097号
管理建築士　一級建築士　第268856号　舘野　茂樹

工事名	千葉県立浦安高等学校渡り廊下改築工事	縮尺	A1：1/100 A3：1/200	NO.
図面名	給排水・消火設備平面図			M-05